令和 6 (2024) 年度 自 己 点 検 評 価 書

> 令和 7(2025) 年 6 月 奥羽大学

目 次

Ι.		建:	学(り	青衣	申	• ;	大:	学(か :	基	本	理	念	. 1	使í	命	-	3 £	的、	. 7	大皇	学の	り	固作	生.	特	5包	5	手 •	•	•	•	•	1
Π.	•	沿.	革	•														•		•		•	•						•			•		•	5
Ш.		評	価村	幾	構	5 \$5	定	め	る	基	.準	10	基	づ	`	自	2	.評	価	į ·														•	10
;	基	準	1.	佢	吏台	j	-	目	的	•	•	•	•	•	•	•					•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•		10
		-	2.																																14
	_		3.																																27
	_	•	4.	-				.—																											49
			5.																																65
;	基	準	6.	糸	圣宫	含 .	. f	管:	理	_ ځ	財	務	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		78
IV	•	特	記	事:	項		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•		•		•	•				•	89
V		法	令	等(のi	尊 :	守	状	況	_	覧						•																		90

- I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等
- 1. 建学の精神・大学の基本理念
- ・学校法人晴川学舎 建学の理念

高度な専門知識と技術を備えた人間性豊かな人材を育成する。

・本法人が運営する奥羽大学は、在学中に「礼儀正しさ」を各人に備えさせ、思いやりの 心を持つ人間性豊かな人材を育成するとともに、広く知識を養い、深く専門の学芸を教 授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を育成し、国民の福祉と文化の発展に寄与する ことを目指している。

2. 使命・目的

- ・奥羽大学の目的は奥羽大学学則第1条に次のように規定している。
 - 第1条 奥羽大学は、教育基本法並びに学校教育法に基づき、広く知識を養うと共に、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を育成し、国民の福祉と 文化の発展に寄与することとし各学部のその目的は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 歯学部は、高度な専門知識と技術を備えた人間性豊かな歯科医師を養成することを目的とする。
 - (2) 薬学部は、高度な専門知識と技術を備えた人間性豊かな薬剤師を養成することを目的とする。
- ・奥羽大学大学院の目的は奥羽大学大学院学則第1条に次のように規定している。
 - 第1条 奥羽大学大学院は、歯学及び歯学に関連する学術において深く理論応用を教授かつ研究し、その奥義を究め、歯学の進歩と社会の福祉並びに文化の発展に寄与するとともに、有為な研究指導者を育成することを目的とする。
- ・奥羽大学は、人間性豊かな歯科医師、薬剤師を養成するという目的を達成するために次 の教育目標を掲げて取り組んでいる。
- 1) 歯学部の教育目標
- (1) 医療人に求められる幅広い教養、社会性及び倫理観を涵養する。
- (2) 歯科医療に求められる高度な専門知識及び技能を習得する。
- (3) 医療の場において自ら問題を発見し解決していく能力を身につける。
- (4) 生涯にわたり歯科医師としての自己開発に努める習慣を身につける。
- (5) 医療、保健、福祉において他の医療人と協調・連携する能力を研鑽する。

2) 薬学部の教育目標

- (1) 医療人として必要なコミュニケーション能力、倫理観及び豊かな人間性を涵養する。
- (2) 薬学の発展に寄与できる高度な専門知識および研究能力を習得する。
- (3) 国民の健康を守り、地域の保健・医療・福祉に貢献できる能力を研鑽する。
- (4) 患者及び医療従事者に薬剤の適正使用に関する情報を提供できる能力を習得する。
- (5) 学問の進歩に対応できる柔軟な思考力と問題発見・解決能力を身につける。

3) 大学院歯学研究科の教育目標

- (1) 歯学、歯科保健医療に関連する広範な分野における学識を深め、研究者としての教養、社会性、倫理観を身につける。
- (2) 研究者として自立して研究活動を行うに必要な研究能力並びに専攻分野における高度で先進的・専門的な知識・技能を修得する。
- (3) 歯学に関連する分野における研究を積極的に推進し、その成果を社会に還元して口腔保健医療の発展と向上に役立てる。

3. 大学の個性・特色等

1) 自然豊かで広大なキャンパス

- ・奥羽大学は、東北地方の中核都市、人口約32万人の福島県郡山市にあり、キャンパスは JR 郡山駅より北西2.5km、磐越西線郡山富田駅より300m東に位置している。法人本 部のある校地面積は7万3.654㎡を有し、校舎面積は3万3.010㎡である。
- ・自然豊かなキャンパスには、17棟の建物とテニスコート、アーチェリー練習場、薬用植物園、日本庭園、駐車場などの環境を整えている。

2) 教育の特色

(1)6年一貫の教育カリキュラム

歯学部

- ・「歯科医学教授要綱」及び「歯学教育モデル・コア・カリキュラム」並びに「歯科医師国 家試験出題基準」に則った6年一貫の教育カリキュラムを組み、歯科医学教育を実践し ている。
- ・授業は学生が集中力を維持できるよう60分間とし、学力の向上を目指している。
- ・入学初年度には「医療倫理学」「歯科医学演習」「歯科医療概論」「基礎歯学概論 I 」「臨 床歯学概論」を設け、歯科医師としての心構え、人間性、倫理観及び歯科医療に必要な 知識と技術を習得させる教育を行っている。
- ・第1学年から第3学年までは、本学独自の「歯科医療人間学」を設け、基本的なコミュニケーションや日常習慣の重要性を認識する態度、知識及び技能を修得する教育を行っている。また、「科目選択ゼミナール」を設け、不得意科目に対して少人数体制で指導している。

- ・第1学年から第4学年で行っている「エレクティブスタディ」は、学年を問わず学生が 主体的に興味・関心を持つ講座・分野を選択し、当該分野の研究室に出向して学修・研 鑽している。
- ・第5学年の臨床実習は、歯学部附属病院の全ての診療科をローテーション方式で実施している。プレクリニック及び診療参加型臨床実習では Portfolio と Active Learning を行っている。地域医療研修として歯学部附属病院内の歯科以外の職種や部署担当者の業務に関する動画での研修、並びに介護老人保健施設や介護老人福祉施設での歯科訪問診療を行っている。
- ・東日本大震災を経験・被災した大学として、大規模災害などに際して社会貢献できる歯 科医師の育成を目標に第3学年と第6学年で「災害歯科医学」を開講している。
- ・「授業概要」には、各科目の授業内容と「歯学教育モデル・コア・カリキュラム」及び「歯科医師国家試験出題基準」の URL と QR コードを掲載し、それぞれ関連づけて学修できるよう工夫している。

薬学部

- ・「薬学教育モデル・コア・カリキュラム」に準拠した6年制薬学教育を実践している。
- ・年間の課程は4学期制を採用し、一部の科目には週2回開講のセメスター制を導入する ことで、時間割を効率化している。
- ・入学前教育として高校理科系科目のリメディアル教育を行っている。化学、生物、物理、数学、国語(読解力)の自習用 DVD 教材を入学予定者に推奨し、教員が開発したテキストで準備学習を促している。入学直前にはスクーリングを行い、基礎知識の定着とともに能動的な学習法と実験も取り入れた基礎技能を指導している。
- ・一般教養科目は、「薬学周辺」「人文科学」「社会科学」「外国語」「実技」に区分し、令和 2(2020)年度以前の入学生では 4 年次まで、令和 3(2021)年度から令和 5(2023)年度の入学生では 3 年次まで、令和 6(2024)年度以降の入学生では 2 年次まで履修可能としている。さらに、第 1 学年では準備教育として「理科」「数学」の基礎科目、ICT 教育に重点を置いている。
- ・倫理教育、コミュニケーション教育を第1学年から第4学年まで体系的に配置し、医療 人に必要な倫理観の醸成と、コミュニケーション技能の向上を図っている。
- ・第2学年から第4学年までは薬学専門科目を体系的に配置して知識の確実な定着を図る とともに、適切な時期に実習や演習を実施して技能の養成を行っている。
- ・第5学年は病院・薬局の実務実習で、歯学部附属病院のほか関東・東北などの各地に出向して学修している。
- ・第4学年から第6学年までの卒業研究では、研究課題を通して薬学の知識を総合的に理解し、科学的根拠に基づく問題発見・解決する態度及びプロセスを学修している。
- (2) 特待生制度と入学試験制度
- ・本学の入学試験区分は、令和 2(2020)年度実施分より、「総合型選抜」「学校推薦型選抜」「一般選抜」の各入学試験及び編入学試験に加え、歯学部では同窓特別選抜入学試験を、薬学部では帰国生徒入学試験を実施している。受験生の歯学部、薬学部離れに加え、平成 23(2011)年に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響で現在でも定員を充足できない状態が続いている。

・経済的理由により大学進学を諦めざるを得ない生徒への修学支援、かつ優秀な生徒を本学に迎え入れるため、在学 6 年間の授業料相当額を奨学金として給付する特待生制度を平成 27(2015)年度から実施し、現在も特待生選抜入学試験として継続実施している。加えて、歯学部における同窓生・教職員子女に対する授業料減免する特待生制度も来年度より実施する予定である。

(3) 国際交流

- ・歯学部は、韓国「慶熙大学」及び米国「ロマリンダ大学」と姉妹校協定を結んでおり、学 術交流及び研修を行っている。
- ・本学学生で学業成績及び人物が特に優れた者が海外留学または海外研修を行う際には、「奥羽大学影山晴川育英奨学金」を支給する制度がある。

(4) 社会人の受入れ

- ・歯学部、薬学部では社会人特別入学試験を実施し、歯科医師あるいは薬剤師となって社 会に貢献したいという強い意欲のある志望者に門戸を開いている。
- ・大学院では社会人特別選抜制度を導入し、開業歯科医師や勤務歯科医師に先端的な歯科 医学の知識と技術を学ぶ機会を与え、歯学研究に取組む意欲を持つ歯科医師の要求に応 えている。
- ・本学教員も社会人大学院生として入学が可能であり、最新の歯学研究に取り組むことで 高度な研究能力が養成され、教員の学識能力の向上に寄与している。

3) 歯学部附属病院

- ・歯学部附属病院は、10 診療科のほかに13 専門外来を設置し、地域医療機関と連携して地域医療に取組んでいる。なかでも障がい児・者の歯科診療に注力し、障がい児は小児歯科が、成人の障がい者は地域医療支援歯科が中心となって診療にあたり、障がい児・者のQOLの向上を図っている。障がい児・者に対する日帰り全身麻酔下の歯科治療は、令和6(2024)年度実績として年間220件を実施し、患者の負担軽減に努めている。
- ・歯科医師臨床研修は、厚生労働省認定の単独型臨床研修施設及び管理型臨床研修施設として、「単独型研修プログラム」「地域医療短期研修プログラム」「地域医療長期研修プログラム」を管理・運営している。また、歯学部附属病院は地域歯科診療支援病院の指定を受けている。そのほか 10 施設からの委託診療と訪問診療を引き受けている。
- ・薬学部の実務実習では院内薬局での実習や入院患者に対する服薬指導など、ベッドサイドの実習を実施している。

Ⅱ. 沿革

1. 本学の沿革

昭和 47(1972).02 学校法人東北歯科大学(入学定員 120 名)設置認可

昭和 47(1972).04 東北歯科大学第 1 回入学式

昭和 53(1978).03 第1回卒業式

昭和 61(1986).03 大学院歯学研究科博士課程(入学定員 19 名)設置認可

昭和 61(1986).04 大学院第 1 回入学式

昭和 61(1986).12 歯学部入学定員の変更(120 名より 100 名に削減)認可

昭和 63(1988).12 文学部 (英語英文学科、フランス語フランス文学科、日本語日本文

学科) 設置認可

学校法人東北歯科大学を学校法人晴川学舎に名称変更認可

東北歯科大学を奥羽大学に名称変更認可(1989年4月1日より)

平成元(1989).04 奥羽大学第1回入学式 校章、校旗、校歌の変更

平成 2(1990).04 大学院歯学研究科第 1 回学位記授与式

平成 3(1991).04 文学部入学定員の変更

(200 名から 350 名に増員、'99 年までの期限付き)認可

平成 3(1991).09 解剖学棟落成

平成 5(1993).03 文学部第1期生卒業式

平成 10(1998).12 大学院歯学研究科収容定員の変更認可

(76 名から 72 名に削減、平成 11(1999)年 4 月 1 日より)

平成 11(1999).07 文学部の期間を付した入学定員の廃止に伴う

収容定員数の変更(800名から1,100名に増員)認可

平成 15(2003).08 文学部学生募集停止

平成 16(2004).11 薬学部(薬学科)設置認可、薬用植物園新設

平成 17(2005).04 薬学部 (薬学科) 開設

平成 17(2005).07 薬学部修業年限延長に係る学則変更届

平成 17(2005).09 奥羽大学収容定員の変更(1,400 名から 1,800 名に増員) 認可

平成 19(2007).03 文学部廃止

平成 20(2008).04 薬学部収容定員数の変更届 (1,200 名から 840 名に削減) 認可

平成 22(2010).03 大学基準協会の基準適合認定

平成 29(2017).03 日本高等教育評価機構の基準適合認定

平成 31(2019).03 薬学教育評価機構の基準適合認定

令和 4 (2022).04 歯学部開設 50 周年

令和 5(2023).04 奥羽大学収容定員の変更(1,440 名から 1,080 名に削減、歯学部が

600 名から 480 名に削減、薬学部が 840 名から 600 名に削減) 認

可

令和 6(2024).03 日本高等教育評価機構の基準適合認定

2. 本学の現況

・大学名

奥羽大学

• 所在地

福島県郡山市富田町字三角堂 31番1

• 学部構成

歯学部歯学科 薬学部薬学科 大学院歯学研究科(博士課程)

• 学生数、教員数、職員数

歯学部・薬学部の学生数

令和 6(2024)年 5 月 1 日現在

学年		歯学部	歯学科			薬学部	薬学科		- 合計	
子牛	定員	男	女	小計	定員	男	女	小計		
1年	80	21	9	30	100	10	14	24	54	
2年	80	28	11	39	100	28	35	63	102	
3年	100	33	14	47	140	22	29	51	98	
4年	100	58	27	85	140	35	37	72	157	
5年	100	35	19	54	140	41	48	89	143	
6年	100	79	18	67	140	44	50	94	161	
計	560	224	98	322	760	180	213	393	715	
充足率	_	_	_	57.5%	_	_	_	51.7%	54.2%	

令和 7(2025)年 5 月 1 日現在

		歩学站	歯学科						
学年		四十四	困于作			薬学部	来于付		合計
, ,	定員	男	女	小計	定員	男	女	小計	ī
1年	80	25	12	37	100	20	32	52	89
2年	80	20	10	30	100	10	18	28	58
3年	80	25	11	36	100	21	31	52	88
4年	100	51	22	73	140	24	32	56	129
5年	100	37	19	56	140	30	31	61	117
6年	100	53	22	75	140	49	68	117	192
計	540	211	96	307	720	154	212	366	673
充足率		_		56.9%			_	50.8%	53.4%

大学院歯学研究科の学生数

令和 6(2024)年 5 月 1 日現在

学年	募集人員		歯学研究科									
子牛	券 朱八貝	一般	社会人	留学生	合計							
1年	18	1	9	0	10							
2年	18	3	13	0	16							
3年	18	3	11	0	14							
4年	18	2	10	0	12							
5年	_	0	18	0	18							
計	72	9	61	0	70							

令和 7(2025)年 5 月 1 日現在

学年	古生 / 吕		歯学	研究科	
子牛	募集人員	一般	社会人	留学生	合計
1年	18	1	12	0	13
2年	18	1	9	0	10
3年	18	1	15	0	16
4年	18	3	10	0	13
5年	_	0	10	0	10
計	72	6	56	0	62

教員数.職員数

歯学部·大学院

	令利	口 6(2024)年	令和 7(2025)年				
		5月1日		5月1日				
区分	歯学	部・大学	学院	歯学部・大学院				
職名	男	女	合計	男	女	合計		
教 授	24	2	26	23	3	26		
准教授	6	2	8	14	1	15		
講師	38	10	48	28	10	38		
助 教	33	9	42	30	8	38		
助手	4	3	7	9	6	15		
合 計	105	26	131	104	28	132		

薬学部

	令和	日 6(2024)年	令和 7(2025)年				
		5月1日		5月1日				
区分		薬学部		薬学部				
職名	男	女	合計	男 女 合計				
教 授	17	2	19	18	20			
准教授	9	1	10	9	0	9		
講師	4	1	5	2	1	3		
助 教	0	1	1	1	0	1		
助 手	0	0	0	0	2	2		
合 計	30	5	35	30 5 3				

専任教員の年齢構成(令和 6(2024)年 5 月 1 日現在)

年齢構成	歯学部	率	薬学部	率
	(人)	(%)	(人)	(%)
20 歳代	13	10%	0	0%
30 歳代	46	35%	3	9%
40 歳代	30	23%	10	28%
50 歳代	28	21%	17	48%
60 歳代	13	10%	3	9%
その他	1	1%	2	6%
合 計	131	100%	35	100%

専任教員の年齢構成(令和 7(2025)年 5 月 1 日現在)

年齢構成	歯学部	率	薬学部	率
	(人)	(%)	(人)	(%)
20 歳代	15	11%	2	6%
30 歳代	50	38%	2	6%
40 歳代	27	20%	8	23%
50 歳代	26	20%	18	51%
60 歳代	13	10%	3	8%
その他	1	1%	2	6%
合 計	132	100%	35	100%

職員の構成

	令和	च 6(2024)年	令和 7(2025)年				
	5月1日			5月1日				
職員	男	女	合計	男	女	合計		
事務職員	13	15	28	10	16	26		
技能労働職員	7	1	8	10	1	11		
医療職員	5	45	50	4	50	54		
臨時職員	3	7	10	0	7	7		
合 計	28	68	96	24	74	98		

正職員の年齢構成(令和 6(2024)年 5 月 1 日現在)

年齢構成	男	女	合計	率
	(人)	(人)	(人)	(%)
20 歳代	1	24	25	27%
30 歳代	1	8	9	9%
40 歳代	4	7	11	11%
50 歳代	12	22	34	35%
60 歳代	7	6	13	14%
その他	3	1	4	4%
合 計	28	68	96	100%

正職員の年齢構成(令和 7(2025)年 5 月 1 日現在)

年齢構成	男	女	合計	率
	(人)	(人)	(人)	(%)
20 歳代	1	25	26	28%
30 歳代	0	8	8	9%
40 歳代	1	7	8	9%
50 歳代	11	18	29	32%
60 歳代	9	7	16	18%
その他	2	2	4	4%
合 計	24	67	91	100%

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命 · 目的

- 1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映
- 1-1-①学内外の周知
- 1-1-②中期的な計画の反映
- 1-1-③三つのポリシーへの反映
- 1-1-4研究組織の構成との整合性
- 1-1-⑤変化への対応
 - (1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

1-1-①学内外の周知

- ・本学の使命・目的及び教育目的は、大学案内、本学ホームページ、大学ポートレート等により学内外に公表し、周知を図っている。【1-1-1】【1-1-2】【1-1-3】
- ・入学式では、理事長あるいは学長から新入生と教育支援者に対して建学の理念、目的、 沿革等を説明し周知を図っている。【1-1-4】
- ・在学生及び教職員に対しては、年度初めの全体集会や学年別ガイダンスで説明するとと もに、「授業概要」に明記している。【1-1-5】【1-1-6】【1-1-7】
- ・受験希望者やその教育支援者に対しては大学説明会、オープンキャンパスなどで学長あるいは学部長が説明している。【1-1-8】
- ・その他、自己点検・自己評価報告書を本学ホームページで公表するとともに、進学相談会、高校訪問、高大連携講座、公開セミナー、公開講座など、様々な機会を通じて本学の使命・目的と教育目的について言及し、学外に対して周知を図っている。

【エビデンス集・資料編】

- [1-1-2] OHU UNIVERSITY GUIDE BOOK p1~2
- 【1-1-2】 奥羽大学ホームページ 大学紹介
- 【1-1-3】 大学ポートレート
- 【1-1-4】 奥羽大学報 177 号 p1~2
- 【1-1-5】 授業概要 2024 年度奥羽大学歯学部「歯学部の学生諸君へ」
- 【1-1-6】 2024 年度授業概要薬学部奥羽大学 pi
- 【1-1-7】 2024(令和 6)年度授業概要與羽大学大学院歯学研究科 p2
- 【1-1-8】 奥羽大学オープンキャンパス PPT 資料

1-1-②中期的な計画への反映

・本学は、入学者が卒業するまでの6年間を見通して、教育・研究、業務運営の改善・効率化、財務内容の改善、自己点検・評価、情報提供のそれぞれについて中期目標を定め、その中期目標を達成するための中期計画を作成している。この中期目標・中期計画は、「人間性豊かな歯科医師・薬剤師を養成する」という本学の使命・目的及び教育目的を達成するためのものであり、中長期的な計画に反映させている。【1-1-9】

【エビデンス集・資料編】

【1-1-9】 奥羽大学 中期目標・中期計画一覧表 奥羽大学ホームページ 情報公開 事業の概要

1-1-3三つのポリシーへの反映

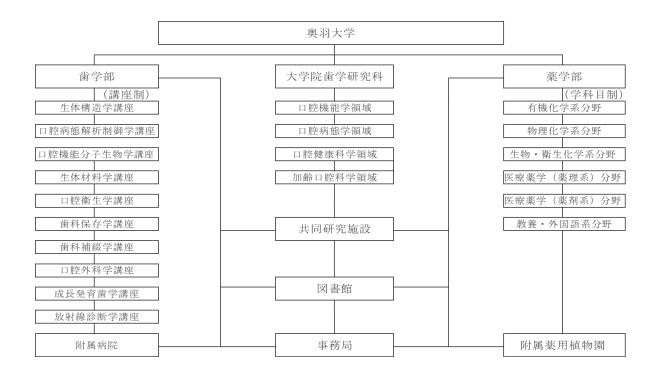
- ・本学の使命・目的及び教育目的は三つのポリシーに反映させている。
- ・アドミッション・ポリシーでは、学力だけでなく人間性豊かな医療人の育成にとって重要な他者を尊重し思いやる心、医療人にふさわしい倫理観を持つ学生を求めている。
- ・カリキュラム・ポリシーでは、本学のカリキュラムが「高度な専門知識と技術を備えた 人間性豊かな人材を養成する」ためのものであると明示している。
- ・ディプロマ・ポリシーでは、医療人として良心と尊厳のもとで人道的配慮ができ、豊かな人間性と倫理観を持ち、保健、医療、福祉分野に貢献できる学生に対して学位を授与するとしている。【1-1-10】【1-1-11】【1-1-12】【1-1-13】

【エビデンス集・資料編】

- 【1-1-10】 授業概要 2024 年度奥羽大学歯学部 p1~3
- 【1-1-11】 2024 年度授業概要薬学部奥羽大学 piv~vi
- 【1-1-12】 奥羽大学ホームページ 大学紹介 3つのポリシー
- 【1-1-13】 大学ポートレート

1-1-4)教育研究組織の構成との整合性

・本学の目的及び教育目標を達成し、社会のニーズに応えるべく、6 年一貫教育プログラムを実施し得る教育研究組織を構成している (次頁図)。【1-1-14】



- ・歯学部は、基礎系歯学 5 講座 9 分野と臨床系歯学 5 講座 14 分野の計 10 講座 23 分野のほか、教養科目と総合臨床医学科目を配置している。また、歯学部附属病院は第 5 学年の臨床実習の場として歯科 9 診療科の外来と病棟を設置している。
- ・薬学部は、基礎系薬学3分野と医療系薬学2分野及び教養・外国語系分野を配置している。
- ・両学部とも、使命・目的及び教育目的を達成するためのプログラム編成に対応した教育 研究組織であり、構成などを含めた全体の整合性も十分に図られている。
- ・大学院歯学研究科は 4 領域 18 専攻科を有し、理念及び使命・目的・教育目的を達成できる組織である。【1-1-15】

【エビデンス集・資料編】

【1-1-14】 奥羽大学の教育研究組織図 奥羽大学ホームページ 情報公開 役割分担組織図

【1-1-15】 2024(令和 6)年度授業概要奥羽大学大学院歯学研究科 p23

1-1-⑤変化への対応

- ・本学の使命・目的は建学以来不変で、歯科医師・薬剤師の養成の基本となるもので、歯 科医師法や薬剤師法などの法令が変わらない限り、変らないものと考えている。
- ・教育目標は、時代の要求や社会のニーズ、医療・薬剤・技術の進歩などの社会情勢に対応できる医療人を育成するために絶えざる修正や変更が必要である。これまでも歯学部では、「歯学教育モデル・コア・カリキュラム」「歯科医師国家試験出題基準」の改訂に伴い見直しを行い、薬学部では「薬学教育モデル・コア・カリキュラム(令和4年度改訂

版)」に対応して、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを見直し、令和 6(2024) 年度入学生から適用している。【1-1-16】【1-1-17】

・大学院では三つのポリシーとカリキュラムマップ、カリキュラムツリーの見直しを毎年 行い、カリキュラムの改定を行っている。【1-1-18】

【エビデンス集・資料編】

- 【1-1-16】 2024 年度授業概要奥羽大学歯学部 p1~4
- 【1-1-17】 2024 年度授業概要薬学部奥羽大学 piv~v
- 【1-1-18】 2024(令和 6)年度授業概要奥羽大学大学院歯学研究科 p3~7

(3) 1-1 の改善・向上方策 (将来計画)

- 本学の使命・目的は、創立以来、一貫した理念と方針を堅持している。
- ・教育目標は、時代の変化や社会のニーズなどの社会情勢に対応して、教授会や大学院研 究科委員会等で定期的に点検しており、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポ リシー、ディプロマ・ポリシーに反映させ、「授業概要」に記載している。
- ・ホームページや印刷物など大学を紹介する媒体での公表は、その適切性を継続して検証 しながら、表現も含めて見直しを図り、教育目標をさらに改善・向上させていく。
- ・歯学・薬学の今後の発展に伴って、教育目標の適切性を定期的に検証し、必要な場合に は躊躇なく果断に改善を行う。

[基準1の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

- ・歯学部カリキュラム・ポリシーの5にある「超高齢社会のニーズに対応し」を実践するために、歯科補綴学講座に「高齢者歯科学分野」を創設し「高齢者歯科学」に特化した教員を配置することにより、高齢者の生理的特徴のみならず歯科補綴学を中心とした歯科医療を実施し、教育に取り入れていることは評価できる。加えて、令和6(2024)年度からは「障害者歯科学分野」を創設し教員を配置することにより、障害者の歯科医療に関しても附属病院での医療行為のみならず教育にも取り組んでいる。
- ・薬学部では、薬学教育モデル・コア・カリキュラムのキーワードである「未来の社会や 地域を見据え、多様な場や人をつなぎ活躍できる医療人の養成」を目指すべく、令和 5 (2023)年度にポリシーワーキンググループが中心となって、ディプロマ・ポリシーお よびカリキュラム・ポリシーの全面的な見直しを実施している。
- ・大学院カリキュラム・ポリシーの3にある「歯学研究に関連する幅広い知識を修得する」 を実践するために、大学院では歯学部での講座制とは異なる4領域と18専攻科を編成 することにより、研究に対しての新たな見識や取り組みが創造され、多くの大学院生の 指導に生かされていることは評価できる。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

- ・歯学部臨床実習実施内容の一部がカリキュラム・ポリシーの 5 と相違がみられるため、 速やかに是正する。
- ・薬学部の三つのポリシーについて様々な方法で周知を図っているが、大学のホームペー

ジ上のディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーが **2024** 年度中は更新されていなかった。

- ・大学院カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの実現のために、講義科目とセミナーの内容を検討し、充実させる。
- (3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定
- ・歯学部第5学年臨床実習のカリキュラム構成と実施内容をカリキュラム委員会と臨床実習委員会で検討し、カリキュラム・ポリシーの5の内容を次年度シラバスでは訂正する。
- ・薬学部の新しいディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーについては、現在更新 されているが、ホームページ上の情報の更新について密接な連携を図っていきたい。
- ・大学院の講義科目の内容を大学院運営委員会、大学院研究科自己点検・自己評価委員会 で再検討し、科目の変更や学修内容の変更に着手する。加えて、カリキュラム・ポリシ -5にある「海外研究者のセミナー」を開催するよう計画する。

以上より、本学は「基準1」全般について十分満たしているものと判断する。

基準 2. 内部質保証

- 2-1. 内部質保証の組織体制
- 2-1-①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立
 - (1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

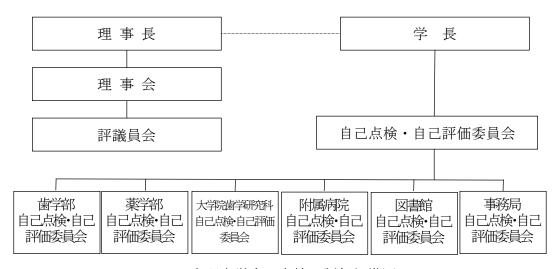
2-1-①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

- 1)組織の整備
- ・本学の目的を達成するため、学則第1条第2項に、「教育研究等の状況について自ら点 検及び評価を行い、その結果を公表する」ことを定めている。【2-1-1】
- ・奥羽大学自己点検・自己評価委員会は、学長を委員長として、学部長、大学院研究科長、 附属病院長、図書館長、学生部長、事務局長、その他学長が指名する者若干名から構成 され、理事会とは独立しつつも密接な関係を保って運営している。本委員会のもとに、 歯学部、薬学部、大学院歯学研究科、歯学部附属病院、図書館、事務局の6部門それぞ れに自己点検・自己評価委員会を組織し、自主的で自律的な自己点検・評価が実施でき る体制を整えている。【2-1-2】【2-1-3】【2-1-4】【2-1-5】【2-1-6】【2-1-7】
- ・本学の自主的な自己点検・評価すなわち内部質保証は、平成 13(2001)年に歯学部自己点検・自己評価委員会を設置したことが始である。翌年、平成 14(2002)年に学校教育法で「第三者による認証評価制度」が制定されたことにより、歯学部、文学部、大学院を点検・評価した「2002年度 奥羽大学自己点検評価報告書」を刊行した。

- ・平成 18(2006)年には、自主的・自律的な自己点検・評価を継続的に実施することを目的に「奥羽大学自己点検・自己評価規程」を定め、部署ごとに委員会を組織している。その結果は報告書にまとめ5年ごとに公表するよう規定している。【2-1-8】
- ・平成 21(2009)年度には、第三者による認証評価として大学基準協会による大学機関別認 証評価を受審し、平成 22(2010)年3月に「大学基準協会の基準に適合している」との認 定を受けた。
- ・大学基準協会による認証期間は平成 22(2010)年 4 月 1 日から平成 29(2017)年 3 月 31 日までで、その間は年度ごとに自己点検・評価を実施し報告書を本学ホームページで公表している。
- ・平成 28(2016)年度には(公)日本高等教育評価機構による認証評価を受審し、平成 29(2017)年 3 月 7 日に大学評価基準に適合していると認定され、毎年度の本学自己点 検・自己評価報告書も本学ホームページで公表している。
- ・平成 30(2018)年度には(一社)薬学教育評価機構による認証評価を受審し、令和元年 (2019)年3月31日付けで分野別評価の適合認定を受け本学ホームページで公表して いる。【2-1-9】
- ・令和 5(2023)年度には(公)日本高等教育評価機構による認証評価を受審し、令和 6(2024)年3月25日に大学評価基準に適合していると認定され、毎年度の本学自己点検・自己評価報告書も本学ホームページで公表している。【2-1-9】
- ・教員の教育研究活動は平成 20(2008)年度に導入した奥羽大学教育・研究業績データベースシステムにより集積し、自己点検評価に活用するとともに、各教員の業績は本学ホームページおよび researchmap 上で確認できるようにしている。【2-1-10】

2) 責任体制

- ・本学における自己点検・評価体制は、各年度に自己点検・自己評価を実施している。
- ・本学における自己点検・評価の責任体制を下図に示した。



奥羽大学自己点検・評価組織図

奥羽大学

・奥羽大学自己点検・自己評価委員会のもとに、歯学部、薬学部、大学院歯学研究科、歯学部附属病院、図書館、事務局の6部門それぞれに自己点検・自己評価委員会を組織し、自主的で自律的な自己点検・評価が実施できる体制を整えている。

【エビデンス集・資料編】

- 【2-1-1】 奥羽大学学則 第 1 条 p101
- 【2-1-2】 奥羽大学歯学部自己点検・自己評価委員会規程 p216の4
- 【2-1-3】 奥羽大学薬学部自己点検・自己評価委員会規程 p216 の 6
- 【2-1-4】 奥羽大学大学院研究科自己点検・自己評価委員会規程 p216の2
- 【2-1-5】 奥羽大学歯学部附属病院自己点検・自己評価委員会規程 p216 の 10
- 【2-1-6】 奥羽大学図書館自己点検・自己評価委員会規程 p216の12
- 【2-1-7】 奥羽大学事務局自己点検・自己評価委員会規程 p216の8
- 【2-1-8】 奥羽大学自己点検・自己評価規程 第5条 p213
- 【2-1-9】 自己点検・自己評価の実績一覧 奥羽大学ホームページ 情報公開 自己点検・評価
- 【2-1-10】 奥羽大学教育・研究業績 奥羽大学ホームページ 情報公開 研究業績 教育業績

(3) 2-1 の改善・向上方策 (将来計画)

- ・本学は早い時期から本学の目的に即した自己点検・評価を自主的、自律的に行ってきた。 平成19(2007)年からは年度ごとに実施して報告書を作成しており、自己点検・評価体制、 自主性、自律性及び周期性については適切であると判断している。
- ・自己点検・評価体制は学長を長とし、部署ごとに自己点検・自己評価委員会を組織し、 自律的に行っており、今後もこの体制を継続することにしている。
- ・教育課程の点検・評価に際しては、学生の代表から意見を求める機会を設け、学生主体 の教育課程の実現を目指す。
- ・教員の教育研究活動をより広く公表するため researchmap への入力を促進する。
- ・自己点検・評価は常に評価の明確化、実施状況の点検、結果の検証、改善策の実行とプロセス全体の振り返りと学修を今後の改善に活かしていく。もし単年度内で改善活動の結果評価まで到達できない場合には、途中段階までの記録を保管し、点検・評価を継続することで、年度を超えても活動評価が確実に行えるように留意していく。

2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

2-2-①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有 2-2-②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-2-①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

1) 内部質保証

- ・歯学部・薬学部の教育に関しては、「学生による授業評価アンケート」、全学生を対象にした「学生生活満足度調査」「学生生活支援アンケート」「関連講義すり合わせ参観、教員による授業参観(歯学部)」などの結果を分析し、個々の教員について自律的な自己点検・評価を実施している。【2-2-1】【2-2-2】【2-2-3】
- ・大学院に関しては、大学院教員の研究業績と大学院生に対する学位指導を中心に評価している。大学院教員は歯学部教員を兼務しているため、研究業績は歯学部自己点検・自己評価委員会の了承を得て歯学部のデータを活用している。
- ・学位指導に関しては、年度終了後に各大学院生の所属専攻科主任が、指導に関わった大学院教員を定められた書式に記載して委員会に提出している。
- ・改善を要する項目がある大学院教員に対しては、大学院運営委員会の意見を集約して研 究科長から当該大学院教員に指摘・改善を求めている。
- ・「奥羽大学自己点検・自己評価規程」は、各年度に自己点検・評価を実施し、5年ごとに 公表することと規定している。本規程を平成18(2006)年に施行してから、各年度の自己 点検・評価報告書を毎年度刊行している。【2-2-4】【2-2-5】
- ・平成 28(2016)年度の自己点検評価報告書を基に、日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を受審した結果、「大学評価基準に適合している」と認定された。このときの申請用「自己点検評価報告書」と「評価結果」は本学ホームページで公表している。その後も毎年度「自己点検評価書」を作成し、適正な周期で点検・評価を実施している。
- ・自己点検・評価をエビデンスに基づいた透明性の高いものとするためには、学内だけでなく学外の有識者による客観的評価が必要になる。そこで、外部評価委員による評価を受けている。【2-2-6】
- ・平成 30(2018)年度には、薬学教育評価機構による分野別評価である薬学教育評価を受審し、平成 31(2019)年 3 月 31 日に「薬学教育評価機構の基準に適合している」との認定を受けた。その自己点検・評価書と評価報告書は本学ホームページで公表している。
- ・薬学部では、三つのポリシーに基づいた学修成果の点検・評価の目的で、アセスメント・ポリシーを設定している。【2-2-7】

2) 自己点検評価

- ・本学における自己点検・評価体制は、「学則第1条」「奥羽大学自己点検・自己評価規程」 「奥羽大学自己点検・自己評価委員会規程」に定めており、各年度に自己点検・自己評価を実施している。【2-2-8】【2-2-9】
- ・以上のことから、本学の内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施と その結果の共有体制は適切であると判断した。

【エビデンス集 資料編】

- 【2-2-1】 2024 年度授業評価集計結果
- 【2-2-2】 2024年度「学生生活支援アンケート」集計結果に対する考察
- 【2-2-3】 2023 年度授業の自己評価報告書
- 【2-2-4】 奥羽大学自己点検・自己評価規程 第5条 p213
- 【2-2-5】 自己点検・自己評価の実績一覧 奥羽大学ホームページ 情報公開 自己点検・評価
- 【2-2-6】 奥羽大学自己点検・自己評価の外部評価
- 【2-2-7】 2024 年度授業概要薬学部奥羽大学 pvii
- 【2-2-8】 奥羽大学学則 第1条 p101
- 【2-2-9】 奥羽大学自己点検・自己評価委員会規程 p215

2-2-②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

・本学の各部署の自己点検・自己評価委員会規程は、エビデンスに基づいた透明性の高い 自己点検・評価を担保している。奥羽大学自己点検・評価組織図にあるように各部署の 活動を網羅的に把握できる者を委員とし、部署の長が委員長を指名した。この体制で、 委員会では現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行っている。

[2-2-9]

- ・各部署の自己点検・自己評価委員会は、資料の収集と分析を行うとともに認証評価機関 の評価項目に沿って点検し、その結果を報告書にまとめている。
- ・歯学部の自己点検・自己評価委員会は教員から詳細な教育研究業績の提出を受け、業績集を作成して本学ホームページで公表している。【2-2-10】【2-2-11】
- ・歯学部では、平成 22(2010)年度以降、評価式を変更せずに継続的に集計している。自己 点検・自己評価報告書には、その集計を分析し評価を記載している。自己点検・自己 評価委員は評価項目別・職位別にデータ分析し委員会で検討したのち、最終的な報告書 を作成している。【2-2-12】
- ・歯学部及び薬学部では教育の質の維持向上を目的に毎年度「学生による授業評価アンケート」「学生生活支援アンケート」の他、「授業撮影による評価(歯学部)」「関連講義すり合わせ参観(歯学部)」を実施している。収集した結果は各学部の自己点検・評価委員会を中心に分析評価し、評価結果を各教員へ通知することで授業の質の向上を促している。
- ・平成30(2018)年度に新たに全学を対象としたIR推進委員会を設置した。委員は歯学部、薬学部及び事務局から学長が指名し、委員長は委員会で互選している。令和6(2024)年度にIR推進委員会では、教員による授業内容及び指導方法の改善を目的として、第117回歯科医師国家試験ならびに第109回薬剤師国家試験における正答率の詳細な分析を行った。その結果は、各学部のFD研修会においてすべての教員に共有され、教育の質の保証を担保する取組として活用された。【2-2-13】【2-2-14】
- ・自己点検評価の質を向上させる方策として、歯学部と薬学部の両学部では、学外の有識 者による客観的評価をこれまで実施している。その評価内容は、都度、該当年度の自己

点検評価報告書にまとめ、公表している。また、学外有識者による実地視察後の指摘事項は、教育研究の質の向上に寄与すべく活用している。

・歯学部及び薬学部では得られた情報等から以下の役割を各部署に担当させている。

①学生支援

学生の情報は、毎週の出席状況、試験等の点数、学業成績さらには個人面談票をデータ化して収集している。集められた情報は、学生部委員会で報告され、生活や学修に支援等が必要と思われる学生を早期に発見することに寄与している。また、学生部委員会での内容は教授会で報告され、全教授がその情報を共有している。また、UNIVERSAL PASSPORT を活用することで、学生への連絡、学生自らによる出席状況の確認などがスムーズに行なうことができる体制を整えている。

②教育の質向上

歯学部は CBT・Medic システムを導入し、試験問題作成や CBT と同様の環境での演習を行えるようにしている。薬学部は C-learning と薬学教育支援システム (PESS) を導入し、授業資料・授業動画の配信、遠隔授業、小テスト、共用試験 CBT 対策、国家試験対策などに活用している。ここで得られた試験成績は、担当教員にフィードバックされ、講義や実習の適正を検証するための資料となっている。また、時代の要請であるオンライン講義に対応するため逐次その体制を整備している。

一方、歯科医師国家試験合格率は教育の質を示す一つの指標となることから、学生の国家試験得点を収集し、全問題 360 問の正答率を全国平均と本学正答率にわけてデータ化し、それを基に国家試験を分析・検討し報告することでより高い合格率を目指している。

③教員の資質向上

歯学部自己点検自己評価委員会は、毎年1回、教育・研究・社会活動・運営・診療の5項目について全教員に対する自己点検自己評価を実施し、各項目について5段階評価を行っている。全教員は、この5段階評価を基にした歯学部長による総合評価結果を受け、教員自身が設定した年度目標に到達していたかを自省するとともに、次年度の達成目標を設定する際の資とするよう要請している。

FD 委員会では、毎年講義を撮影したものを評価している。さらには、講義をピアレビューした評価を行っている。これら結果は歯学部長から各教員に通知されている。

以上のように、歯学部自己点検・自己評価委員会及び FD 委員会で集約された各種データは、各教員にフィードバックされ、それを基にした改善がなされているかを各委員会で評価すると共にそれを以後の講義の改善に活用する体制を確立している。

薬学部では、薬学部教員評価委員会が、教育、研究、社会、運営活動の4領域についての薬学部各教員の自己評価点をとりまとめ、学部長が総合評価点とコメントをフィードバックすることとしている。教授方法の改善を進めるため、毎年「学生による授業評価アンケート」の結果を基に授業の自己評価報告書を作成している。新任教員については、

FD 委員会委員による授業評価を実施して、授業改善に向けてのアドバイスを行っている。

④入学者の増加

入学者増加のための施策として、オープンキャンパスや各種媒体を活用した宣伝、さらには大学以外での入試会場の設定がある。それぞれのイベントにおける参加人数、志願者数、入学者数から、より効果的な学生募集方法を検討している。

・以上、本学は平成19(2007)年以降、自律的及び周期的に適切な自己点検・自己評価を実施し、報告書を作成、公表している。

【エビデンス 資料編】

- 【2-2-9】 奥羽大学自己点検・自己評価委員会規程 p215
- [2-2-10] researchmap (https://researchmap.jp)
- 【2-2-11】 奥羽大学教育研究業績 奥羽大学ホームページ 情報公開 研究業績 教育業績
- 【2-2-12】 2024 年度歯学部自己点検・自己評価報告書
- 【2-2-13】 奥羽大学 IR 推進委員会規程 p216の14
- 【2-2-14】 2024 年度第 2 回 IR 推進委員会議事録

(3) 2-2 の改善・向上方策 (将来計画)

- ・自己点検評価に際しては、時代の変化や社会のニーズに対応して点検項目や基準の見直 しを行い、教育研究の質向上に役立てていく。
- ・自己点検評価は客観的かつ周期的に実施しており、データの聴取母体数も十分にエビデンスとして用いることができるレベルになっている。また、長期的に安定した評価項目、評価基準、評価式に基づく長期的・継続的な集計結果は、年次推移の分析を信頼性の高いレベルに押し上げており、誠実性の高い自己点検評価が行われている。
- ・自己点検評価の結果は、主として本学ホームページを通じて周知・公表していく。
- ・各種データの収集、分析、管理は各部署の担当者が行っていたが、より高度なデータ分析を行い、自己点検評価結果の情報共有をさらに進め、大学の運営や教育研究の質保証につなげていくよう、平成30(2018)年度にIR推進委員会を設置した。
- ・大学院教員は、研究業績と大学院生に対する学位指導を中心に評価している。学位指導 に関しては、学位論文の質について学位論文掲載学術雑誌のインパクトファクターなど を基に評価している。
- ・三つのポリシーに沿って大学院の教育研究活動が行われていることは、点検評価を行っ て確認する。

2-3. 内部質保証の機能性

- 2-3-①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用
- 2-3-②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用
- 2-3-③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組み の確立とその機能性

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-3-①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

歯学部

- ・学生個人が意見・要望を申告する機会として、毎朝始業開始前に学年主任とクラス担任が担当する朝礼と、クラス担任が受持ち学生と行う面談等がある。また、第2~6学年に2人以上の学生からなる学年委員を置き、学生と学年主任との意見交換と連絡を密にしている。学生からの意見・要望は学年主任が集約し、学生部委員会を経て学部長に報告し、さらに歯学部教授会でその内容を報告するとともに必要な審議を行っている。教授会で審議後は、要望に応えることで改善に努めている。【2-3-1】【2-3-2】
- ・「学生による授業評価アンケート」を授業科目と演習・実習科目に分け、前期あるいは 後期の定期試験前に UNIVERSAL PASSPORT を利用したオンライン形式で実施し、科 目責任者はこのアンケート結果を基に、毎年実施している歯学部教員の自己点検・自己 評価における教育評価において、どのように改善するかの報告を求めている。この授業 評価アンケートは授業方法や授業運営などの諸項目についての 5 段階評価に加え、自由 記載欄を設けて学生の意見を聞き取っている。「学生による授業評価アンケート」には 学生自身の学修状況についての設問を設け、学生による自己評価も行っている。

[2-3-3][2-3-4]

薬学部

・教員が数人の学生を受け持つアドバイザー制(第 1~4 学年)と研究室配属教員制(第 4 年 次研究室配属以降)を採用しており、教員は学生からの意見・要望を聞きやすい環境を醸成している。年度初めに学生とアドバイザーが面談し、さらにコミュニケーションシートを交換することで、お互いにメールや電話で連絡を取り合えるようにしている。

[2-3-5] [2-3-6]

- ・学事部教務課に学生の意見・要望を受け付ける窓口を設けている。受け付けた内容は学生部委員会で分析、検討し、改善に供している。「学生満足度調査」、「卒業時アンケート」や教育支援者面談時にも学生生活に関する意見・要望を集め、学生部委員会で分析・検討して学修環境の改善に活用している。
- ・個々の教員は担当科目の試験成績と「学生による授業評価アンケート」結果を客観的指標として、自己点検評価を行っている。「学生による授業評価アンケート」は、講義の判り易さ、教員の熱意、教員の講義準備など 10 項目に対しての 5 段階評価と、科目担当者に対する感想・意見の自由記載で構成している。【2-3-7】

大学院歯学研究科

・大学院研究科自己点検・自己評価委員会が年1回アンケート調査を実施、大学院生の現 状や要望を把握し、対応している。加えて、大学院修了者については、学位取得までの 過程やカリキュラムに関しての意見や要望を調査し、大学院研究科自己点検・自己評価 委員会が取り纏めて検討し、結果と改善事項を大学院運営委員会に上申している。

- ・大学院運営委員会が大学院生から随時相談を受け付けて意見や要望を把握している。また、年度初めの大学院生のガイダンスでも、意見や要望を聴取している。【2-3-8】
- ・大学院生に対する学位指導に際しては、アカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメントが生じないようにするとともに大学院生のメンタル及び身体の健康に配慮して「個々の適性や能力を考慮した学位指導」を行うように研究科長が伝えている。【2-3-8】
- ・学位研究の進行状況は研究計画報告書や研究経過発表会を通じて全大学院教員が把握できるようにしている。【2-3-9】【2-3-10】
- ・大学院生からの学生生活全般にわたる意見・要望を聞くアンケート調査を実施している。
- ・所属する専攻科以外の教員の研究内容もよく知りたいという希望がある。これに対しては、各大学院教員に自身の行っている先端的な研究テーマについて積極的に大学院講義・セミナーを活用し、説明してもらうことで対応している。
- ・専攻科以外の教員からも指導を受けたいとの要望に対しては、研究計画報告書及び研究 経過発表会における大学院生の発表に対して全大学院教員が積極的な助言を行うことで 対応している。【2-3-9】【2-3-10】

歯学部·薬学部

- ・学生生活全般に関する学生の意見・要望を把握するため、学生全員を対象に「学生生活 満足度調査」「学生生活支援アンケート」を実施し活用している。
 - この調査結果は、個々の学生からの意見・要望とともに、学生部委員会を経て学部長に報告し、学生生活改善に資している。【2-3-11】【2-3-12】
- ・これまでの「学生生活満足度調査」の分析・検討結果の活用例として、(1)自習室としての教室開放、(2)学生トイレの改修、(3)食堂メニューの充実と値下げ、(4)自動販売機の新たな設置や飲料売価の値下げを実現している。
- ・健康管理について

学生の健康管理は学事部が行っており、保健室での対応、必要に応じて歯学部附属病院の内科を受診できる体制を整えている。学生が歯学部附属病院で支払った初診時の自己負担分に対して教育後援会は経済的支援を行っている。また、疾病の早期発見を目的として学生全員に「学校保健安全法」の定めによる定期健康診断を義務付け、異常が認められた者には受診、治療などの勧告を行っている。

感染症対策として、新入生全員に定期健康診断で 4 種感染症の抗体検査、第 4 学年の学生に 4 種ウイルス(麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎)と B 型肝炎ウイルス抗体検査を実施している。また、インフルエンザの予防接種を歯学部附属病院で受けることができる体制を整えている。【2-3-13】

• 学生相談室等

歯学部、薬学部では学部別に「カウンセリング室」を設け、悩みや精神的な問題を抱えている学生に対して、公認心理師と臨床心理士の資格を有する専任教員がカウンセラーとなって、精神的不調だけでなく人間関係、学修上の悩み等の相談に応じている。

[2-3-14]

【エビデンス集・資料編】

- 【2-3-1】 2024 年度学年委員長名簿(1~6 年生)
- 【2-3-2】 2024年度学年主任・クラス担任一覧、学生生活票、2022年度学生指導記録
- 【2-3-3】 2024 年度歯学部学生による授業評価アンケート (UNIVERSAL PASSPORT 画面)
- 【2-3-4】 2024 年度授業評価集計結果
- 【2-3-5】 2024 年度アドバイザー・研究室配置教員表
- 【2-3-6】 コミュニケーションシート
- 【2-3-7】 2023 度授業の自己評価報告書
- 【2-3-8】 大学院入学時のガイダンス資料(大学院学生生活について)
- 【2-3-9】 2024年度大学院研究計画報告書に対する助言・コメント
- 【2-3-10】 2024 年度大学院研究経過発表会に対する助言・コメント
- 【2-3-11】 2024 度「学生生活支援アンケート」集計結果に対する考察
- 【2-3-12】 薬学部第 491 回学生部委員会議事録
- 【2-3-13】 2024 年度学生定期健康診断結果(結果通知書)
- 【2-3-14】 令和6年度 学生カウンセリング報告書

2-3-②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

- ・本学の常勤及び非常勤の教職員ではない2名が、外部評価委員として評価を行っている。 1名は歯科医師、もう1名は薬剤師である。【2-3-15】
- ・奥羽大学自己点検評価書に記載された基準1. 使命・目的(5項目)、基準2. 学生(11項目)、 基準3. 教育課程(9項目)、基準4. 教員・職員(9項目)、基準5. 経営・管理と財務(11項目)、 基準6. 内部質保証(6項目)の全51項目について、評価が行われる。
- ・評価は各項目について、「そう思う」、「やや思う」、「やや思わない」、「思わない」の4段階で行っている。 【2-3-15】
- ・この評価結果は、奥羽大学自己点検・自己評価委員会委員全員が共有している。「やや思わない」及び「思わない」との評価があった場合には、その旨を委員長が当該部局の責任者に伝えて即急な改善を求めると共にその改善結果を確認する体制を取っている。 【2-3-15】

【エビデンス集・資料集】

【2-3-15】奥羽大学自己点検評価書に対する学外委員の評価

2-3-③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組み の確立とその機能性

・自己点検・評価の結果は報告書と本学ホームページを通して全教職員に周知し、課題の 改善に向けて対応している。各部署の横断的な問題についても認識が共有されているこ とから、課題の検討は迅速に行われていると言える。以下に改善例を示す。

歯学部

- ・2 年次編入生の中には文系学部出身者も含まれていることから、高校理科から歯学の基礎系科目とのつながりまでを扱う短期集中授業を平成 23(2011)年度から開講し、平成27(2015)年度からは学力不振者に対しても同様の授業を行う「科目選択ゼミナール」を開講している。【2-3-16】
- ・各学年で履修する主要科目を確実に定着させるため、 $2\cdot 3$ 学年に実施している総合演習 2D、3D を、平成 29(2017)年度からは進級要件科目とするとともに対象を 1 学年も加え、 さらに平成 30(2018)年度からは 5 学年にも総合演習 5D として広げ、より効果的なもの となるようにした。現在、学年末には総合演習に対応する総合試験を第 1、2、3、4、5 学年に課している。【 $2\cdot 3\cdot 17$ 】
- ・平成 29(2017)年度から歯学部附属病院では地域医療支援歯科が、地域の心身障がいを持つ患者、誤嚥を繰り返す患者、高齢者福祉施設に入所するなど歯科の通院が難しい患者の口腔機能改善及び歯科治療(歯科訪問診療)に対応している。また本活動を歯科医師臨床研修プログラムに取り入れている。【2-3-18】【2-3-19】

薬学部

・平成 30(2018)年に受審した薬学教育評価機構からの提言において、薬学部自己点検・自己評価委員会による自己点検・評価報告書に基づく教育の改善は行われていないとの指摘を受け、令和 4(2022)年に評価方針の明確化、評価実施状況の点検、評価結果の検証、改善策を実行すると共にそのプロセス全体を振り返る中で、学んだことを今後の教育改善に活かす仕組みを整備した。具体的には、薬学部自己点検・自己評価委員会では、薬学部独自の評価基準をもとにした自己点検・自己評価を行い、教員の評価と教員への改善提案および授業改善計画の提案については、それぞれ教員評価委員会と FD 委員会が担当することとした。将来計画検討委員会では、薬学部自己点検・自己評価チェック表に基づく新規事業計画を策定し、これらの計画を学部全体で実施することにより、教育研究活動全体の改善に努めることとした。【2-3-20】

歯学部·薬学部

・本学の理念の教育達成度を評価するため、在学生と卒直後研修歯科医の知識・技能・態度を調査している。在学生に対しては医療系大学間共用試験実施評価機構、薬学共用試験センターが実施する CBT・OSCE による客観的な評価、歯学部の臨床実習評価、臨床研修歯科医師評価を利用している。これらの評価を活用し、本学の理念、目的に沿った歯科医師、薬剤師を養成するための改善を図っている。【2-3-21】【2-3-22】

大学院歯学研究科

- ・学位論文の質的向上を目指す取組の必要性が自己点検・自己評価の結果から指摘された。 令和 6 (2024)年度は、大学院生の投稿した論文が、インパクトファクターを有する国際 的学術雑誌に複数掲載された。これは、研究成果を国際的な学術雑誌に掲載することの 重要性を講義・セミナー・オリエンテーションで繰り返し大学院生に伝えたこと、研究 能力の高い大学院教員に大学院生の指導を担当させた結果と考えられる。
- ・充足率の向上を目指す取組の必要性が自己点検・自己評価の結果から指摘された。そこで、歯学部学生には第1学年の総合演習1Dの講義時間に、研修歯科医には定期的に大

学院に関する説明会を実施してきた結果、入学者が年々増加するようになった。 【2-3-23】

・以上のことから、本学における自己点検・評価は適切に行われており、抽出された問題 点に対しては改善に向けて具体的な方策を立案し、実現に向けて行動している。すなわ ち、評価の明確化、実施状況の点検、結果の検証、改善策の実行とプロセス全体の振り 返りと学修を今後の改善に活かすプロセスが確立していると判断できる。

【エビデンス 資料編】

- 【2-3-16】 授業概要 2014 年度奥羽大学歯学部、編入生対策講座 p12 授業概要 2015 年度奥羽大学歯学部、科目選択ゼミナール p9
- 【2-3-17】 授業概要 2024 年度奥羽大学歯学部、歯学部授業時間割 p11~13 授業概要 2024 年度奥羽大学歯学部、総合演習 1D p45~47 授業概要 2024 年度奥羽大学歯学部、総合演習 2D p48~49 授業概要 2024 年度奥羽大学歯学部、総合演習 3D p50~51 授業概要 2024 年度奥羽大学歯学部、総合演習 4D p52~53 授業概要 2024 年度奥羽大学歯学部、総合演習 5D p205~211
- 【2-3-18】 奥羽大学歯学部附属病院診療案内(ホームページ)
- 【2-3-19】 歯科医師臨床研修必須ケース(臨床研修要項 2022 年度)p22~25
- 【2-3-20】 2024 年度薬学部自己点検・自己評価チェック表
- 【2-3-21】 令和 6(2024)年度第 4 学年 OSCE 成績一覧 (歯学部)
- 【2-3-22】 令和 6(2024)年度研修歯科医評価
- 【2-3-23】 2024 年度大学院歯学研究科名簿

(3) 2-3 の改善・向上方策 (将来計画)

- ・自己点検・評価の結果を有効に活用するためには、評価の明確化、実施状況の点検、結果の検証、改善策の実行とプロセス全体の振り返りと学修を今後の改善に活かすプロセスの中で、特に改善の部分が重要である。現在は、自己点検・評価で得られた情報、分析結果、抽出した問題点、問題点の改善策などは学長のもとに集約し、奥羽大学自己点検・自己評価委員会及び学部長会で協議した改善策を基に、各部署が改善を図っていく。抽出された問題点が多々あるときは、迅速な行動を起こすために、教員と職員から構成される学長の諮問機関が必要となることから、平成30(2018)年度にIR推進委員会を設立した。
- ・評価の明確化、実施状況の点検、結果の検証、改善策の実行とプロセス全体の振り返り と学修を今後の改善に活かす仕組みが効果的になるように、FD 活動を通して教職員の 理解を深めていく。

[基準2の自己評価]

- (1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み
- ・歯学部では毎年度「学生による授業評価アンケート」を全学年の講義、実習で実施して

いる。この結果を受け、各科目責任者から「授業の自己評価報告書」を各講義、実習ごとに作成、FD 委員会作成の「授業撮影による評価」と合わせて改善を促し、次年度点検するといった評価方針の明確化、評価実施状況の点検、評価結果の検証、改善策を実行すると共にそのプロセス全体を振り返る中で、学んだことを今後の教育改善にいかす仕組みが機能していることは評価できる。

- ・薬学部においても日本高等教育評価機構および薬学教育評価機構が示す基準に従い自己 点検・自己評価を行い、委員会レベルで評価方針の明確化、評価実施状況の点検、評価結 果の検証、改善策を実行すると共にそのプロセス全体を振り返る中で、学んだことを今後 の教育改善に活かす仕組みを整備し、教育研究活動全体の継続的な改善に努めている。ま た、アセスメント・ポリシーを定めて三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価を 行う体制としている。
- ・大学院では毎年度「大学院在籍者アンケート」「大学院修了者アンケート」を実施し、大学院研究科自己点検・自己評価委員会にて集計し分析、改善を要する事項については大学院運営委員会をとおして対応している。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

- ・歯学部教員評価は、歯学部自己点検・自己評価委員会が歯学部の全教員に実施する教育、」研究、運営、社会活動、診療の5項目について行っている。教員評価結果は、自己評価点と委員会評価点を基に総合評価点とし各教員にフィードバックしているが、自己評価と委員会評価の乖離している教員がみられる。
- ・歯学部学生には毎年度「学生による授業評価アンケート」「学生生活満足度調査」「学生生活支援アンケート」を UNIVERSAL PASSPORT にて実施しているが、アンケート結果から学生の意見を取り入れる必要がある。
- ・薬学部の自己点検・自己評価において、GPAに依存しない学修成果の評価方法を設定すること、薬学部内のデータを収集・解析する体制を整備すること、薬学部自己点検・自己評価委員会に外部委員を加えることが課題としてあげられている。
- ・大学院は、社会人大学院生も多く存在していることから、多様な背景を有する大学院生 の意見を反映することの困難さと重要性をよく認識して対応しなければならない。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

- ・歯学部における自己点検・自己評価の基となる教育、研究、運営、社会活動、診療の5項目について、評価する基準項目と基準点は常に歯学部自己点検・自己評価委員会が検討し、改善に取り組んでいる。
- ・歯学部学生に実施するアンケートや調査を実施目的と意義を歯学部学生部委員会、学生 生活指導委員会で再検討し、内容と項目を見直している。また、UNIVERSAL PASSPORTの仕様に関しても検討している。
- 大学院生の教育研究活動に対する意見聴取に当たっては、外部医療機関に勤務する社会 人大学院生、本学教員の社会人大学院生、一般の大学院生の背景に応じた修学上の悩み に対応できるような仕組みを作る。大学院運営委員会委員が、個別の面談を行うことも 考えている。

以上より、本学は「基準2」全般について十分満たしているものと判断する。

基準 3. 学生

- 3-1. 学生の受入れ
- 3-1-①アドミッション・ポリシーの策定と周知
- 3-1-②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 3-1-③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持
 - (1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-1-①アドミッション・ポリシーの策定と周知

- ・本学の使命・目的及び教育目的に基づき、各学部と大学院の入学者受入れ方針を策定し、「授業概要」に明記の上、周知している。【3·1·1】【3·1·2】【3·1·3】
- ・歯学部及び薬学部のアドミッション・ポリシーは、本学ホームページ、大学ポートレートに掲載し、学内外に広く周知している。【3-1-4】【3-1-5】
- ・受験生などに対しては、大学案内並びに入学試験要項に明記するとともに、進学相談会、 高校訪問などの機会を活用して周知している。【3-1-6】【3-1-7】
- ・学生に対しては、新年度初めの学年ガイダンスにおいて、学年主任が授業概要を用いて 説明している。また、薬学部では年度初めの全教員集会にて周知している。【3-1-1】 【3-1-2】【3-1-8】
- ・例年開催されるオープンキャンパスでは、学長、歯学部長および薬学部長が、本学の使命・目的及び教育目標に加え、アドミッション・ポリシーについて、分かりやすく説明している。令和 6(2024) 年度のオープンキャンパスは、令和 6(2024) 年8月 10日、8月 11日および令和 110日 111日および令和 111日 111日
- ・大学院の入学者受入れの方針は、本学ホームページ、学生募集要項、「授業概要」に明記して周知している。【3-1-3】【3-1-10】

【エビデンス集・資料編】

- 【3-1-1】 授業概要 2024 年度奥羽大学歯学部 p2
- 【3-1-2】 2024 年度授業概要薬学部奥羽大学 pv
- 【3-1-3】 2024 (令和 6)年度授業概要奥羽大学大学院歯学研究科 p3
- 【3-1-4】 奥羽大学ホームページ 大学紹介 3つのポリシー
- 【3-1-5】 大学ポートレート
- [3-1-6] OHU UNIVERSITY GUIDE BOOK p10, 18
- 【3-1-7】 2025 年度入学試験要項歯学部・薬学部 p1~2
- 【3-1-8】 2024 年度薬学部 1 年生オリエンテーション・ガイダンス日程 2024 年度薬学部在学生ガイダンス日程 2024 年度薬学部編入学生オリエンテーション・ガイダンス日程

- 【3-1-9】 オープンキャンパス PPT 資料
- 【3-1-10】 2024(令和 6)年度奥羽大学大学院歯学研究科学生募集要項

3-1-②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

入学者選抜は、「奥羽大学入学試験委員会」のもとに学部長を委員長とする学部入学試験委員会を組織し、入学試験区分ごとのアドミッション・ポリシーに基づき、学力の3要素である「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」を踏まえ、多面的・総合的かつ公正に評価しており、適切な体制のもとに運用・検証している。以下に各学部と大学院の入学者受入れの実施方法を示す。

歯学部

- ・入学試験は、アドミッション・ポリシーに沿った学力と人間性のバランスに優れた学生 の選抜を基本方針とし、一般選抜、総合型選抜、同窓特別、学校推薦型選抜、特待生選 抜、社会人特別入学、編入学の入試区分で実施している。【3-1-12】
- ・「奥羽大学入学者選抜規程」に則り、歯学部長を委員長とし、入学試験管理委員、入学試験委員、アドミッションオフィサーからなる「歯学部入学試験委員会」を組織している。 【3-1-13】
- ・一般選抜入学試験は、科目試験と面接を実施している。試験科目は英語を必須、数学と 理科3科の中から1科目を選択する計2科目としている。面接は評点を点数化し、科目 試験との総合点で入学者を選抜している。調査書は参考資料とした。
- ・総合型選抜と同窓特別入学試験では、自己推薦書、調査書及び面接を点数化し、その総 合点をもとに選抜している。
- ・学校推薦型選抜入学試験では、調査書で学力、小論文で文書能力、面接で他者とのコミュニケーション能力を評価し、それらの総合点で入学者を選抜している。
- ・特待生選抜入学試験では「奥羽大学歯学部特待生規程」の基準を満たす学力に優れた者 を選抜している。試験科目は英語と数学を必須とし、理科3科目の中から1科目を選択 する計3科目で実施している。また、選抜の参考資料とするため面接を実施している。
- ・社会人特別入学試験では小論文で文書能力、面接で他者とのコミュニケーション能力を 評価し、それらの総合点で入学者を選抜している。
- ・編入学試験は、2年次と3・4年次の区分で実施している。2年次は小論文と面接を点数 化し、総合点を基に選抜している。3・4年次は、筆記試験で学力を測り、面接を点数化 し、それらの総合点をもとに選抜している。
- ・すべての入試区分で実施する試験問題は、歯学部入学試験委員会が本学教員の中から指 名した複数の教員により、大学自らが作成している。

薬学部

・入学試験はアドミッション・ポリシーに基づき、学力と人間性のバランスに優れた学生 を選抜することを基本方針とし、一般選抜、総合型選抜、学校推薦型選抜、特待生選抜、 編入学、社会人特別入学、帰国生徒入学の入試区分で実施している。【3-1-12】

奥羽大学

- ・「奥羽大学入学者選抜規程」に則り、薬学部長を委員長とし、入学試験管理委員、入学 試験委員、アドミッションオフィサーで構成される「薬学部入学試験委員会」を組織し、 入学試験を実施している。【3-1-13】
- ・一般選抜試験では、英語、数学のうち1科目と、物理基礎・物理、化学基礎・化学、生物基礎・生物のうちから1科目をそれぞれ試験会場で選択し、計2科目の学力試験を実施している。
- ・総合型選抜試験では、調査書、大学入学希望理由書、面接評価点に加え、化学基礎の学 力試験の総合点により入学者を選抜している。
- ・学校推薦型選抜試験では、出身学校長の推薦書、調査書、将来に対する抱負、面接の評価を点数化し、総合点により入学者を選抜している。特に志願書及び面接では、思考力・論理的展開力・表現力・人間性などの潜在的知的能力を評価している。
- ・特待生選抜試験は、英語、数学を必須科目とし、物理基礎・物理、化学基礎・化学、生物基礎・生物のうちから1科目を選択する計3科目の学力試験と8分間の個別面接の評価点を合計した総合点により入学者を選抜している。
- ・編入学試験は、2年次、3年次および4年次への編入を対象とし、前所属大学の学業成績、学力試験(2年次は化学基礎、3年次と4年次は物理、化学、生物)、および20分間の個別面接の評価点を合計した総合点により入学者を選抜している。
- ・社会人特別入学試験、帰国生徒入学試験では、20分間の個人面接の評価点に加え、化学 基礎の学力試験の総合点により、入学者を選抜している。
- ・すべての入試区分で実施する試験の問題は、入学試験委員会が指名した複数の教員により、大学自らが作成している。
- ・一般選抜の学力検査問題では、2025 年度から「入試過去問題活用宣言」に参加している。 【3-1-14】

大学院歯学研究科

- ・大学院の入学者選抜は、学力を外国語試験と専攻科目の口頭試問で評価し、人物を面接で評価している。【3-1-15】【3-1-16】
- ・外国語試験は、歯科医学に関する英語論文の和訳を行っている。
- ・口頭試問は受験生の志望する専攻科の教員が担当し、専攻科の専門知識を評価している。
- ・面接は、アドミッション・ポリシーに沿った学生を受入れる目的から、人間性、思考力、 展開力、表現力等を評価している。

【エビデンス集・資料編】

- 【3-1-12】 2025 年度入学試験要項 歯学部・薬学部
 - 2025 年度入学試験要項 歯学部 学校推薦型選抜指定校推薦
 - 2025 年度入学試験要項 薬学部 学校推薦型選抜指定校推薦
 - 2025 年度入学試験要項 歯学部・薬学部/編入学試要項 歯学部・薬学部/ 社会人特別入学試験要項 歯学部・薬学部/帰国生徒入学試験要項
- 【3-1-13】 奥羽大学入学者選抜規程 第 4 条 第 5 条 p217~218
- 【3-1-14】 奥羽大学ホームページ 新着情報 (2024.10.11)
- 【3-1-15】 2025 年度奥羽大学大学院歯学研究科(博士課程)学生募集要項

【3-1-16】 奥羽大学大学院学則 第 13 条 p162

3-1-③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学の入学定員は、令和 5(2023)年度から歯学部が 100 名から 80 名に薬学部が 140 名から 100 名に変更し、歯学部と薬学部を合わせて 180 人で、収容定員は 1,320 人である。在籍学生数は令和 6(2024)年 5 月 1 日現在、歯学部が 322 人、薬学部が 393 人の合計 715 人で定員充足率は 54.2%である。本学の入学定員と入学者数は、令和 7(2025)年度奥羽大学入試概要や本学ホームページで公表している。

[3-1-17] [3-1-18]

歯学部

・令和 6(2024)年度の歯学部の収容定員は 560 人で、入学試験における募集人員は 80 人である。東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故以来、受験者が大幅に減少し、その後は入学定員に満たない状況が続いている。平成 29(2017)年 3 月に大学機関別認証評価で受けた「定員充足率の改善を要する」との指摘に対して、特待生制度の運用や編入生の受け入れに注力した結果、平成 29(2017)年 5 月 1 日現在の在籍学生数は 330 人で、定員充足率は 55.0%、令和元(2019)年 5 月 1 日現在の在籍学生数は 386 人で定員充足率は 64.3%、令和 2(2020)年 5 月 1 日現在の在籍学生数は 404 人で定員充足率は 67.3%、令和 3(2021)年 5 月 1 日現在の在籍学生数は 406 人で定員充足率は 67.7%と微増傾向にあったが、令和 4(2022 年度)は若干減少し、令和 4(2022)年 5 月 1 日現在の在籍学生総数は 375 人で定員充足率は 64.7%であった。令和 6(2024)年 5 月 1 日現在の在籍学生総数は 322 人で定員充足率は 57.5%と、定員を充たすまでに至っていない。

薬学部

- ・ 令和 6(2024)年度の薬学部の収容定員は 760 人、入学試験における募集人員は 100 人である。
- ・平成 29(2017)年 3 月に歯学部同様に大学機関別認証評価で受けた「定員充足率の改善を要する」との指摘に対して、高校訪問に教員を派遣するなどの努力をしてきたが、全国的な薬学部入学志願者の減少や新型コロナウイルス感染症の流行により、高校訪問や対面でのオープンキャンパスの開催が困難な状況が続いていることもあり、令和 6(2024)年度の入学定員充足率が 19%となった。令和 6(2024)年 5 月 1 日現在の在籍学生総数は393 人で定員充足率は 51.7%と定員を充たすまでに至っていない。

大学院歯学研究科

令和 6(2024)年度は入学者 10 人で在籍学生数は 70 人、定員充足率は 97.2%と高い値を示している。【3-1-18】

【エビデンス集・資料編】

【3-1-17】 奥羽大学ホームページ 情報公開 入学定員・収容定員

【3-1-18】 奥羽大学ホームページ 情報公開 在籍学生数

(3) 3-1 の改善・向上方策 (将来計画)

歯学部·薬学部

- ・受験生の動向調査等を含めた入試情報の収集と分析に基づいた広報活動を継続するとと もに、本学ホームページの内容充実を図るほか、プロモーションビデオや同窓会などの 会合時に使用する PR 用スライドを活用し、広報活動をより効果的に行っていく。
- ・学生支援の一環として、歯学部では平成 23(2011)年度から歯学教育充実費を廃止し、学生の経済的負担軽減に取り組んでいる。平成 27(2015)年度から、6年間の授業料相当額を奨学金として給付する特待生制度を創設し、優秀な入学者の確保に努める。
- ・現在、歯学部における同窓生・教職員子女に対する授業料減免制度を令和8(2026)年度より実施すべく制度を検討している。
- ・薬学部では、主に国公私立薬学部の 4 年制課程の優秀な学生に薬剤師免許取得の機会を与えることを目的とし、2026 年度入試において 4 年次編入特待生試験を実施することにしている。
- ・令和 6(2024)年度は、高校訪問や歯学部・薬学部への進学を目指す進路相談会へ積極的に 教員を派遣した。加えて、オープンキャンパスの回数も 2 回から 3 回へと増やして開催 した。
- ・今後は、本学の学生支援策である特待生制度を広くアピールするとともに、本学の教育 実績や魅力を広く浸透させ、入学定員に見合った適正な学生数を確保していく。

大学院歯学研究科

- ・本学教員を社会人大学院生として受入れ、入学者の増加を図っていく。
- ・大学院説明会を研修歯科医や同窓生に対して実施していく。

3.2. 学修支援

- 3-2-①教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
- 3-2-②TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実
 - (1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-2-①教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学は、教員と学事部教務課・学生課の職員が年度計画に基づいて連携し、学部の活動、 カリキュラム策定、「授業概要」の作成及び学内試験の実施において、協働して適切かつ 円滑に運営している。

歯学部

- ・教員と学事部職員との良好な連携により、カリキュラムの策定、「授業概要」の作成及び 各種学内試験などを適切にかつ円滑に実施している。歯学部長のもとに組織している学 生部委員会は、授業の円滑な運営と健全な学生生活の確立を図り教育効果の向上に寄与 することを目的としており、学事部職員が委員会に関する事務遂行をつかさどっている。 【3-2-1】
- ・学生指導は学年担任制とし、各学年に学年主任として教員 1 人、学生 2~8 人に対してクラス担任の教員 1 人を配置し、学事部職員と密接に連携をとりながら、履修指導、学修の進め方、成績向上の指導、学生生活全般に至る幅広い内容を支援している。

[3-2-2]

- ・学年主任とクラス担任は2週に1回の割合で学年ごとの担任会議を開催し、当該学年の 学生生活情報、出席状況、学力情報を共有している。クラス担任は、定期的に出席状況 や学事部から配信される試験成績等の資料を基に受け持ち学生の指導を行っている。具 体的には学生個々の得意科目、不得意科目を把握し、面談の中で学修方法の検討、オフィスアワーや科目選択ゼミへの参加を推奨している。【3-2-3】
- ・自習の場として、学事部職員による管理・環境整備のもと、放課後の教室、中央棟3階の歯学部専用自習室及び学生ホールを開放している。学修到達度を確認するツールとして教育支援システム(CBT-Medical system、授業資料提示システム)を導入し、共用試験及び歯科医師国家試験に向けての支援を行っている。また、6年生には実力試験のフィードバック講義として、授業終了後の16時30分から17時30分まで、Zoomによるオンライン講義を行なっている。【3-2-4】
- ・授業担当教員は、毎週設けているオフィスアワーを学事部職員と協働で作成した「授業概要」にその曜日と時間を表記して、学生からの授業内容についての疑問や学修における相談を受付けている。【3-2-5】
- ・第1学年~5 学年では学年委員長と副委員長を選任し、学生からの要望や意見を集約し 教員と共にそれについて協議している。第6学年では、学年委員・卒業準備委員会を組 織して、毎月、卒業準備委員、歯学部教育後援会会長、学年主任、学事部職員などが出席 のうえ、「卒業準備委員会・学力向上委員会・学年会議」を開催し、卒業に向けての学修 支援、学修環境整備などについて検討している。【3-2-6】
- ・UNIVERSAL PASSPORT で集計した出席状況、学事部で集計された成績を基に、欠席 の多い学生や成績不良の学生には学年主任、クラス担任との面談、また必要に応じ教育 支援者に対しても面談または電話による面談を行い、成績の向上を目指している。学年 末の進級試験の結果、成績不良で留年になった場合は、学年主任とクラス担任が学生、 教育支援者と進路変更を含めた話し合いを持ち、対応している。また、成績不良あるい は進路変更が理由で中途退学を希望する学生には、学年主任・クラス担任が教育支援者 と密に連絡を取り合い、よく話し合った後に結論を出している。【3-2-2】
- ・学修支援等に対する学生からの意見は、学事部で行う「学生による授業評価アンケート」 の自由記載欄で汲み取り、授業の改善に反映している。具体的には、授業や実習の進行 や実施状況等に関しての要望には、FD 委員会で撮影している講義の評価資料を参考に、 歯学部長と授業担当者が改善方策を検討し、適切に対応している。また、アンケートは

UNIVERSAL PASSPORT を利用したオンラインで行い、記載事項の一覧表作成は学事 部職員が担当し、歯学部長に提出している。

・FD 委員会では国家試験合格率向上を目的に、全教員を対象として教育法についての講演会とワークショップを開催している。また、歯学部教務委員会はカリキュラム委員会からの提言を受け、カリキュラムの変更や修正に取り組むほか、国家試験合格率向上を念頭に置いた講習会を実施している。

薬学部

- ・教員と学事部職員が協働して、カリキュラムの策定、「授業概要」の作成及び各種学内試験等を適切かつ円滑に実施している。学生部委員会は、学生部長を長とし、学年主任、副主任、カウンセラーを含めて構成し、学生の学修全般及び学生生活支援に関する内容を討議している。討議内容は学生部長から教授会に報告し、審議を経てその結果を各教員へと伝達することにより、学生への学修・生活支援に関わる薬学部全体の情報共有と意思統一を図っている。【3-2-1】
- ・学修支援と生活指導の充実を目的として、各学年に学年主任1人、副主任1人を置いている。第1学年~第3学年では1~4人の学生に対して講師以上の教員1人をアドバイザーとして配置し、より一層の学生と教員のコミュニケーションを図っている。第4学年~第6学年では講師以上の研究室に配属し、卒業研究を指導するとともに、学修・生活全般の指導を行っている。学事部職員はアドバイザー教員または配属先教員へ配属学生の成績一覧表を作成して、4月および秋に行われる面談での学生への学修指導に向けて情報提供するとともに、教育支援者への通知を担当している。【3-2-7】
- ・自習の場として、図書館、薬学部専用自習室および食堂を開放している。
- ・UNIVERSAL PASSPORT で成績・学生管理及び遠隔教育の体制を整備している。
- ・メール機能はじめ、書類の作成やファイル等の保存・共有機能を有する Google Workspace for Education を活用し、学生への情報伝達等に活用している。
- ・学習支援ツールとして、C-Learning や薬学教育支援システム (PESS) を導入し、授業 資料・授業動画の配信、遠隔授業、小テスト、共用試験 CBT 対策、国家試験対策などに 活用している。

大学院歯学研究科

- ・大学院運営委員会と研究科委員会には研究科教務課職員が出席して議事録を作成するとともに、教員と職員が協働して、大学院に関する重要な規則の制定・改廃、大学院予算の方針、大学院と歯学部との連絡調整などを行っている。【3-2-8】
- ・大学院研究科委員会の決定事項を基に、大学院教員と研究科教務課職員は大学院生の学 修支援及び学費、奨学金などの相談に応じている。
- ・大学院研究科自己点検・自己評価委員会が大学院生へのアンケート調査を実施し、大学院生の現状や要望を把握し、取り纏めて検討、結果と改善事項を大学院運営委員会に上申している。これらの事項について大学院運営委員会、研究科委員会にて改善方策を検討し、大学院研究科長が適切に対応している。これらの大学院関係のすべての委員会には、研究科教務課職員が参加している。

【エビデンス集・資料編】

- 【3-2-1】 奥羽大学学生部委員会規程 第3条、第4条 p429
- 【3-2-2】 2024 年度学年主任・クラス担任・カウンセラー一覧、学生生活票、 令和6年度度学生指導記録
- 【3-2-3】 2024年度1学年クラス担任会議事録(令和6年4月)
- 【3-2-4】 授業概要 2024 年度奥羽大学歯学部 p237~240
- 【3-2-5】 授業概要 2024 年度奥羽大学歯学部 p18~19
- 【3-2-6】 2024 年度 6 学年委員
- 【3-2-7】 2024 年度アドバイザー・研究室配属教員表
- 【3-2-8】 奥羽大学大学院学則 第 37 条~第 47 条 p164~166

3-2-②TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

歯学部

- ・非常勤嘱託として、TAを必要とする科目の授業、実習、演習等に配属し、教員の教育補助業務に従事させている。【3-2-9】
- ・TA 制度を活用して大学院生が歯学部の学生教育に参画し、学部学生の学修及び授業支援を行っている。このことにより、大学院生自身に将来の教員としての意識を芽生えさせるという効果を期待している。【3-2-9】
- ・疾患や障がい等の身体的事由により授業を欠席した場合は、クラス担任を通して学年主 任が聴取して速やかに学修支援を申請することによって、欠席による学修の進捗に対す る不安を解消することを行っている。

薬学部

- ・障がいのある学生に対し、本人の申し出に応じて、学生部委員会が中心となり試験の際 の別室受験、座席の配慮等、障がいの状況に応じて様々に対応している。
- ・全教員でオフィスアワー制度を実施しており、オフィスアワーを「授業概要」に表記して、学生からの講義内容についての質問や学修における相談を受け付け、学生とのコミュニケーションを強化するとともに、自主的な学修を促している。【3-2-10】
- ・成績不良あるいは進路変更が理由で中途退学を希望する学生や、病気により休学を希望する学生に対しては、アドバイザー教員または配属先教員が学年主任や学事部職員と連携して教育支援者と密に連絡を取り合い、話し合いながら対応している。
- ・初年次教育委員会が主体となり、1年生を中心とした学修支援策を行っており、プレイスメントテストを実施し、学修継続に困難が生じる可能性の高い学生に対する支援を早期から行っている。【3-2-11】
- ・令和 4 (2022) 年度より、1 年生の専門科目の全講義をビデオ撮影し、1 年生と 2 年次編入生がオンラインで閲覧できるようにした。令和 5 (2023) 年度からは、録画対象を $1\sim$ 3 年生の専門科目の全講義に拡大し、全ての学年の学生が視聴できるようにしている。

[3-2-12]

・令和 6(2024) 年度より、上級生が授業時間外で下級生の学習指導を定期的に行うピアチューター制度を創設した。令和 6(2024) 年度は $2\sim6$ 年生のチューター21 名が選任され、 $1\cdot 2$ 年生 24 名の指導にあたった。【 $3\cdot 2\cdot 13$ 】

【エビデンス集・資料編】

- 【3-2-9】 奥羽大学ティーチング・アシスタント(T.A.)に関する取扱規程第1条、第3条 p734の2
- 【3-2-10】 2024 年度授業概要薬学部奥羽大学 p67~68
- 【3-2-11】 令和6年度第1回初年次教育委員会議事録
- 【3-2-12】 講義録画ビデオについてのアンケート集計(2024年度)
- 【3-2-13】 2024 年度ピアチューター制度実施報告

(3) 3-2 の改善・向上方策 (将来計画)

- ・歯学部と薬学部では、学生部委員会を中心とする教員と職員の協働体制を堅持し、学生 の目標である歯科医師及び薬剤師国家試験合格のための学修支援を今後も継続する。
- ・IR 推進委員会による歯科医師国家試験ならびに薬剤師国家試験における正答率の詳細な 分析結果をもとに、教員による授業内容や指導方法の改善を行う。
- ・歯学部では臨床、基礎系を問わず、「基本的な事項」を中心に講義し、評価する試験問題 についても「基本的な事項」を出題し、学生の基礎的知識の修得に重きを置く方針とし、 FD 講演会を通して全教員に周知している。
- ・TA の役割は主に歯学部の授業、実習、演習等の補助であるが、これをさらに発展させ、 TA を学生の修学支援体制に組み入れ、相談及び個別学修指導を行う体制を整える。
- ・薬学部では、ピアチューター制度を新設して学生同士による学修支援を行った。チューターおよびチューティーともに学力向上に役立っているという意見が大半であったため、 チューター各自の資質・意欲に偏りがないよう注意を図りながら、今後も継続していく。
- ・大学院運営委員会と大学院研究科委員会に研究科教務課職員が参加し、議事録作成や事務的相談等にも積極的に対応する体制を継続していく。

3-3. キャリア支援

- 3-3-①教育課程におけるキャリア教育の実施
- 3-3-②キャリア支援体制の整備
 - (1) 3-3 の自己判定

「基準項目3-3を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-3-①教育課程におけるキャリア教育の実施

歯学部

- ・歯学部の学生は全員が歯科医師になることを目指しており、本学における授業科目のすべてがキャリア教育となる。
- ・キャリア教育はカリキュラム委員会が中心に策定しており、授業科目は専任教員で行う 体制を整えている。【3-3-1】
- ・学生が歯科医療の社会的意義と職業としての歯科医師の魅力を早期に自覚できるよう、 第1学年の「歯科医学演習」でアーリーエクスポージャーを行っている。【3-3-2】
- ・第1学年の「総合演習1D」において本学出身の研修歯科医、社会人大学院生、助手、助教から学修のみならず体験談等を聞くことにより、歯学部生としての自覚を促すことを目的としている。【3-3-3】
- ・医療人として重要な道徳観や倫理観を、第1学年から第3学年までを通して「歯科医療 人間学」で学修する。【3-3-4】
- ・第 5 学年の臨床実習では、令和 6(2024)年度から学生を介護老人保健施設や介護老人福祉施設での歯科訪問診療に同行させることで、地域包括ケアの重要性と歯科医師の役割を学ぶ機会を設けている。
- ・臨床実習の期間中に薬局、臨床検査室、栄養室、病棟、総合受付の業務内容を動画で学修し、さらに嚥下スクリーニング検査の相互実習を取り入れた地域医療研修を行い、チーム医療の一員として参画するために多種職協働について理解するための指導体制を整えている。【3-3-5】
- ・歯科診療所の開設、経営管理及び保険医の在り方についての教育を第3学年と第6学年 の「歯科医療管理学」と「社会歯科学」で実施している。【3·3·6】

薬学部

- ・薬学部の学生は薬剤師になることを目指しており、本学における授業科目のすべてがキャリア教育となる。
- ・第1学年から第3学年(令和6(2024)年度以降の入学生では第1学年~第4学年)までの基礎教育科目は、コミュニケーション能力、情報加工技術、日本語表現能力の向上を目指し、第4学年以降の臨床に則した薬学専門科目における「技能・態度」の習得に関連付けている。
- ・第1学年の「チーム医療学演習 I、II」(令和 6(2024)年度以降の入学生では第1学年~第4学年の「チーム医療学 I a、I b、II a、II b」)は、早期臨床体験学習を行い、small group discussion (SGD) を行うことで、薬剤師が果たすべき役割について自覚を促すことを目的としている。
- ・公認心理師及び臨床心理士の資格を有する教員が開講する基礎教育科目として「医療コミュニケーション論」(2 学年)と「臨床コミュニケーション演習」(3 学年)(令和 6(2024)年度以降の入学生では「臨床コミュニケーション演習」(3 学年)と「医療コミュニケーション論」(4 学年))を段階的に配置し、自他尊重のある自己表現力の習得を促し、演習形式により医療人として多職種協働する場面で重要となるコミュニケーションスキルを涵養する。

- ・第4学年は病院・薬局実務実習のための「事前学習」を講義、演習、実習、SGD、problem based learning (PBL) などで実施し、社会が求める薬剤師となる人材を育成している。 第5学年の「実務実習」では、病院及び薬局業務実習や他職種とのカンファレンスなど により、薬剤師業務を実体験し、薬剤師としての心構えと臨床対応能力を醸成する。
- ・グローバル化への対応として、一般教養科目に外国語を設置し、第 1 学年~第 4 学年(令和 3(2021)年度以降の入学生では第 1 学年~第 3 学年)の間に履修する環境を整えている。 【3-3-7】
- ・このようにキャリア支援に関する科目を各学年に適切に配置することで、効果的なキャリア形成支援を達成可能とするカリキュラムを編成している。
- ・就職指導は薬学部学事部の就職担当職員と連携しながら、外部講師を招いた「キャリアガイダンス」やマナー講座、病院や調剤薬局のインターンシップ、就職関係資料を集めた学内ブース・掲示板の設置などを通じて行っている。平成26(2014)年度からは学生全員を対象に「職業研究セミナー」を2日間開催し、令和6(2024)年度には病院・保険薬局など80事業所の担当者から業務内容等の説明を受けている。【3-3-8】
- ・キャリアパスのための一貫した教育を行い、卒後の進路選択・決定を支援し、学生の就職・進路先の調査を行っている。【3-3-9】

大学院歯学研究科

・大学院学則第1条に「有為な研究指導者を育成することを目的とする」、アドミッション・ポリシーには「自立して歯学研究を行える研究者になることを望むひと」と明記し、大学院生が将来歯学の教育・研究に携わる人材として自立するための指導を行っている。また、TAとしても教員となるトレーニングを行っている。【3-3-10】【3-3-11】【3-3-12】

【エビデンス集・資料編】

- 【3-3-1】 2024(令和6年度)歯学部名簿
- 【3-3-2】 授業概要 2024 年度奥羽大学歯学部 p81
- 【3-3-3】 授業概要 2024 年度奥羽大学歯学部 p45~47
- 【3-3-4】 授業概要 2024 年度奥羽大学歯学部 p86~87、101~102、127~128
- 【3-3-5】 臨床実習必携 2024 年度 p137~150
- 【3-3-6】 授業概要 2024 年度奥羽大学歯学部 p125~126、233、235~236
- 【3-3-7】 2024年度授業概要薬学部奥羽大学 pviii、182~183、210~211、274~275
- 【3-3-8】 職業セミナー参加企業
- 【3-3-9】 薬学部卒業生進路状況一覧(直近3年間)
- 【3-3-10】 奥羽大学大学院学則 第1条 p161
- 【3-3-11】 2024(令和 6)年度授業概要奥羽大学大学院歯学研究科 p3
- 【3-3-12】 奥羽大学ティーチング・アシスタント(T.A.)に関する取扱規程 p734の2

3-3-②キャリア支援体制の整備

歯学部

・キャリア支援を目的とする体制として「奥羽大学国内研修規程」「奥羽大学教員の海外留学に関する規程」「奥羽大学特別研究期間(サバティカル・リーブ)に関する規程」を整備している。令和 6(2024)年度は実績がなく、キャリア教育の充実以外にキャリア支援として上記の3規程の周知を全教員に図る。【3-3-13】【3-3-14】

薬学部

・令和 5 (2023) 年度より薬学部キャリア・デベロプメント支援委員会を設置し、病院や調剤薬局のインターンシップ、各種ボランティア募集などの案内を学生に周知して参加を促している。また、外部講師を招いたキャリアガイダンスやマナー講座などの開催を提案し、各学年での実施を依頼している。【3-3-15】

大学院歯学研究科

・キャリア支援を目的に、文科省科学技術・学術政策研究所が運営する博士人材データベース(JGRAD)に加盟しており、大学院生には登録を促している。

【エビデンス集・資料編】

- 【3-3-13】奥羽大学教員の海外留学に関する規程 p706の6
- 【3-3-14】奥羽大学特別研究期間(サバティカル・リーブ)に関する規程 p706の12
- 【3-3-15】令和6年度第1回キャリアデベロップメント支援委員会議事録

(3) 3-3 の改善・向上方策 (将来計画)

歯学部·薬学部

- ・歯科医師・薬剤師としての社会的・職業的自立に関する指導体制を整備しており、入学 初年度から職業としての社会的使命や重要性を学修し、学年の進行とともに医療人とし てのキャリアパスの概要を修得できることから、今後もこの教育体制を継続していく。
- ・一方、歯科医師と薬剤師に必要な知識、態度、技能をより確実に学修するためのカリキュラムを再点検・評価し改訂作業を進め、教育課程をさらに充実していく。
- ・薬学部は、「職業研究セミナー」への参加をより多くの事業所に呼びかけ、効果的な就職活動を支援する予定である。

大学院歯学研究科

- ・研究業績と指導力のある教員を大学院教員とし、学位論文の指導体制を充実させていく。
- ・TA 制度を積極的に活用し、大学院生の教育能力を高めていく。
- ・教員の社会人大学院生は学位研究を行うことで研究力と研究心が向上し、それが教員の 教育力を高めることにつながる。

3-4. 学生サービス

①学生生活の安定のための支援

(1) 3-4 の自己判定

「基準項目 3-4 を満たしている。」

(2) 3-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

①学生生活の安定のための支援

歯学部·薬学部

1) 経済的支援

- ・本学独自の給付型奨学金として「奥羽大学影山晴川育英奨学基金規程」に基づく奨学金があり、学業・人物共に優れた学生を選考し奨学金を、入学時に1人あたり50万円を1~3人に、第2学年以上の修了時には1人あたり20万円を各学年2人以内に給付する。また、6年間優秀と認められた学生には晴川賞と優等賞を授与している。【3-4-1】
- ・修学6年間の授業料相当額を奨学金として給付する「奥羽大学歯学部特待生規程」と「奥羽大学薬学部特待生規程」に基づく制度がある。この制度は、成績、人物、健康共に優秀で、他の模範と認められる学生に対して授業料の全額または半額を奨学金として給付するもので、令和6(2024)年度は歯学部81人(内半額給付22人)、薬学部108人(内半額給付44人)が利用している。本制度では、第2学年以降の継続は規程に定める条件に基づいて判定している。【3-4-2】【3-4-3】
- ・貸与型奨学金制度である日本学生支援機構奨学金は「日本学生支援機構奨学規程」に定める基準に従って奨学金を受ける学生を選考し、日本学生支援機構に推薦している。 現在は推薦を受けた学生全員に奨学金が貸与されており、令和 6 (2024)年度は給付と貸与をあわせ 84 件の受給があった。【3-4-4】
- ・文部科学省の高等教育の修学支援新制度は、経済的に厳しい状況にある学生等が進学・ 修学を断念することがないように授業料等減免措置などで支援する制度で、本学は要件 を満たした対象大学として学生を支援している。
- ・歯学部教育支援会は共済基金を設け、学生が経済的困窮を理由に就学継続が不可能とならないよう、学生一人当たり歯学部年間授業料相当額の350万円を限度として無利子にて貸与し、卒業後2年目より貸与時の返済計画に従って返済する制度である。設立以来現在まで205人の学生がこの制度を利用している。【3-4-5】

2) 生活支援

・歯学部は、各学年の学生 4~14 人に対して 1 人の教員をクラス担任として配置し、定期的に学修方法や学生生活の相談を受けている。クラス担任は聞き取った学生の意見・要望をもとに学年主任とクラス担任が定期的に個々の学生の学修を含む学生生活全般について協議し、学生に対して必要な支援を行っている。【3-4-6】

・薬学部の第1~3 学年は、講師以上の教員がアドバイザーとして各1~4人の学生を受け 持ち、学業を含む生活全般についてのきめ細やかな相談や指導を行っている。第4~6 学 年は、卒業研究の研究室配属先の教員がその任に当たっている。【3-4-7】

3) 生活指導

・禁煙の推進について

医育機関である本学構内は敷地内全面禁煙としており、「禁煙支援推進委員会」が新入生や新採用の職員に対して禁煙指導に取り組み、毎月22日の「禁煙の日」に禁煙の普及啓発と動機づけを行っている。【3-4-8】

・薬物乱用防止について

これまで、「薬物乱用防止キャラバンカー」による薬物乱用防止のキャンペーンや薬物 乱用防止を呼び掛けるポスターの掲示などにより、薬物乱用防止の啓発をしている。

・交通安全について

通学に自家用車を利用する学生には、学内で実施している郡山北警察署員による「交通安全講習会」の受講を義務付け、「車両運転通学許可証」を与えている。交通安全講習会は例年 6 月に開催し、学生の交通事故への現状認識と交通安全に対する意識向上に役立てている。

・人権保護について

新年度の開始時に、全教員に対してハラスメント防止と相談窓口について説明と指導を 行うとともに、「セクシャル・ハラスメントガイドライン」と「ハラスメント防止のた めのガイドライン」を本学ホームページに掲載し周知を図っている。

学生に対しては、新入生オリエンテーションと年度初めの在学生ガイダンス時に、セクシュアル・ハラスメント防止のパンフレットを配布するとともに、「奥羽大学セクシュアル・ハラスメント防止等に関する規程」「奥羽大学セクシュアル・ハラスメント防止委員会規程」及び「奥羽大学セクシュアル・ハラスメント調査委員会規程」について説明している。また、パワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントの防止のために「奥羽大学ハラスメント防止等に関する規程」「奥羽大学ハラスメント防止委員会規程」及び「奥羽大学ハラスメント調査委員会規程」を定め人権保護に努めている。

[3-4-9]

4) 危機管理について

- ・全ての学生は、日本国際教育支援協会が運営する「学生教育研究災害傷害保険」に加入 している。なお、歯学部においては、臨床実習時、薬学部においては実務実習時に不慮 の事故や他人の財物を損壊する可能性を考慮し、歯学部学生は「医学生教育研究賠償責 任保険」に、薬学部学生は「学研災付帯賠償責任保険」に加入している。【3-4-10】
- ・教員と職員は学生の連絡先を把握し、緊急時の情報伝達、安全確認が可能な連絡網を整備している。この連絡網は、東日本大震災直後の学生安全確認に活用された。また、学生だけでなく教育支援者との連絡が可能な体制も整備している。薬学部では、全学生にメールアカウントを付与し、非常時の迅速な情報伝達に活用している。【3-4-11】
- ・学生の成績などを含め、多くの個人情報に対して、「奥羽大学個人情報保護に関する規程」 を定め、個人情報の保護と取り扱いを厳重にしている。【3-4-12】

- 5) 課外活動支援について
- ・課外活動としてクラブ・サークル活動があり、その総括団体である「学友会」には体育会系クラブ 17 団体、文化系クラブ 6 団体、同好会 3 団体が加入している。団体ごとに顧問として教員が参画し、指導や支援を行っている。【3-4-13】
- ・「学友会」は、学生個人会費と歯学部、薬学部教育後援会からの助成金で運営し、実務は 学生に委ねている。
- ・コロナ禍によりクラブ活動が制限されてきたが、現在は感染対策に注意しつつ活発に活動しており、歯学体や各種大会にて優秀な成績を修めている。
- ・大学祭である「奥羽祭」は、学生が自主的に組織する実行委員会が主催している。学生、教職員だけでなく地域一般市民にも開放し、大学と地域が交流する場となっている。例年、「奥羽祭」では歯科医療、薬剤に関する展示のほか、著名芸能人を招いたアトラクション、学生参加の各種イベントを開催している。大学祭開催に対しては事務職員が種々の支援を行っている。なお、令和6(2024)年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から令和2(2020)年度以降に引続き開催を中止とした。
- 6) 学生の心身に関する健康相談、心的支援について
- ・各学部に「カウンセリング室」を設け、悩みや精神的な問題を抱えている学生に対して、 公認心理師と臨床心理士の資格を有する専任教員がカウンセラーとなって相談に応じて いる。令和 6(2024)年度のカウンセリング人数は、歯学部 50 人(のべ 111 回)、薬学部 5 名(のべ 42 回)であった。【3-4-14】【3-4-15】

大学院歯学研究科

- ・大学院生に対する支援は下記の4項目である。
- 1) 奨学金による経済的支援
- ・日本学生支援機構及び森田奨学育英会、岸本財団、サンスター財団等の一般財団法人からの奨学金受給に対して、申請を受け付け厳正な選考の上、推薦している。令和 6(2024) 年度は、日本学生支援機構への申請はなかったが、森田奨学育英会には 1 名が推薦され受給している。【3-4-16】【3-4-17】
- 2) ハラスメント防止
- ・各種のハラスメントに対しては、学部と同様の対応をしている。入学時のオリエンテーション、全学年へのガイダンス時にハラスメント防止と相談窓口について説明している。 【3-4-9】【3-4-18】
- 3) カウンセリング
- ・大学院生の心理面の支援は、カウンセリング室にて対応している。令和 6(2024)年度のカウンセリング人数は、0人であった。【3-4-19】
- 4) 大学院運営委員による個別相談
- ・困難や悩みに直面した場合は、大学院運営委員も積極的に対応することを大学院生に伝えている。研究指導責任者を変更することも認めている。【3-4-20】
- ・研究進展状況は研究計画報告書及び研究経過発表会を通じて、全大学院教員が把握している。指導方法や研究テーマの選択、研究の進め方に改善を要する場合は、研究科長が伝えている。研究指導責任者の変更を認めることもある。【3-4-20】【3-4-21】

【エビデンス集・資料集】

- 【3-4-1】 奥羽大学影山晴川育英奨学基金規程 p283 奥羽大学影山晴川育英奨学基金施行細則 p289
- 【3-4-2】 奥羽大学歯学部特待生規程 p237
- 【3-4-3】 奥羽大学薬学部特待生規程 p239
- 【3-4-4】 日本学生支援機構 受給者数調べ
- 【3-4-5】 奥羽大学歯学部教育支援者(旧父兄会)会則、 奥羽大学歯学部教育後援会共済基金規程
- 【3-4-6】 2024年度学年主任・クラス担任、学生生活票、2024年度学生指導記録
- 【3-4-7】 2024 年度アドバイザー・研究室配属教員表
- 【3-4-8】 禁煙推進ポスター
- 【3-4-9】 奥羽大学セクシュアル・ハラスメント防止等に関する規程 p781 奥羽大学セクシュアル・ハラスメント防止委員会規程 p791 奥羽大学セクシュアル・ハラスメント調査委員会規程 p795 奥羽大学ハラスメント防止等に関する規程 p797 奥羽大学ハラスメント防止委員会規程 p799 奥羽大学ハラスメント調査委員会規程 p800 の 6
- 【3-4-10】 2024 年度版学生教育研究災害傷害保険(略称「学研災」)加入者のしおり
- 【3-4-11】 2024 年度授業概要薬学部奥羽大学 p66
- 【3-4-12】 奥羽大学個人情報保護に関する規程 p755
- 【3-4-13】 学生のてびき p25~27
- 【3-4-14】 学生のてびき p29~31
- 【3-4-15】 令和6年度カウンセリング件数
- 【3-4-16】 2024 年度第 462,463 回大学院研究科委員会事録
- 【3-4-17】 2024 年度第 3,4 回大学院運営委員会議事録
- 【3-4-18】 大学院入学時のガイダンス資料 (大学院学生生活について)
- 【3-4-19】 令和6年度 学生カウンセリング報告書
- 【3-4-20】 2024 年度大学院研究計画報告書に対する助言・コメント
- 【3-4-21】 2024 年度大学院研究経過発表会に対する助言・コメント

(3) 3-4 の改善・向上方策 (将来計画)

- ・学生生活に対する本学の支援は充実していると判断しているが、今後も「学生生活満足度調査」の項目を検討して学生生活全般に関する学生の意見・要望を把握し、よりよい学修環境の整備に努める。
- ・経済的困難や成績不良による退学者を減少させる。

- 3-5. 学修環境の整備
- 3-5-①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営
- 3-5-②図書館の有効活用
- 3-5-③施設・設備の安全性・利便性
 - (1) 3-5 の自己判定

「基準項目 3-5 を満たしている。」

(2) 3-5 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-5-①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

校地 • 校舎等

- ・本学の設置基準による校地面積は 7 万 3,654 ㎡である。敷地には 17 棟の建物が点在し、 設置基準による校舎面積は 3 万 3,010 ㎡である。校地及び校舎面積とも基準面積を上回 っている。歯学部附属病院の建設面積は、1 万 1,089 ㎡で基準面積 5,900 ㎡を上回って いる。各施設は下図のように配置している。
- ・情報化・国際化に対応した教育・研究設備として、薬学部棟に設置している情報処理機器 LAN、歯学部と薬学部及び事務局を光ファイバーで結ぶ学内LAN、無線LAN(Wi-Fi)エ リアを設置して教育・研究を行いやすい環境を整備している。
- ・歯学部附属病院の診療室には135台の歯科用ユニット、病室9室22床、手術室2室、技工98台を設置し、定期的に更新しながら設備の整備、充実を図っている。
- ・本学の校地・校舎面積、施設・設備は、教育目標を達成するために必要な施設・設備を 十分に整備している。施設と設備の老朽化・劣化対策については、建物の改修・改築工 事、構築物の耐震化を令和 5(2023)年度から実施している。令和 6(2024)年度には薬学実 習棟の耐震工事が終了し、中央棟の耐震工事に着手し、歯学部、薬学部の学生の学修に 影響を及ぼさぬよう順次、改修工事と耐震化を進めていく。設備は定期的に更新を行い、 施設・設備の整備は常勤の有資格職員が定期的に実施しており適切に管理している。
- ・令和 4(2022)年3月16日に発生した福島県沖を震源とするM7.4、最大深度6強の地震では、建屋及び機器備品は甚大な損壊を受け、学生の教育環境を早期復旧させるべく建屋の修復と機器設備の更新を行っている。



歯学部

- ・歯学部は、1学年の定員が80人であり、学年制を採用しているため、授業は学年ごとに定めた講義室で行っている。
- ・第1学年~4学年は、第3講義棟の収容定員120人又は196人の教室を使用している。 第5学年は病院棟の収容定員154人の臨床講義室を使用している。第6学年は、第2講 義棟の収容定員396人の第1講義室を使用している。実習は歯学の特殊性から、各学年 とも全員が1か所の実習室で行っている。【3-5-1】
- ・各学年が使用する講義室は、受講者数に見合った十分な広さがある。教育効果上、少人数が望ましい演習や実習科目については、必要に応じて少人数編成により実施している。 実習は、専任教員に加えて非常勤講師を配置して、少人数グループで学修できる環境を整えている。令和 6(2024)年度は中央棟の耐震化工事のため、第 4 学年の実習の一部を基礎医学研究棟で実施した。

薬学部

- ・薬学部は、1学年の定員が100人であり、単位制と学年制を併用しているので、授業は学年でと、科目ごとに定めた講義室で行っている。
- ・講義室は、第 2 講義棟の収容定員 198 人の第 3 講義室、収容定員 144 人の第 4 講義室 のほか、第 3 講義棟 2 階の 2 教室(収容定員 225、120 人)、薬学部棟 1 階の 4 教室(収容定員 60、63、158、93 人)、2 階の 2 教室(収容定員 63、158 人) を受講者数に応じて使用している。【3-5-2】
- ・そのほか、薬学部棟3、4階の情報処理教室を使用している。科目によって使用講義室が 異なるが、授業を受ける学生数を適切に管理し、教育環境を整備している。

【エビデンス集・資料編】

【3-5-1】 授業概要 2024 年度奥羽大学歯学部 Ⅳ構内案内図

【3-5-2】 2024 年度授業概要薬学部奥羽大学 X構内案内 p509~521

3-5-②図書館の有効活用

図書館

- ・図書館は中央棟の1階、2階にあり、延べ面積は2,062 m²である。
- ・蔵書は、令和 7(2025)年 5 月 1 日現在、242,194 冊で、その内訳は歯学関係 61,013 冊、 薬学関係 45,338 冊、一般 135,843 冊である。
- ・利用ゾーンである書架と閲覧席は一体化した全面開架性を採用し、利用者は自由に図書 や雑誌を閲覧することができる。その他、事務室、図書館長室、個人閲覧室(11室)、 バックナンバー室、倉庫を配置している。
- ・情報提供サービスとして蔵書検索システム(OPAC)を運用し、web 経由による情報提供を行っている。
- ・平成 26(2014)年 3 月より「奥羽大学学術機関リポジトリ」を一般公表している。現在は「奥羽大学歯学誌」と本学大学院に提出された学位論文を公表している。
- ・令和 6(2024)年度の開館日数は 234 日、開館時間は平日 9 時から 17 時までである。年間利用者数は、令和 6(2024)年度は 8,838 人である。相互貸借の文献複写件数は、令和 6(2024)年度、他大学からの受け付け 5 件、他大学への依頼 26 件である。
- ・「展示」を年間に数件を企画し、学内外に紹介している。令和 6(2024)年度は「新入生に おすすめの本コーナー」「地域を知ろうコーナー」「船山信次先生のご著書コーナー」「全 国大学ビブリオバトル 2024」「2024 年本屋大賞」などである。
- ・幅広い教養の涵養と人間性豊かな医療人育成のため、学生の読書相談に積極的に対応している。
- ・社会的貢献として、「福島県内大学図書館相互利用協定」により、加盟館相互の図書館利用を行っている。地域住民からの本学図書館資料の利用申請に対しては、本学の教育・研究に支障がない限り許可している。
- ・以上のように本学においては、図書館が有効活用されている。

3-5-③施設・設備の安全性・利便性

教育研究施設

- ・キャンパス内の教育・研究施設は、講義棟が3棟、図書館と実習室及び教室を配置した中央棟、薬学部棟、薬学実習棟、基礎医学研究棟、事務局と講堂を配置した記念講堂、歯学部附属病院棟がある。講義室は25室、演習室が6室、実験・実習室が43室、情報処理室2室を備えている。歯学部の実習室を基礎医学研究棟と中央棟に、薬学部の実習室を薬学実習棟に配置している。【3-5-1】【3-5-2】
- ・共同研究施設は、放射性同位元素共同研究施設、遺伝子組換え実験室、動物実験研究施設、電子顕微鏡研究施設があり、個々に委員会を構成して適切に管理・運用している。
- ・歯学部附属病院は、歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科、内科を標榜し、10診療 科、13専門外来と病棟を備えている。歯学部附属病院は、歯科医学、薬学の教育・研究 施設として、また地域の医療の提供施設として機能している。

設備等について

- (1)情報システムのインフラ概要
- ・学内 LAN を整備し、学生と教職員が適宜必要なサービスの提供を受けることができる システムを構築している。
- ・コンピュータは情報処理室に学生用に 112 台、 医薬品情報室(自習室)に 6 台を設置し、「情報リテラシー学」の演習や自習に日々活用している。また、学内に無線 LAN を構築し、利便性の向上を図るとともに、セキュリティ対策を実施している。
- (2) 事務局システム
- ・事務局システムは、履修管理、非常勤講師管理、学生管理(学生証発行管理、各証明書 発行管理、就職先管理、保健衛生管理、学籍簿管理)、備品・消耗品管理等を行っている。
- (3)情報システム運用上の管理体制
- ・情報システムの円滑な運用を図るため、学内に「情報セキュリティ委員会」「情報ネット ワーク委員会」を設置している。
- ・教育上必要な情報処理機器を適切に整備している。また、セキュリティ対策は委員会を 設置して適切に行っている。

施設・設備面における障がい者への配慮の状況

- ・教育研究施設、図書館、歯学部附属病院は、障がい者等の利用者が円滑に利用できるようにスロープ、エレベータ、自動ドア、多目的トイレ等を設置している。
- ・第3講義棟は、郡山市が提唱する「景観づくり、人にやさしいまちづくり条例」に適合 しており、自動ドア、エレベータ、多目的トイレを整備している。さらに、エネルギー 使用の合理化を促進するため高効率空調機を設置し、記念講堂、第2講義棟、薬学実習 棟の3棟屋上には太陽光発電パネルを設置して省エネルギー対策を実施している。
- ・校舎、施設は、第2講義棟を除くすべてがバリアフリー化している。

施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確立状況

施設・設備の衛生・安全の確保を図るためのシステムの整備状況

- ・災害発生時、何よりも優先するのは学生、教職員、患者の安全確保である。そのため、 災害発生時の避難経路を全教室と歯学部附属病院に掲示し、年度当初における全体集会 で避難経路と誘導について周知している。公益財団法人日本高等教育評価機構による認 証評価で「避難訓練を全学的に実施することが望まれる。」という参考意見を踏まえ、9 月1日の「防災の日」に合わせて全学生を対象にした避難訓練を実施している。令和 6(2024)年度は祝日の関係から、全学生に対する避難訓練を8月30日に実施した。
- ・火災発生時の初動を的確に行えるよう、令和 2(2020)年 8 月 24 日、25 日に実施された 郡山消防署の立入検査で指摘された事項を改善している。「奥羽大学防火・防災管理規程」 と「奥羽大学歯学部附属病院防災対策準則」に従い、奥羽大学として統合した消防計画 を作成し、全学的な消防訓練を実施している。また、消防施設は年 2 回の法定点検を実 施し、教職員対象の自衛消防訓練を 6 月と 12 月に実施した。【3-5-3】【3-5-4】【3-5-5】
- ・施設・建物の保守・点検・整備、エレベータ保守点検、空調施設の日常運転・点検・管理、電気設備・ガス器具の安全点検などは、営繕課の管理技術職員が実施している。加えて、電気設備、ガス器具等の保安要員による定期的巡回検査をそれぞれ実施している。
- ・省エネルギーの観点から、照明及び空調設備の稼動時間の制御システムは、各建物制御

による一括管理システムと個別に手動管理するシステムに区分している。省エネルギー対策として、190kwの太陽光発電システムを設置したことにより、月平均 14,000kwの電力を受電設備へ供給し、冷房時には氷蓄熱式空調システムを設置して用いている。

- ・研究施設・設備の運営は、規程を定めて委員会を設置して、維持・管理を実施している。
- ・遺伝子組換え実験に対しては、「奥羽大学遺伝子組換え実験安全管理規程」に従って遺伝子組換え実験安全委員会を設置し、安全主任者、研究者、教員のほか、微生物・疫学・免疫学研究者、人文科学・社会科学研究者、健康管理者及び事務職員を加えて組織し、運営と維持・管理に当たっている。【3-5-6】
- ・動物実験に対しては、「奥羽大学動物実験規程」「奥羽大学動物実験委員会規程」に従って動物実験委員会を組織し、動物実験指針の適正運用を監視している。また、「奥羽大学動物実験研究施設施行規則」に従って動物実験研究施設運営委員会を組織し、実質面の運営と維持・管理に努めている。【3-5-7】【3-5-8】【3-5-9】
- ・施設・設備の安全対策については、施設・設備の保守点検、安全管理と整備を常に行い、 安全性の確保や危機管理に万全を期している。ボイラーやエレベータ設備は有資格者に よる定期点検を実施し、安全維持を考慮して必要な時期にボイラーの交換やエレベータ のリニューアルを行っている。【3-5-5】
- ・廃棄物に関しては、「奥羽大学廃棄物処理規程」及び「奥羽大学有害廃液取扱規程」を定め、分別ゴミ回収を徹底し廃棄物処理体制を強化している。施設の清掃及びゴミ回収は外部清掃業者に委託し、産業廃棄物は契約した収集運搬業者及び処理業者が処理を行っている。施設の衛生消毒は月1回外部業者に点検、実施を依頼している。

[3-5-10] [3-5-11]

- ・大学敷地全域にわたる除草及び施肥管理、樹木の定期的剪定及び消毒は、環境整備課の 常勤職員と契約している造園業者が協働で実施している。
- ・給排水の衛生は、受水槽、高架水槽の年1回清掃及び水質分析を実施し、毎年、保健衛生協会の検査を受け、浄化槽の維持管理及び排水分析は、毎月業者に委託している。
- ・不慮の災害、学外者による犯罪行為、学内関係者による不注意などから生じる施設・設備の損壊を未然に防止するため、機械警備システムによる監視と警備員のキャンパス周辺と建物内の巡回監視を行っている。また、休日・夜間の大学緊急連絡網を整備して、非常時の連絡体制を整えている。

【エビデンス集・資料編】

- 【3-5-1】 授業概要 2024 年度奥羽大学歯学部 IV構内案内図
- 【3-5-2】 2024 年度授業概要薬学部奥羽大学 X構内案内 p509~521
- 【3-5-3】 奥羽大学防火·防災管理規程 p1241
- 【3-5-4】 奥羽大学歯学部附属病院防災対策準則 p1247
- 【3-5-5】 奥羽大学消防計画
- 【3-5-6】 奥羽大学遺伝子組換え実験安全管理規程 p371
- 【3-5-7】 奥羽大学動物実験規程 p1301
- 【3-5-8】 奥羽大学動物実験委員会規程 p1305
- 【3-5-9】 奥羽大学動物実験研究施設施行規則 p1307

- 【3-5-10】 奥羽大学廃棄物処理規程 p1270 の 4
- 【3-5-11】 奥羽大学有害廃液取扱規程 p1269

(3) 3-5 の改善・向上方策(将来計画)

- ・キャンパスは、校地・校舎の面積、設備とも十分に整備している。
- 授業を受ける学生数は歯学部、薬学部ともに適切に管理している。
- ・薬学部は、科目によって受講する学生数が異なるので、それぞれに対応できるよう収容 人数の異なる多種の講義室を整備している。
- ・建物の改修・改築工事、構築物の耐震化を計画的に進める。
- ・施設面の空調や水回り、老朽化した機器や設備の経年変化に対しては順次交換・更新し、 教育・研究環境の整備を計画的に進める。
- ・歯学部の6学年、薬学部の4、5学年の授業や、FD・SD研修会、講演会等で使用頻度 の高い第2講義棟のバリアフリー化を進める。

[基準3の自己評価]

- (1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み
- ・歯学部では学力の向上のため全学年に対して、平日の放課後 21:00 までと土日・祝日 の自習室の使用を認めている。使用頻度は学生部委員会にて、調査している。
- ・薬学部では、2024年度にピアチューター制度を新設し、学生同士による学習支援を行っている。1~3年生の専門科目の全講義をビデオ撮影し、全ての学年の学生が視聴できるようにしている。また、薬学部キャリア・デベロプメント支援委員会を設置し、OB、OGによる講演会や職業研究セミナーを実施し、学生のキャリア支援を行っている。
- ・大学院では、研修歯科医への大学院特別セミナーへの参加を認めている。全員ではない ものの毎回一定数の研修歯科医が参加しており、研修終了後に大学院への進学するモチ ベーションアップに繋がっていると考えられる。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

- ・歯学部の令和 6(2024)年 5 月 1 日現在の在籍学生総数は 322 人で定員充足率は 57.5%と 定員を充たすまでに至っておらず、低学年での充足率が低いなどの課題がある。また、 受験者数も近年低い倍率で推移している。
- ・薬学部では、全国的な薬学部志願者の減少により、入学定員充足率が大幅に減少しており、安定した学生確保が重要な課題となっている。また、薬学教育評価機構の評価項目の1つである「すべての入学試験において学力の3要素が、多面的・総合的に評価されていること」については、一般入学試験では学力試験のみとなっており、改善を必要としている。
- ・大学院では、充足率は高いものの専攻科に偏りがみられる。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

・定員充足率を充たすべく、とりわけ受験者数向上のために、オープンキャンパスの充実 と開催回数の増加を行った。加えて、高校訪問も近隣や県内に問わず、広範囲に行って おり、歯学部への進学を目指す進路相談会にも積極的に参加している。

- ・新型コロナウイルス感染防止対策の観点で中止していた高校訪問の再開や対面でのオープンキャンパスの実施などにより大学の魅力を発信するとともに、入学試験においては、各試験方式での受験機会の増加や新たに3年次編入学入試を実施するなどにより、入学生の確保に努めている。また、主に国公私立薬学部の4年制課程の優秀な学生に薬剤師免許取得の機会を与えることを目的とし、2026年度入試において4年次編入特待生試験を実施することにしている。一般入学試験で、学力の3要素を総合的に評価する方法について見直しを検討している。
- ・在籍大学院生数の少ない専攻科に対しては、臨床研修歯科医および学部学生に対して積 極的な勧誘を行うよう研究科長と大学院運営委員から指導を行っている。

以上より、本学は「基準3」全般について十分満たしているものと判断する。

基準 4. 教育課程

- 4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定
- 4-1-①ディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 4-1-②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用
 - (1) **4-1 の自己判定** 「基準項目 4-1 を満たしている。」
 - (2) 4-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-1-①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

・歯学部、薬学部及び大学院の卒業判定・学位授与に関する基本的な方針(ディプロマ・ポリシー)を定め、歯学部及び薬学部のディプロマ・ポリシーは、授業概要やホームページで周知している。【4-1-1】【4-1-2】【4-1-3】

【エビデンス集・資料編】

- 【4-1-1】 授業概要 2024 年度奥羽大学歯学部 p1
- 【4-1-2】 2024 年度授業概要薬学部奥羽大学 piv
- 【4-1-3】 2024(令和 6)年度授業概要奥羽大学大学院歯学研究科 p3

4-1-②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

歯学部

・歯学部は学年制を採用しており、教養系教育・基礎科学教育 54 単位、生命科学教育 45 単位、口腔科学教育 95 単位の合計 192 単位を卒業認定に必要な単位数としており、大学設置基準で定めている 188 単位を上回っている。【4-1-4】

- ・各学年における科目の成績認定、進級判定は「奥羽大学試験規程」、卒業認定は「奥羽大学文業試験規程」に則った試験結果を基に、「奥羽大学学則」に従い教授会で審議し、学長が決定している。【4-1-5】【4-1-6】
- ・進級に関わる各科目の評価方法は、学修の到達目標とともに「授業概要」に明記し、学生と教員とが共有している。【4-1-7】
- ・令和 3 (2021) 年に GPA (Grade Point Average) を導入した。【4-1-8】
- ・学修の評価は、「奥羽大学学則」第37条から第39条に規定しているが、歯学部では次の基準で進級判定、卒業認定をしている。【4-1-9】【4-1-10】
 - 1) 科目の成績は、100点をもって満点とし、秀(100~90点)、優(89~80点)、良(79~70点)、可(69~65点)、不可(64点以下)の5種とする。秀、優、良、可は合格とし、不可は不合格とする。
 - 2) 各学年所定の授業科目の試験に合格した者は進級とする。ただし、歯学部においては、第 $1\sim5$ 学年は総合試験に、第4 学年は CBT と OSCE に合格しなければならない。
 - 3) 所定の授業科目を履修し、その単位を修得した者に対し卒業証書(学位記)を授与する。ただし、歯学部においては卒業試験に合格しなければならない。
- ・各学年で履修するいずれの科目においても、各期授業時間数の 80%以上の出席がない場合には、当該科目の受験資格を失う。【4-1-11】

薬学部

- ・薬学部は学年制を加味した単位制を採用しており、令和 6(2024)年度以降の入学生では、一般教養科目 17 単位以上、基礎教育科目 29 単位、専門教育科目 149.5 単位以上の合計 195.5 単位以上を卒業に必要な単位数としている。令和 3(2021)年度から令和 5(2023)年度の入学生では、一般教養科目 16 単位以上、基礎教育科目 27.5 単位、専門教育科目 146.5 単位以上の合計 190 単位以上を卒業に必要な単位数としている。また、令和 2 年度以前の入学生では、一般教養科目 22 単位、基礎教育科目 30 単位、専門教育科目 137.5 単位以上の合計 189 単位以上を卒業に必要な単位数としており、大学設置基準で定めている 186 単位を上回っている。【4-1-12】
- ・進級および卒業の基準については学則で規定し、細部は「授業概要」に明記し、学生と 教員とが共有している。【4-1-12】
- ・さらに、4月の各学年のガイダンス時に、履修上の注意として学生へ周知している。
- ・各科目のディプロマ・ポリシーとの関連について、授業概要に明示している。
- ・学修評価は、「奥羽大学学則」第37条から第39条に規定し評価している。【4-1-9】
- ・定期試験の受験資格は、授業への出席日数が授業時間数の3分の2に達することを条件として、厳格に運用している。【4-1-11】
- ・GPA 制度に基づき、学期 GPA 及び累積 GPA を算出し、学修成果の指標として用いることにしている。 【4-1-13】

大学院歯学研究科

・大学院歯学研究科の履修方法は「奥羽大学大学院学則」第6条第1項、第7条、第8条、第9条で次のように規定している。学生は4年以上在学し、30単位以上を履修し、学位論文を提出し、最終試験に合格しなければならない。【4-1-14】

- ・大学院では、3つのディプロマ・ポリシーを2024(令和6)年度奥羽大学大学院歯学研究 科の授業概要に記載している。【4-1-15】
- ・大学院生は4年以上在学し、30単位以上を履修し、更に創意工夫に基づく学位論文を提出し、かつ最終試験に合格しなければならないこととする。

[4-1-16] [4-1-17]

- ・学位論文の審査は、「奥羽大学学位規程」に基づいて厳正に行っている。学位審査は研究 科委員会で学位論文及び関係書類の適切性を審査し、その後、指導教員の論文説明を経 て3人以上5人以内の審査委員を投票により選出する。審査委員会は論文の審査と申請 者に対する口頭試問を行い、主査は審査結果を研究科委員会に報告する。研究科委員会 は投票により過半数を獲得した論文を合格と判定し、学長が博士(歯学)の学位を授与 する。【4-1-18】【4-1-19】
- ・授業概要には学位論文の審査基準が明確に掲載され、それに基づく厳格な審査が行われている。【4-1-20】

【エビデンス集・資料編】

- 【4-1-4】 授業概要 2024 年度奥羽大学歯学部 p14~15
- 【4-1-5】 奥羽大学試験規程 第2章 p234
- 【4-1-6】 奥羽大学歯学部卒業試験規程 p241
- 【4-1-7】 授業概要 2024 年度奥羽大学歯学部 p41~215
- 【4-1-8】 授業概要 2024 年度奥羽大学歯学部 p28~29、35
- 【4-1-9】 奥羽大学学則 第 37~39 条 p108~109
- 【4-1-10】 授業概要 2024 年度奥羽大学歯学部 p36
- 【4-1-11】 奥羽大学試験規程 第7条 p234
- 【4-1-12】 2024 年度授業概要薬学部奥羽大学 p49~65
- 【4-1-13】 2024 年度授業概要薬学部奥羽大学 p62
- 【4-1-14】 奥羽大学大学院学則 第6条、第7条、第8条、第9条 p161、p162
- 【4-1-15】 2024(令和 6)年度授業概要奥羽大学大学院歯学研究科 p3~7
- 【4-1-16】 奥羽大学大学院学則 第6~10条 p161~162
- 【4-1-17】 2024(令和 6)年度授業概要奥羽大学大学院歯学研究科 p21
- 【4-1-18】 奥羽大学学位規程 第8条 p208
- 【4-1-19】 2024(令和 6)年度授業概要奥羽大学大学院歯学研究科 p107~108
- 【4-1-20】 2024(令和 6)年度授業概要奥羽大学大学院歯学研究科 p12~13, 107~108

(3) 4-1 の改善・向上方策(将来計画)

歯学部·薬学部

・本学のディプロマ・ポリシーに基づいて明確化している単位認定、進級判定及び卒業認 定の基準を厳正に適用していくことで、公正性と透明性を担保しながら、教育目標に沿 う歯科医師・薬剤師の養成を継続、強化している。

- ・歯科医師国家試験及び薬剤師国家試験の難易度が高まっていることから、より広く、正確な知識と、臨床に応用できる能力を養い、必修問題と一般問題に求められる基礎知識を確実に学修させるための教育プログラムを実践している。
- ・学年末に学生部委員会が中心となって進級判定、卒業認定の妥当性を客観的に検証し、 教授会に対して次年度の改善につなげる提言を行う。
- ・個々の学生が受講した全科目の習熟度の平均である GPA を学修評価に導入することを 検討している。
- ・歯学部では、令和 6(2024)年度から、臨床実習における歯科医行為を行なう要件として、 さらには令和 8 (2026)年度から歯科医師国家試験の受験要件として、共用試験の合格 が必須になる。共用試験の合格基準が全国共通となることから、第 1~3 学年における総 合試験の合格基準を検討する。
- ・第5学年における総合試験の合格基準を、国家試験の合格ラインを見据えて、歯学部教 務委員会を中心に検討する。

大学院歯学研究科

- ・授業科目の成績評価は「授業概要」の基準に従い、学位論文審査も「授業概要」記載の審 査基準に従って、厳正に行っていく。
- ・大学院教員に対する研究倫理教育をさらに推進し、「奥羽大学における研究者の行動規 範」に基づいた学位論文の作成を指導する。
- ・学位論文の高度化と国際的な学術雑誌での公表を促進していく。

4-2. 教育課程及び教授方法

- 4-2-①カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 4-2-②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 4-2-③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 4-2-4教養教育の実施
- 4-2-⑤教授方法の工夫と効果的な実施
 - (1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-2-①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

歯学部·薬学部

・歯学部では、歯科医療を取り巻く社会の変化やニーズに対応できるよう、ディプロマ・ ポリシーに揚げる知識・技能・態度等の能力を 6 年一貫で修得できるよう、カリキュラ

- ム・ポリシーを策定し、授業概要に記載しオリエンテーションとガイダンスで周知している。【4-2-1】
- ・薬学部では、ディプロマ・ポリシーに掲げる知識・技能・態度などの能力を修得するため に、カリキュラム・ポリシーを策定し、授業概要やホームページで周知している。

[4-2-2]

- ・歯学部と薬学部のカリキュラム・ポリシーを具現化するため、カリキュラム委員会は科 目担当教員の意見を取り入れながら、教育課程の編成を行っている。【4-2-3】【4-2-4】
- ・「歯学教育モデル・コア・カリキュラム」及び「薬学教育モデル・コア・カリキュラム」 の改訂時には、カリキュラム委員会がカリキュラム・ポリシーの見直しと教育課程の再 編成を行い、全学的な説明会を開催して教職員に周知している。
- ・学生には年度始めの全学年に対するガイダンスや第1学年対象の授業の中で、カリキュラム・ポリシーと「授業概要」の説明を行い周知している。【4-2-1】【4-2-5】
- ・教職員に対して、大学ホームページ等を通してカリキュラム・ポリシーを共有している。 大学院歯学研究科
- ・大学院歯学研究科の教育課程の編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)は下記のように明確に示し、入学式及び毎年実施するオリエンテーションでも詳しく説明している。【4-2-6】
 - 1. 専攻科目は、一般選抜では1年から2年次まで、社会人特別選抜では1年から4年次までに履修し、高度な研究活動を行うための専門知識と技術を身につける。
 - 2. 専攻科目に関連する知識と研究手法を修得する。
 - 3. 歯学研究に関連する幅広い知識を修得する。
 - 4. 先端的な歯学研究に関する知識と研究手法を修得する。
 - 5. 国際性向上のために海外研究者のセミナーを履修する。
 - 6. 歯学研究者としての教養、社会性、倫理観を身につける。

【エビデンス集・資料編】

- 【4-2-1】 授業概要 2024 年度奥羽大学歯学部 p3~4
- 【4-2-2】 2024 年度授業概要薬学部奥羽大学 piv
- 【4-2-3】 2024年第1回カリキュラム委員会議事録
- 【4-2-4】 令和6年度薬学部カリキュラム委員会議事録
- 【4-2-5】 2024 年度薬学部 1 年生オリエンテーション・ガイダンス日程 2024 年度薬学部在学生ガイダンス日程 2024 年度薬学部編入学生オリエンテーション・ガイダンス日程
- 【4-2-6】 2024(令和 6)年度授業概要奥羽大学大学院歯学研究科 p3

4-2-②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

歯学部

・ディプロマ・ポリシーに掲げる知識・技能・態度などの能力を修得するために、6年一貫した方針でカリキュラム・ポリシーを設定し、教育課程を編成している。

[4-2-7]

- ・患者の立場と背景を理解し道徳観や態度、コミュニケーション能力を高め、医療に対するニーズや問題を考え探求し、それを解決する力を身に付けるために、第1学年と第2学年で「リベラルアーツ」と「理科」を履修し、第1学年から第3学年では「医学概論」を取り入れている。
- ・創造力と探究心、研究志向と解決力を向上させ、歯科口腔疾患の知識と診断能力及び 技能と治療能力を養うために、第2学年と第3学年では基礎系科目による「歯科基礎 医学」「歯科基礎医学実習」「歯科基礎病態学」「歯科基礎病態学実習」「歯科基礎病態 治療学」「歯科基礎病態治療学実習」を履修し、第3学年と第4学年では臨床系科目に よる「歯科口腔診断学」「歯科口腔治療学」「歯科口腔治療学実習」を履修する。
- ・先進的で高度な歯科医療技術を身に付け、さらに超高齢社会のニーズに対応し、地域特性を踏まえた包括医療を実践するプロフェッショナルになるために、第4学年では「臨床総合演習」、第5学年では、多職種連携を学ぶための地域医療研修や介護老人保健施設・介護者人福祉施設への歯科訪問診療に同行することを取り入れている。
- ・歯科医師になるために必要な知識や診断能力及び治療能力を高めるために、第6学年では歯科医師国家試験出題基準に則った授業時間を各科目に割り当て、「臨床総合講義」を行なっている。
- ・人間性豊かで優れた歯科医師を育成するためには、大学で学ぶ目的を明確化し、医療人としての道徳観と倫理観を涵養する必要がある。そのため第1学年から第3学年では この一貫した共通目標を持たせた「歯科医療人間学」を設けている。
- ・研究志向を有し、自ら問題点を抽出し解決するために、第1学年から第4学年では 学年や基礎、臨床を問わず学生自身が興味を持つ分野を選択し出向して学修できる 「エレクティブスタディ(ES)」や苦手科目の早期克服を図るための「科目選択ゼミナ ール」を従来通り盛り込んだ。
- ・以上のカリキュラム編成により、次のような歯科プロフェッショナリズムを持つ歯科医師を養成する。
 - 1)歯科医師の誇りをもって発言・行動し、他者には尊敬と思いやりの心をもってコミュニケーションをとることができる。
 - 2) 患者の自己決定権と個人情報を尊重・厳守したうえで、患者の背景と環境を踏まえてインフォームド・コンセントを得ることができる。
 - 3) 患者の健康と QOL を考慮し、患者個々に応じた適切かつ最新の治療計画を立案して先進的で高度な歯科医療を行うことができる。

薬学部

・令和 6 (2024) 年度より、新薬学モデル・コア・カリキュラム(令和 4 年度改訂版)に基づく教育が開始されることを受け、令和 5 年度にポリシーワーキンググループを中心として、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの全面的な見直しを実施した。新たに策定されたカリキュラム・ポリシーは、「薬剤師として求められる基本的な資質・能力」の修得を目的とする新モデル・コア・カリキュラムに準拠しており、本学の建学の理念と調和させつつ、「薬剤師として求められる資質・能力を生涯にわたって継続的に研鑽し続けることができる人材の育成」を目指す新ディプロマ・ポリシー中の

カリキュラムの到達目標と以下のように対応しており、一貫性が保たれている。これらの新ポリシーは、令和6年度の新入生から適用されている。

- 1. 〈教養〉
 - → 1. 豊かな教養と高い倫理観
- 2. 〈倫理観〉
 - → 1. 豊かな教養と高い倫理観
- 3. 〈コミュニケーション能力〉
 - $\rightarrow 2$. コミュニケーション能力
- 4. 〈医薬品および化学物質に関する科学的知識と技能〉
 - → 3. 医薬品および関連する化学物質に関する科学的知識と技能
- 5.〈薬物治療に関する科学的知識と技能〉
 - → 4. 薬物治療に関する科学的知識と技能
 - 6. 自己研鑽を支える能力
- 6. 〈地域医療における多職種連携〉
 - → 5. 地域医療における多職種連携への理解
- 7. 〈問題発見·解決能力〉
 - → 4. 薬物治療に関する科学的知識と技能
 - 5. 地域医療における多職種連携への理解
 - 6. 自己研鑽を支える能力
- 8. 〈自己研鑽を支える能力〉
 - → 6. 自己研鑽を支える能力 【4-2-8】

大学院歯学研究科

- ・ディプロマ・ポリシーの「専攻分野における高度な専門知識と技能を修得している」と 「自立した研究活動の遂行に必要な能力を修得している」は、カリキュラム・ポリシー の「専攻科目に関連する知識と研究手法を修得する」と「歯学研究に関連する幅広い知 識を修得する」と「先端的な歯学研究に関する知識と研究手法を修得する。」によって 達成できるようにしており、カリキュラムマップとカリキュラムツリーに記載している。
 - [4-2-9]
- ・その他のディプロマ・ポリシーである「歯学研究者としての教養、社会性、倫理観を身につけている」は、カリキュラム・ポリシーの「国際性向上のために海外研究者のセミナーを履修する」と「歯学研究者としての教養、社会性、倫理観を身につける」によって達成できるようにしており、カリキュラムマップとカリキュラムツリーに記載している。【4-2-9】

【エビデンス集・資料編】

- 【4-2-7】 授業概要 2024 年度奥羽大学歯学部 p1~3 、p11~15
- 【4-2-8】 薬学部カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの対応
- 【4-2-9】 2024(令和 6)年度授業概要奥羽大学大学院歯学研究科 p3~7

4-2-③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

歯学部

・歯学部のカリキュラム・ポリシーに沿って、以下のように教育課程を体系的に編成して いる。

教育課程は、第1学年から第6学年を通して教養科目と専門科目(基礎系科目、臨床系科目)を効率的に積み上げる方式で設定しており、目的に沿った具体的な講義・実習内容である。区分及び科目名は、その内容を直截的に示す名称である。【4-2-10】

- 1) 歯科医療の意義と目的を理解し、医療人として必要な教養と知識を学ぶ「教養系教育」
- 2) 歯科医学における教養科目と専門の基礎科目の関連性を学ぶ「基礎科学教育」
- 3) 講義と実習により基礎科目と臨床科目の関連性を学ぶ「生命科学教育」
- 4) 患者を対象とした知識と技術及び態度を身につける「口腔科学教育」
- 5) 先進的で高度な歯科医療技術を身に付け、超高齢社会のニーズに対応し、地域特性を 踏まえた包括医療を実践するプロフェッショナルになるための「臨床実習」
- 6)歯科医師として必要な知識と技術の総まとめを行う「臨床総合講義」
- ・ 歯学部の履修科目はすべてが必修科目で、選択科目でないことから、登録単位数の上限 は設定していない。

薬学部

- ・平成 27 (2015) 年度から薬学教育モデル・コア・カリキュラム (平成 25 年度改訂版) に対応したカリキュラム、令和 6 (2024) 年度から薬学教育モデル・コア・カリキュラム (令和 4 年度改訂版) に対応したカリキュラムを適用している。
- ・授業科目は、薬学部の教育目標とディプロマ・ポリシーが定めるアウトカムを達成できるよう、カリキュラム・ポリシーに沿って編成し、適切な学年に配当している。
- ・ディプロマ・ポリシーと開設科目との関連や科目間の体系的なつながりは、カリキュラムツリーや関連科目として「授業概要」に記載し、教員および学生に周知している。

[4-2-11]

- ・一般教養科目、基礎科目、薬学専門科目の各分野の専任教員からなるカリキュラム委員会がカリキュラムの実施状況の検証及び問題点の検討、変更の立案を行い、学生部委員会での意見交換と修正を経た後、教授会の審議を経て決定する体制を整備している。
- ・科目のほとんどが必修科目であり、年間履修単位数は 50 単位を超えることがないため、単位数の上限を設定していない。

大学院歯学研究科

- ・カリキュラム・ポリシーの「専攻科目に関連する知識と研究手法を修得する」と「歯学研究に関連する幅広い知識を修得する」に関しては、18 の専攻科目に加えて 39 の講義科目を設定している。【4-2-12】
- ・カリキュラム・ポリシーの「先端的な歯学領域の研究に関する知識と研究手法を習得する」に関しては、歯科医学の進歩に対応している。具体的には、研究倫理・研究不正防止の教育を重点的に行う「研究の進め方」や「生命科学実験法」「分子口腔感染症学」「分子腫瘍生物学」などを開講している。

・カリキュラム・ポリシーの「社会人大学院生に配慮して昼夜開講制のカリキュラムとする」に関しては、午後6時から開講する科目を用意している。社会人を対象とした夏期集中講義を毎年8月に計32コマ開講している。【4·2·12】

【エビデンス集・資料編】

- 【4-2-10】 授業概要 2024 年度奥羽大学歯学部 p14~15
- 【4-2-11】 2024 年度授業概要薬学部奥羽大学 pviii
- 【4-2-12】 2024(令和 6)年度授業概要奥羽大学大学院歯学研究科 p3、p30~31、p33~48

4-2-4教養教育の実施

歯学部

- ・教養教育を実施するための教養教育委員会の体制は、学生部委員会が主体となり、第 1 学年、第 2 学年の学年主任と教養科目担当者を含めた組織としている。
- ・教養教育は、本学の目的である「豊かな人間性」を育成するために不可欠であることから、第1学年、第2学年で開講する「日本語学Ⅰ、Ⅱ」、医療人教育を行う「歯科医療人間学」「医療倫理学」の科目を組み込んでいる。

[4-2-13]

・「準備教育モデル・コア・カリキュラム」が提示している(1)物理現象と物質の科学、(2) 生命現象の科学、(3)情報の科学、(4)人の行動と心理などを学ぶため、「物理学」「生物学」 「化学」の専任教員を配置している。【4·2·14】

薬学部

- ・教養教育は本学の教育目的に謳われた「人間性豊かな薬剤師の養成」を実現する重要な 要素と位置付けている。
- ・薬学周辺・人文科学・社会科学の各領域から、令和 2(2020)年度以前の入学生では 4 単位 ずつ、令和 3(2021)年度以降の入学生では 3 単位ずつ、外国語科目を 2 単位、実技科目 を 1 単位履修することとしている。【4-2-15】
- ・令和 2(2020)年度以前の入学生では 4 年次まで、令和 3(2021)年度以降の入学生では 3 年次まで、令和 6 (2024)年度以降の入学生では 2 年次まで教養科目を履修可能とすることで、学生が自らの人間的成長に沿って教養を高められるようになっている。また、授業は四半期で完結し、時間割を専門科目と重ならないよう配置することで、自由な科目選択を可能にしている。【4-2-15】

【エビデンス集・資料編】

- 【4-2-13】 授業概要 2024 年度奥羽大学歯学部 p11
- 【4-2-14】 2024(令和6年)歯学部名簿 奥羽大学ホームページ 情報公開 職位・学位
- 【4-2-15】 2024 年度授業概要薬学部奥羽大学 p7~10、15~16、22~23、29~30

4-2-⑤教授方法の工夫と効果的な実施

歯学部

- ・入学初年度に「医療倫理学」「歯科医学演習」「歯科医療概論」「基礎歯学概論 I」「臨 床歯学概論」を設け、歯科医師としての心構え、人間性、倫理観及び歯科医療で必要な 知識と技術を理解させる教育を行っている。【4-2-16】
- ・第1学年から第3学年では、「歯科医療人間学」を設け、医療コミュニケーションを主体に、社会人としての素養、教養、社会適応能力等を高める教育を行っている。 【4-2-16】
- ・第1学年と第2学年では、「情報リテラシー」を設け、情報社会に対応できるデータ収集、プレゼンテーション能力を身につける教育を行っている。【4-2-16】
- ・東日本大震災に際して本学教員が身元確認業務に従事した経験から、平成 27(2015)年度より新たに「法歯学」を設け、さらにこれを令和 3 (2021)年度からは「災害歯科医学」と改称し、第 3 学年で法医学・法歯学の基礎的知識と応用方法及び大規模災害時における歯科医師の役割を理解するための教育を行っている。【4-2-16】
- ・本学の特筆すべき教育法に、エレクティブスタディ、科目選択ゼミナールがある。
- ・歯科医学の知識を能動的に学び、問題を発見・解決する能力を養成するため、「日本語学」「歯科医療人間学」「臨床実習」を実施している。【4-2-16】
- ・第1学年から第3学年の「科目選択ゼミナール」は、不得意あるいは苦手な科目に対して少人数体制で指導するゼミである。当該学年における履修科目の学力が設定した基準に到達するまで集中的に強化している。【4-2-16】
- ・第1学年から第4学年までを対象に行っている「エレクティブスタディ(ES)」は、学年を問わず、学生が主体的に興味・関心を持つ分野を選択し、当該分野に出向して学修・研鑚する。これは、将来的に生涯学修・研修を続け、潜在能力を開発して飛躍できるよう自己研鑚することを目指している。【4-2-16】
- ・サービスラーニングは、第5学年の臨床実習で介護老人保健施設や介護老人福祉施設への歯科訪問診療に同行し、歯学部附属病院では経験することの少ない障がい者や要介護者の口腔ケアやミールラウンド(食事回診)、歯科医師としての責任と義務を学び、将来の地域医療に貢献する意識を高めている。【4-2-17】

薬学部

- ・リメディアル教育と導入教育を重視し、(1)通信教育、(2)ビデオ教材を用いた遠隔教育、(3)スクーリングから成る入学前教育を実施している。(1)では、有機化学・数学・生化学を中心とした教員作成の教材を用い、受講後に課題の提出を求めている。(2)は、動画での授業視聴と提出課題を中心としたプログラムの受講を推奨している。(3)では、例年、大学での学修へのモチベーションを高め、同級生同士の交流を図る行事を実施しているが、令和6(2024)年度は学内施設工事の影響により開催を見送った。
- ・1年次前期開講の「フレッシュマンウィーク」「フレッシュマンセミナー」では、学生生活を円滑に開始し、早期に良好な学習習慣を身につけるため、大学の生活及び学習に必要な情報と技能を修得する教育を行っている。【4-2-18】

・3、4年次の「薬と病態チュートリアル」では、提示された症例について自主学習とグループ討論を行い、最適な薬物治療を提案する PBL(Problem Based Learning)チュートリアル形式の授業により、科学的思考力、情報収集能力、問題解決能力を養成している。

[4-2-19]

- ・教授方法の改善を進めるため、「教員の自己点検・自己評価」と「学生による授業評価アンケート」の結果を基に、各教員による教授方法の改善を図っている。新任教員については、FD 委員会委員による授業評価をフィードバックしている。【4-2-20】【4-2-21】
- ・教授方法の改善に資するため、FD 委員会が各種の研修を実施している。
- ・アクティブ・ラーニングを可能にするシステム (C-learning) を 2019 年度より導入している。

大学院歯学研究科

- ・教育目標を達成するため、研究活動の基礎となる専門知識や研究手法及び実験技術を履修できるような体系的カリキュラムとしている。カリキュラムは、第1、2学年における専攻科目が「講義・実習」「大学院講義」「大学院定例セミナー」に大別され、第3学年以降は、各自の研究テーマに沿った研究活動に専念している。【4-2-22】
- ・社会人大学院生は、第 4 学年までに 30 単位以上を履修するカリキュラムにしている。 【4-2-23】
- ・学位論文の指導は、大学院の全教員が支援する仕組みとしており、研究計画報告書を大学院の全教員に配布し、助言を当該大学院生と指導教員にフィードバックしている。その1年後には研究成果を大学院の全教員が参加する研究経過発表会で口頭発表し、討論の結果を踏まえて学位論文の作成を行っている。【4-2-23】【4-2-24】【4-2-25】

【エビデンス集・資料編】

- 【4-2-16】 授業概要 2024 年度奥羽大学歯学部 p11~12、41~44、59~60、65~69、81~87、92~95、101~102、127~128、158~159、205~212
- 【4-2-17】 臨床実習必携 2024 年度 p165~171
- 【4-2-18】 2024 年度授業概要薬学部奥羽大学 p162~163
- 【4-2-19】 2024 年度授業概要薬学部奥羽大学 p308~311、358~359
- 【4-2-20】 授業撮影した授業に対する評価書
- 【4-2-21】 2024 年度薬学部 FD 研修会案内
- 【4-2-22】 2024(令和 6)年度授業概要奥羽大学大学院歯学研究科 p30~31
- 【4-2-23】 2024 年度奥羽大学大学院歯学研究科 研究計画報告書
- 【4-2-24】 2024 年度奥羽大学大学院歯学研究科研究計画報告書に対する助言・コメント
- 【4-2-25】 2024 年度奥羽大学大学院歯学研究科 研究経過発表会プログラム

(3) 4-2 の改善・向上方策 (将来計画)

・歯学部と薬学部は、カリキュラム・ポリシーに沿った 6 年間の一貫した教育課程を体系的に編成している。

- ・歯学部では、CBT-Medical system を活用した試験問題のデータベース化の促進や UNIVERSAL PASSPORT や Zoom を活用した遠隔教育とオンデマンド教育のさらなる 体制整備を推進する。また、社会のニーズに沿った、超高齢社会に伴い急増する在宅歯 科医療ならびに在宅医療薬学に関する知識と技術を学修するプログラムを推進する。
- ・歯学部は、教養教育を実施するための専任教員を適切に配置し、教育体制を整える。薬学 部では、教養科目を担当する専任教員の負担が過重にならないように専任教員の増員を 促進する。
- ・大学院歯学研究科においては、学位申請論文の質をさらに高めるとともに、研究を早期 に完成させて論文を国際誌に掲載できるよう、研究計画報告書の作成を早め、第1学年 から提出可能とする。
- ・優れた研究業績を有する大学院教員を積極的に登用する。

4-3. 学修成果の把握・評価

- 4-3-①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用
- 4-3-②教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック
 - (1) 4-3の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-3-①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

歯学部

- ・教育目標の達成状況を客観的に表す指標は、歯科医師国家試験の成績といえる。これらの成績を集計し、FD 研修会として教員による教員研修講演会やワークショップ等を開催し、教育目標の達成状況を点検・評価している。【4-3-1】
- ・「教員による自己点検・自己評価」を実施し、専任教員の当該年度の教育、研究、社会活動、運営、診療の自己点検・自己評価と専任教員自らが年度初めに設定した教育・研究・診療についての到達目標が、年度末にどの程度達成できたかを自己点検・自己評価している。【4-3-2】【4-3-3】【4-3-4】
- ・「学生による授業評価アンケート」を実施し、科目責任者はこのアンケート結果を基に 歯学部自己点検・自己評価における次年度の教育目標を設定することで、次年度の授業 改善につなげている。この授業評価アンケートは授業科目と演習・実習科目に分け、前 期あるいは後期の定期試験前に実施している。アンケートは UNIVERSAL PASSPORT を用い、オンラインにて授業方法や授業運営などの諸項目についての 5 段階評価に加え、 自由記載欄を設けて学生の意見を聞き取っている。「学生による授業評価アンケート」 には学生自身の学修状況についての設問を設け、学生自身の評価も調査している。これ ら調査の結果は、歯学部長から各教員にフィードバックされている。【4-3-5】

- ・「授業撮影による評価」を FD 委員会が実施し、委員が評価票に従い視聴した結果を歯 学部長に報告している。【4-3-6】
- ・類似した教育内容が他の科目でどのように教育がなされているのかを知るための「すり合わせ授業参観」を実施し、科目間相互で教育内容の整合性を図るとともに他教員からの授業に対する多角的な意見を取り入れ、自らの教授方法を改善・向上する環境を整えている。【4-3-7】
- ・歯科医師国家試験の結果の分析は、今後の教育内容・方法及び学修指導の改善のために 必要であることから、各科目責任者から「歯科医師国家試験結果とその分析及び改善方 策」の提出を求め、教育指導内容と方法の改善を図っている。【4-3-8】

薬学部

- ・学生の学修成果を客観的に示す一つの指標は、共用試験と薬剤師国家試験の結果といえる。当該年度の共用試験の結果は本学ホームページ上に開示し、国家試験の結果は厚生労働省のホームページ上に開示されている。これらの成績を集計し、学修成果の点検および評価をしている。【4-3-9】【4-3-10】
- ・平成30(2018)年に受審した薬学教育評価機構からの提言に基づき、学修成果を統合して評価する指標の設定を行っており、さらに三つのポリシーを踏まえた学修成果を評価する目的で、令和4(2022)年にアセスメント・ポリシーを定めた。卒業時の点検.評価項目として卒業時アンケート調査を実施している。【4-3-11】【4-3-12】

大学院歯学研究科

- ・教育目標の達成状況は、大学院生が作成する学位論文で評価している。
- ・学位論文の点検・評価は、作成過程に沿って、以下の3項目で行っている。
 - 1) 研究計画報告書の評価
 - ・研究計画を立案した背景、研究方法、予想される成果などを記載した研究計画報告書を大学院の全教員に配布して、研究計画立案までの過程を点検・評価している。
 - ・大学院教員から寄せられた意見や提言は、研究計画を確立するための参考としている。【4-3-13】【4-3-14】
 - 2) 研究経過発表会における評価
 - ・研究計画報告書を提出した翌年に研究経過発表会を開催し、研究成果と今後の予定等を発表している。【4-3-15】
 - ・大学院教員はアドバイスを書面で研究科長に提出して、指導教員にフィードバックしている。【4-3-16】
 - 3) 大学院生に対する支援・アドバイス
 - ・学位論文の指導は指導責任者が行っている。指導の適切性や大学院生の修学上の問題点などについては研究科長がヒアリングし、指導責任者及び所属専攻科の変更を 行う場合がある。

【エビデンス集・資料編】

- 【4-3-1】 2024 年度第 5 回歯学部 FD 委員会議事録
- 【4-3-2】 2024年度歯学部自己点検・自己評価に係る教員評価票記入用紙
- 【4-3-3】 2023 年度に設定した達成目標に対する自己点検・自己評価

- 【4-3-4】 2024 年度 5 段階自己評価点数表
- 【4-3-5】 2024 年度授業評価集計結果
- 【4-3-6】 2024 年度歯学部録画授業による第三者授業評価の結果
- 【4-3-7】 関連講義すり合わせ授業参観表
- 【4-3-8】 第 117 回歯科医師国家試験結果とその分析および改善方策
- 【4-3-9】 奥羽大学ホームページ インフォメーション 薬学共用試験結果
- 【4-3-10】 第 524 回薬学部教授会議事録
- 【4-3-11】 2024 年度授業概要薬学部奥羽大学 pvii
- 【4-3-12】 2024 年度・奥羽大学薬学部卒業生(卒業時)アンケート結果
- 【4-3-13】 2024 年度奥羽大学大学院歯学研究科 研究計画報告書
- 【4-3-14】 2024 年度大学院研究計画報告書に対する助言・コメント
- 【4-3-15】 2024 年度奥羽大学大学院歯学研究科 研究経過発表会プログラム
- 【4-3-16】 2024 年度大学院研究経過発表会に対する助言・コメント

4-3-②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

歯学部

- ・教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価は、「教員による自己点検・自己評価」「学生による授業評価アンケート」「関連講義すり合わせ授業参観」「授業撮影による評価」等で行っている。歯学部長はこれらの結果をまとめて、FD 委員会と協議のうえ教員の評価を行っている。
- ・「教員による自己点検・自己評価」については、歯学部長の評価と助言を添えて教員にフィードバックしている。【4-3-17】
- ・「学生による授業評価アンケート」の結果は個々の教員にフィードバックし、教育内容・ 方法及び学修指導等の改善に取り組んでいる。また、歯学部長はアンケート結果を閲覧 し、指導が必要と認められた教員に対して直接の指導を行っている。【4-3-18】
- ・令和 6(2024)年 1 月に実施された第 117 回歯科医師国家試験の本学の正答率に基づく国家試験合格率向上のための改善策が、歯学部 FD 教員研修会で提言された。【4-3-19】 薬学部
- ・共用試験や国家試験の結果は、学生の学修成果を客観的に示す一つの指標であることから、これらの試験成績を解析し、科目担当教員にフィードバックすることにより、教育内容・方法及び学修指導等の改善を促している。国家試験の結果については、薬学部所属のIR推進委員会委員が、各設問における学内正答率と全国の総合正答率との差異、ならびに合格者と不合格者間における正答率の有意な差異が見られる設問等について詳細な分析を行っている。これらの分析結果はFD研修会において全教員と共有され、教育内容および指導方法の改善に資する取り組みとして活用されている。【4-3-20】
- ・個々の教員は担当科目の試験成績と「学生による授業評価アンケート」結果を客観的指標として、到達目標、教育方法、成績評価から成る項目で授業を自己点検・評価し、改善方策を「授業の自己評価報告書」として提出している。【4·3·21】

大学院歯学研究科

- ・第2学年の研究計画報告書と第3学年の研究経過発表に対する「助言とコメント」を指導責任者にフィードバックし、研究科長から教員に対して「助言とコメント」を取り入れて研究を進めるよう指示している。【4-3-22】【4-3-23】
- ・研究科長は「助言とコメント」を確認し、変更や見直しが必要な場合は、指導責任者に 提言している。

【エビデンス集・資料編】

- 【4-3-17】 2024 年度教員評価・評価通知表
- 【4-3-18】 2024 年度授業評価集計結果
- 【4-3-19】 教育方法に関する FD 教員研修会 開催案内
- 【4-3-20】 第1回薬学部 FD 研修会スライド
- 【4-3-21】 2023 年度授業の自己評価報告書
- 【4-3-22】 2024年度大学院研究計画報告書に対する助言・コメント
- 【4-3-23】 2024 年度大学院研究経過発表会に対する助言・コメント

(3) 4-3 の改善・向上方策 (将来計画)

歯学部

- ・「教員の自己点検・自己評価」「学生による授業評価アンケート」「関連講義すり合わせ 授業参観」「授業撮影による評価」は今後も継続し、評価の結果を基に教育内容・方法及 び学修指導等を改善していく。また、それらの改善を促進するためのワークショップと FD 研修会を頻繁に開催していく。
- ・種々の評価結果を教員にフィードバックすることにとどまらず、今後は、教育内容や方 法及び学修指導方法の改善状況を検証していく。

薬学部

- ・令和 4(2022)年度に、策定したアセスメント・ポリシーに従って、学修成果の点検・評価を行い、教育の向上に努める。
- ・ディプロマ・ポリシーの各項目につながる科目群の学修成果を統合的に評価する指標を 用いて、学生の目標達成度を評価し、教育内容・方法を改善していく。
- ・「学生による授業評価アンケート」の結果に基づいた自己評価を行うことで、教育内容 や方法及び学習指導方法を改善していく。

大学院歯学研究科

・現在の方法を堅持するとともに、研究計画報告書と研究経過発表を1年早めることを可能にしたことによる効果を学位論文の国際誌掲載率を指標に検証していく。令和6(2024) 年度は学位論文が国際誌に5編掲載された。

「基準4の自己評価]

- (1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み
- ・歯学部第1学年から第5学年では、総合試験を進級要件としており、各学年での知識の

みならず「知識の積み重ね」を評価し、学修能力の向上に取り組んでいることは評価で きる。

- ・歯学部では教育方法や学修指導法についての FD 講演会を複数回実施しており、かつ各 講義者の授業を録画し評価した結果と学生による授業評価から自己点検・自己評価報告 書を作成する。その内容を FD 委員会で検討し、問題点については歯学部長より改善を 求める。
- ・薬学部では、令和6 (2024) 年度より、各学年で実施する薬学演習 I ~VIの試験の合格を進級・卒業の要件とし、当該学年の専門教育科目に加えて、既に履修した学年の専門教育科目も試験対象に加えることで知識の定着を図っている。
- ・大学院は、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーについて、新入生のみならず在学生に毎年ガイダンス時に、説明し周知を図っている。学外の社会人大学院生に関してもオンライン形式にて説明会を実施している。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

- ・歯学部第1学年から第4学年では「エレクティブスタディ(ES)」と第1学年から第3学年では「科目選択ゼミナール」をコロナ禍にて2023年度では充分に実施できていなかったが、2024年度からは4月より実施した。
- ・薬学部では、薬学教育評価機構での評価項目である「学生の資質・能力の向上に資する 評価方法」および「教育課程の進行に対応した学修成果の評価」が確立できていない。 また、「成績評価に対する学生からの異議申し立ての仕組み」が整備されていない。GPA については、特待生の継続条件として使用しているが、他大学で実施されているような 進級判定・卒業判定・退学勧告の基準としての活用は行っていない。
- ・大学院特別研修セミナーは外部講師を招聘し、先端的な研究のみならず研究倫理の学修 やキャリア形成に有益な講演会であるが、2023 年度まではオンライン形式による実施 であり、学修者の立場から講演スタイルや質疑応答などに難があった。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

- ・歯学部での「ES」の 2024 年度の実施状況については、第1学年から第4学年までの学生から希望をとり、後期より実施した。今後、コロナ禍以前のように学生が主体的に学修・研鑽する環境を整備し、学生研究にも積極的に取り組んでいく。
- ・歯学部「科目選択ゼミナール」の 2024 年度の実施状況については、コロナ禍以前と同様に該当者を人選して、少人数制で実施することができた。加えて、第4学年で留年となった基礎系科目の不得意な学生の増加に伴い、第2、3学年で実施されている「科目選択ゼミナール」に参加させ、学修する形式に一部カリキュラムを変更した。
- ・薬学部では、IR 委員会を活用して学修成果等の評価方法を検討している。また、成績評価に対する学生からの異議申し立ての仕組みの整備や GPA の活用方法については、他大学での事例を参考にして対応予定である。
- ・2024 年度の大学院特別研修セミナーは、外部講師を招聘し対面で実施した。多くの大学院生、大学院教員以外にも研修歯科医や学部教員も参加し、活発な質疑応答がなされた。一方、他3件のセミナーは、オンライン形式による実施であり、次年度は対面形式を基本として実施したい。

以上より、本学は「基準4」全般について十分満たしているものと判断する。

基準 5. 教員・職員

- 5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性
- 5-1-①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 5-1-②権限の適切な分散と責任の明確化
- 5-1-③職員の配置と役割の明確化
 - (1) 5-1 の自己判定

「基準項目5-1を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-1-①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

- ・学長は校務を掌り、所属職員を統督しており、教育研究組織の管理運営の執行に際しては学内の意見を統一した上で、陣頭に立ち任務を遂行している。令和 6(2024)年度の 4 月に奥羽大学規程を改正し、学長が教授会の議決に拘束されないことと及び教授会に諮問する内容を明確にし、ガバナンス機能を明確にした上で学長のリーダーシップがより有効に取れるようにした。【5-1-1】
- ・学長は、教育・研究における全学的な合意形成をより強化するため、学長を議長とする「学部長会」を毎月1回定期的に開催し、本学における教育研究に関する方針を審議し、両学部間の連絡調整を図り、円滑な運営を進めている。【5-1-2】
- ・学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与、教育課程の編成及び教員の教育研究業績の審査などに関して教授会、研究科委員会の意見を聞き、意思決定を行っている。【5-1-3】
- ・学長は大学の意思決定において適切にリーダーシップを発揮しており、教学マネジメン トは良好に機能している。

【エビデンス集・資料編】

- 【5-1-1】 奥羽大学学則 第 18 条 p105
- 【5-1-2】 奥羽大学学部長会規程 p413
- 【5-1-3】 奥羽大学学位規程 第 13 条 p209

5-1-②権限の適切な分散と責任の明確化

・教育・研究に関する大学の意思決定組織には、教授会と大学院運営委員会及び大学院研 究科委員会がある。

教授会

・教授会は、教育研究に関する重要事項を審議し、学長が意思決定を行うに当たり意見を 述べる機関としている。教授会は、専任教授をもって組織しているが、学部長が必要と 認めた場合は専任の准教授及びその他の職員を加えることができる。

・教授会は当該学部長が招集し議長となり、次の事項を審議して学長に意見を述べている。

[5-1-4] [5-1-5]

- 1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
- 2) 学位の授与に関する事項
- 3) 教育研究に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が 定めた事項
 - イ 教育課程の編成に関する事項
 - ロ 教員の教育研究業績の審査に関する事項

大学院運営委員会

- ・大学院の管理、運営のため大学院運営委員会を置き、学長、歯学部長、研究科長及び研究科専攻科目主任若干名を加えて組織している。【5-1-6】
- ・大学院運営委員会は学長の諮問に応じて次の事項を審議している。
 - 1) 大学院に関する重要な規則の制定改廃に関すること。
 - 2) 大学院の予算の方針に関すること。
 - 3) 大学院学生の定員に関すること。
 - 4) 大学院と歯学部その他の機関との連絡調整に関すること。
 - 5) その他大学院の運営に関する重要なこと。

大学院研究科委員会

- ・大学院歯学研究科は、学長、歯学部長、研究科長及び奥羽大学大学院学則第5条で定める各専攻科目の主任をもって組織している。【5-1-7】
- ・大学院研究科委員会は、次の事項を審議し、学長の意思決定に関して意見を述べている。
 - 1) 大学院教員の選考に関する事項
 - 2) 研究指導及び授業科目に関する事項
 - 3) 入学、転学、退学及び除籍に関する事項
 - 4) 賞罰に関する事項
 - 5) 試験及び履修単位に関する事項
 - 6) 学位論文の審査及び試問に関する事項
 - 7) その他研究科に関する重要な事項

【エビデンス集・資料編】

- 【5-1-4】 奥羽大学歯学部教授会規程 p415
- 【5-1-5】 奥羽大学薬学部教授会規程 p421
- 【5-1-6】 奥羽大学大学院学則 第 42 条、第 44 条 p165
- 【5-1-7】 奥羽大学大学院学則 第5条、第37条、第38条 p161、164~165

5-1-③職員の配置と役割の明確化

・本学の事務組織は「学校法人晴川学舎事務組織規程」に示しているとおり、事務局長の もとに6部1課を置き、それぞれの部に課を設置している。【5-1-8】

- ・各部に部長、課長(必要により課長補佐)、係長、主任等を適切に配置し、大学業務を円滑かつ効率的に行っている。【5-1-9】【5-1-10】
- ・「学校法人晴川学舎事務組織規程」により、事務局長は理事長又は学長の命を受け法人並びに奥羽大学の事務を統括している。また、部長及び課長は事務局長の命を受け、所属職員を指揮監督し、「学校法人晴川学舎事務分掌規程」に則り事務を所掌している。
- 事務組織は、令和6(2024)年5月1日現在、事務職員28人、技能労務職員8人、医療職員50人、臨時職員10人の合計96人で構成している。【5·1·11】
- ・法人の権限に属する事務を能率的に処理するため、「学校法人晴川学舎事務専決規程」において、事務局長、部長及び事務長が専決できる事項を定めている。【5-1-12】
- ・各部の事務室は、別棟の図書館事務部と附属病院事務部を除き、記念講堂1階に集約している。そのため、各部署の連携は取りやすく、事務の効率化と情報共有の点で優れている。また、学生と教員が同一箇所で多様な手続きを行うことができる利点があり、事務職員はきめ細かなサービスを行いやすいなど、多くの長所を有しており、事務組織の構成と人員配置については支障ないと判断している。【5-1-13】
- ・事務組織と教育研究組織は連携協力関係を築いている。事務組織が事務を担う教育研究 組織には、教授会、学生部委員会、FD・SD 委員会、臨床実習委員会及び臨床実習実務 者委員会、倫理審査委員会、教員資格審査委員会、電子顕微鏡研究施設運営委員会、動 物実験委員会、動物実験研究施設運営委員会、薬用植物園運営委員会、図書委員会、大 学院運営委員会、大学院研究科委員会がある。これらの会議開催時には各々の規程に則 り、歯学部及び薬学部の学事部、病院事務部、図書館事務部及び大学院研究科教務課が 事務を掌り、教育研究組織とよく連携をしている。また、教育研究組織が開催する会議 には事務職員が同席して議事録を作成している。このことは議事内容を把握できるほか、 大学動向の情報を共有する上でも効果がある。現在、事務組織と教育研究組織との連携 は強固であり、支障はないと判断している。
- ・大学運営を円滑に進めるために、教育研究組織と事務組織は、教育研究に関する問題点と解決のための施策についての情報を共有し、相互の意見を集約する必要がある。事務職員は教育研究組織が開催するワークショップ、研修会等に積極的に参加し、有機的な一体性を確保するよう努めている。学事部は、歯学部及び薬学部の教授会をはじめとする多くの会議や会合に事務職員が出席して議事録を作成し、大学運営を行っていることは評価できる。従って、事務組織と教育研究組織の一体性に対しては支障がないと判断している。「授業概要」は教育研究組織が主体的に企画・立案するが、学事部が常時会議に参加して企画・立案の補佐をしており、「授業概要」の構成と体裁は学事部職員も参加して整えている。
- ・事務組織は、学生の健康診断や多くの行事でも教育研究組織が行う企画・立案を補佐している。このように教育研究に関する事業すべてに事務組織が関与しており、事業ごとに熟知した職員が企画・立案に参画していることは評価できる。
- ・学生や教職員全体に伝達が必要な内容に関しては事務組織が学内 LAN のインフォメーションや本学ホームページに掲載する作業を行っている。また、行事に関わる案内はホームページのほかにポスターを作成して周知を図っている。学生の成績、出席状況など学生個人や教育支援者への伝達が必要な内容の文書は事務組織が郵送している。

- ・大学院運営委員会と研究科委員会に研究科教務課員が出席し議事録を作成している。大学院生に対する伝達システムは学部とほぼ同様で、学内 LAN と文書により必要事項を伝達している。
- ・国際交流などの業務については教員と事務組織が協力して業務に当たっている。
- ・学校法人と大学の経理事務は、財務部が担っている。学校法人及び大学運営に関わる経営の健全性の維持のため、事業計画に則った予算を編成し、収支決算(資金収支計算書、事業活動収支計算書、賃借対照表等の作成)を行っている。これらの会計及び業務を含めた監査は、監事と会計監査法人が点検した後、法人理事会、評議員会に報告している。また、財務部は財産目録を作成している。【5-1-14】
- ・大学院運営委員会と大学院研究科委員会に研究科教務課員が同席し、事務を執り行うと ともに、教育研究組織に協力して大学院の事業計画立案などに参画している。大学院「授 業概要」の作成、研究経過発表会の事務及び科学研究費申請の事務手続きなども担って いる。また、入学試験、入学式、学位記授与式などの行事においても、事務の役割を果 たしている。【5-1-15】
- ・このように、事務組織は、学校法人と大学の事務を担う上で十分に機能を発揮している。

【エビデンス集・資料編】

- 【5-1-8】 学校法人晴川学舎事務組織規程 奥羽大学組織図 p503
- 【5-1-9】 学校法人晴川学舎事務分掌規程 p511
- 【5-1-10】 学校法人晴川学舎職務権限規程 p521~522
- 【5-1-11】 職員数
- 【5-1-12】 学校法人晴川学舎事務専決規程 p525
- 【5-1-13】 奥羽大学ホームページ キャンパスライフ 学生生活について キャンパス・マップ
- 【5-1-14】 学校法人晴川学舎経理規程 p1051
- 【5-1-15】 奥羽大学大学院学則 第 37 条、第 38 条、第 42 条、第 44 条、第 47 条 $p164 \sim 166$

(3) 5-1 の改善・向上方策(将来計画)

- ・本学の意思決定組織は適正に整備され、機能している。また、学長がリーダーシップと ガバナンスを適切に発揮できる体制を整えている。
- ・少子化に起因する進学希望者の減少など大学をとりまく環境がいまだに厳しい状況下に あるため、事務職員は、理事会の決定事項を理解し業務の遂行に精進するとともに、法 人理事会や教育研究組織との連携を深めて日常に対応している。
- ・職員の採用、昇格、異動などについては、各部署の実情を勘案して実施する。今後も組織の活性化を図りながら適切な職員を配置し、また SD 研修会および外部の研修会等への参加を通じて、優秀で質の高い人材の育成に努める。さらに、定年後の再雇用を進めている。

5-2. 教員の配置

5-2-①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と 配置

- (1) 5-2 の自己判定
 - 「基準項目 5-2 を満たしている。」
- (2) 5-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-2-①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と 配置

歯学部

- ・歯学部は、基礎系 5 講座 9 分野と臨床系 6 講座 14 分野の計 11 講座 23 分野の教員と、「教養科目」と「総合臨床医学科目」を担当する教員の合計 131 人(令和 6(2024)年 5 月 1 日現在)が在籍し、大学設置基準を満たしている。【5-2-1】
- ・歯学の専門教育を担当する講座には教育目標及び教育課程に即した教員を配置している。
- ・専任教員の構成は、令和 6(2024)年 5 月 1 日現在、専任教員の職位及び男女構成及び年 齢構成は表に示す通りである。
- ・客員教授は、有識者を全国の大学教員と地域の歯科医師から選出して採用している。非常勤講師は、非常勤講師が責任者となる科目は第1学年、第2学年における教養系教育・ 基礎科学教育科目の一部で、教育の主体は専任教員が担って実施している。【5-2-1】
- 1) 教員の任用・昇任について
- ・教員の任用と昇任は、「奥羽大学教員の任用及び昇任並びに任期に関する選考規程」に 基づいて行っている。教員の教育・研究歴、業績及び資質は「奥羽大学教員資格審査委 員会」で審査し、その結果を基に教授会で任用を審議している。教員資格審査委員会は、 歯学部長、病院長、大学院研究科長、事務局長のほか必要と認められる者若干名で構成 している。教員の任期は職位により異なり助教で3~5年、講師、准教授、教授では5年 と定めている。【5-2-2】
- 2) 教員評価について
- ・教員評価は、歯学部自己点検・自己評価委員会が歯学部の全教員に実施している。教育、研究、運営、社会活動、診療の 5 項目についての「教員評価」を基に行っている。歯学部長は自己評価点と委員会評価点を基に総合評価点と改善事項を含めたコメントを各教員にフィードバックしている。教員はその評価を基に改善を図り、教育の質向上と教育力向上に努めている。評価後に改善事項が指摘された場合は、次年度の自己評価にて自身が振り返るとともに、歯学部自己点検・自己評価委員会と歯学部長による検証が行われている。【5-2-3】【5-2-4】【5-2-5】
- ・教員の研究業績はデータベース化し、本学ホームページで公表している。また、researchmapへの業績等登録を促進している。【5-2-6】

薬学部

- ・薬学部には、令和 6(2024)年 5 月 1 日現在、基礎系薬学 3 分野と医療系薬学 2 分野及び 教養・外国語系分野の科目を担当する専任教員 35 人が在籍し、大学設置基準を満たし ている。専任教員の職位及び男女構成及び年齢構成は表に示す通りである。また、選択 科目を中心に 32 人の非常勤講師が在籍している。
- ・薬学部は、教育目的及び教育課程に即した教員を確保し適正に配置している。【5-2-7】 1)教員の任用と昇任について
- ・教員の任用と昇任は、歯学部と同様に「奥羽大学教員の任用及び昇任並びに任期に関する選考規程」に基づいて行っている。教員の教育研究歴と業績及び資質は「奥羽大学教員資格審査委員会」で審査し、その結果を基に教授会で審議している。教員資格審査委員会は、学部長、学生部長、事務局長、必要と認められる者若干名で構成している。教員の任用期間は職位により異なるが、基本は5年間としている。再任期間は助教で3~5年、講師、准教授、教授では5年と定めており、その審査は5年間の教育研究業績評価を基に行っている。【5-2-2】
- 2) 教員評価について
- ・教員評価は、薬学部教員評価委員会が、教育、研究、社会、運営活動の 4 領域について の薬学部各教員の自己評価点をとりまとめ、学部長が総合評価点とコメントをフィード バックすることとしているが、評価項目の再設定のため 2024 年度は実施していない。
- ・研究業績はデータベース化し、researchmap及び本学ホームページで公表している。 【5-2-6】

大学院歯学研究科

- ・大学院は18 専攻科からなり、1 専攻科当たりの教員数は2人で、合計36人の博士の学位を有する教員を配置し、大学院設置基準を満たしている。【5-2-8】【5-2-9】
- 1) 大学院教員の任用・昇任・任期について
- ・大学院教員は歯学部教員と兼任しているため、「奥羽大学教員の任用及び昇任並びに任期 に関する選考規程」に基づいて任用された教授、准教授、講師の中から大学院運営委員 会が「奥羽大学大学院教員の選考基準」に則り選考し、研究科委員会で審議した上で任 用している。大学院教員の任期は1年で、年度ごとに各教員の教育研究業績を基に学位 研究指導を適切に行える教員を任用している。【5-2-2】【5-2-10】
- 2) 大学院教員評価について
- ・研究業績と大学院生に対する学位指導を中心に評価している。大学院教員は学部教員と 兼任のため、研究業績は researchmap を利用している。
- ・学位指導の能力は、指導している大学院生数と指導した学位論文数、さらに大学院生が 提出する研究計画報告書、大学院生による研究経過発表と学位口演における質疑応答、 論文の内容などから大学院運営委員会が評価している。評価に際しては、学位論文の投 稿雑誌のほかに海外を含む学外における学会発表活動等、指導教員の研究力を重要視し ている。

【エビデンス集・資料編】

【5-2-1】 2024(令和 6)度歯学部教員名簿

- 奥羽大学ホームページ 情報公開 職位・学位
- 【5-2-2】 奥羽大学教員の任用及び昇任並びに任期に関する選考規程 第 $5\sim7$ 条 p $719\sim724$
- 【5-2-3】 2024 年度歯学部自己点検・自己評価に係る教員評価票記入用紙 2023 年度に設定した達成目標に対する自己点検・自己評価
- 【5-2-4】 2024年度 5段階自己評価票
- 【5-2-5】 2024 年度教員評価・評価通知表
- 【5-2-6】 奥羽大学ホームページ 情報公開 研究業績 教育業績
- 【5-2-7】 奥羽大学ホームページ 情報公開 教員数
- 【5-2-8】 奥羽大学大学院学則 第5条 p161
- 【5-2-9】 第 460 回大学院研究科委員会議事録 資料 B-1
- 【5-2-10】 奥羽大学大学院歯学研究科申し合わせ事項 奥羽大学大学院教員の選考基準

(3) 5-2 の改善・向上方策 (将来計画)

1) 教員の確保と配置

- ・歯学部では、教育目標を達成するために、歯学の高度な専門知識を身に付けた教員を確保し、教育研究組織に基づいて適切に配置していく。また、カリキュラム・ポリシーにある「人間性豊かで優れた歯科医師の育成」を実現するために、第1、2学年でのリベラルアーツを担当する教員数を増やすとともに、専門性をもつ医科教員数も増やしていく。
- ・薬学部では、教育目標を達成するため高度な薬学専門知識を備えた教員を確保し、教育 研究組織に基づいて適切に配置していく。
- ・大学院生に対しては、学位研究を行う中で研究マインドを養成し、大学院終了後も教員 として研究を継続することを奨励していく。
- 2) 教員の資質・能力向上への取り組み
- ・教員の教育・研究能力を向上させるため、FD・SD 委員会主催の研修会、FD 活動への参加を促していく。また、研究活動の活性化を図るため、研究成果の迅速な公表を促していく。
- 5-3. 教員・職員の研修・職能開発
- 5-3-①FD をはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施 5-3-②SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み
- (1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-3-①FD をはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

歯学部

・研修、FD活動は、教育力の向上と教授方法の工夫・開発を図ることを目的に、毎年、教育講演とワークショップを開催し、教員の資質と能力向上に資している。毎回、ほぼ全教員が参加しており教員の関心度は高いといえる。令和 6(2024)年度は 5 回の FD 講演会を開催し、多くの教員が参加、質疑応答が活発になされた。【5-3-1】

薬学部

・研修、FD活動は、教育力の向上と教授方法の工夫・開発を図ることを目的とし、教員の 資質・能力向上に資している。令和 6 (2024)年度は、第1回「正答率からみた第109回 薬剤師国家試験の問題分析結果(合格と不合格を分けた問題とは?)」、第2回「学生対 応で気をつけること」について、講演会を行っている。【5-3-2】

また、令和6年(2024)年度は教育研修・講習会委員会によって、新任教員による研究 発表会を行っている。【5-3-3】

大学院歯学研究科

- ・大学院教員に対する FD 活動は、運営委員会が担い、大学院特別研修セミナーを開催している。令和 6(2024)年度は 4 回の大学院特別研修セミナーを開催し、多くの大学院生と大学院教員が参加した。【5-3-4】
- ・文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」の適用を受けて、令和 6 (2024)年度も研究倫理・研究不正防止のためのセミナーも実施した。

[5-3-4] [5-3-5]

【エビデンス集・資料編】

- 【5-3-1】 2024 年度第 5 回歯学部 FD 委員会議事録
- 【5-3-2】 2024 年度薬学部 FD 研修会案内
- 【5-3-3】 令和6年度第1回教育研修・講演会案内
- 【5-3-4】 第 461 回大学院研究科委員会議事録
- 【5-3-5】 2024(令和 6)年度授業概要奥羽大学大学院歯学研究科 p49

5-3-②SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

- ・平成 28(2016)年3月31日公布の大学設置基準の一部を改正する省令及び大学院設置基準の一部を改正する省令によりSDが義務化されたのに伴い、本学FD委員会をFD・SD委員会に改名し、規程を改正した。
- ・本学における $FD \cdot SD$ は全学的に実施する $FD \cdot SD$ 研修会と歯学部、薬学部、大学院が部署ごとに実施する FD 研修会がある。
- ・ 令和 6 (2024)年度は、2 回の全学 FD・SD 研修会を実施し、多くの教職員が参加した。 【5-3-6】

・事務職員は、外部主催のオンライン研修会等に参加して資質・能力向上に努めている。 研修会で得られた事例等を復命書にまとめ、回覧して情報の共有化を図り、有益と判断 されたものを本学の運営に反映している。

【エビデンス集・資料編】

【5-3-6】 2024(令和 6)年度全学 FD·SD 研修会実施記録

(3) 5-3 の改善・向上方策 (将来計画)

- ・職員の採用、昇格、異動などについては各部署の実情を勘案して実施する。現在の事務 組織は必要な人員を確保して適切に人員配置をしており、教員ともよく連携を図り、業 務を遂行していく。今後も、組織の活性化を図り適切な職員の配置を行うなど、優秀で 質の高い人材の育成に努めていく。また、定年後の再雇用を進めて個人の培ってきたス キルを有効に活用していく。
- ・教職員に対する全学 FD・SD 研修会の機会を増やし、外部の研修会等にも参加を促し、 教職員の資質・能力の向上を図っていく。
- ・教職協働を推進するために、SDと FDを区別することなく、柔軟に取り組んでいく。
- ・SD 実施方針の策定や実施計画の作成ならびに SD ガイドブックやホームページを作成 し、SD の周知を徹底する。また、SD を開催した際は、プログラムや結果をホームペー ジに公表していく。
- ・本学の求める教職員の人材像を明確化し、ホームページ等に公表していく。
- ・職員に対し自己啓発支援制度を設け、自主的な能力開発に対し援助していく。また、学内・学外研修制度を設け、大学運営に資する幅広い知識・視野・実践的手法を養う。
- ・職階級に合わせた研修を行う。

5-4. 研究支援

- 5-4-①研究環境の整備と適切な管理運営
- 5-4-②研究倫理の確立と厳正な運用
- 5-4-③研究活動への資源の配分
 - (1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-4-①研究環境の整備と適切な管理運営

歯学部

歯学部では、講座ごとに研究室が確保されており、研究を遂行するために必要な機器・器材が整備されている。共同研究施設として、遺伝子組換え実験室(P2 レベル実験室)、動物実験研究施設、電子顕微鏡研究施設、放射性同位元素共同研究施設がある。

薬学部

薬学部では、専任教員に研究室を提供している。研究室に実験室(大・97 m²、中・48 m²、または小・40 m²)を設置しており、教員並びに卒業研究を行う学生の研究活動に利用している。一時的な実験や学生実習等に対応するため、学内に共同実験室(112.50 m²)を設置し、効率的かつ柔軟な利用が可能な体制を整えている。この他、共同機器室(75 m²)を設けている。また、大型測定室(NMR 室等)、共同実験室・細胞培養室、遺伝子組換え実験室(P2 レベル実験室)(歯学部と共同)、動物実験研究施設(歯学部と共同)、放射性同位元素共同研究施設(歯学部と共同)を整備している。

大学院研究科委員会

- ・大学院生及び大学院教員が行うための設備を、基礎医学研究棟、解剖学棟、附属病院棟 の研究室及び大学院演習室にそれぞれの専攻科別に備えている。【5-4-1】
- ・その他、動物実験研究施設、放射性同位元素共同研究施設、遺伝子組換え実験室、電子 顕微鏡研究施設を共同研究施設として設備している。【5-4-1】
- ・各施設は適切な運営と管理のための委員会を組織して、法令・規範に従った研究活動を 行えるようにしている。【5-4-2】【5-4-3】【5-4-4】【5-4-5】【5-4-6】【5-4-7】 【5-4-8】【5-4-9】【5-4-10】
- ・人を対象とした臨床研究に関しては、奥羽大学倫理審査委員会で臨床実施計画書を提出 して審査を受ける必要がある。委員会は「奥羽大学倫理審査委員会規程」に基づいて、 委員長を定めて運営・管理を行っている。【5-4-10】

【エビデンス集・資料編】

- 【5-4-1】 2024(令和 6)年度授業概要與羽大学大学院歯学研究科 p120~125
- 【5-4-2】 奥羽大学動物実験規程 p1301
- 【5-4-3】 奥羽大学動物実験委員会規程 p1305
- 【5-4-4】 奥羽大学動物実験研究施設施行規則 p1307
- 【5-4-5】 奥羽大学放射線障害予防規程 p321
- 【5-4-6】 奥羽大学放射線安全委員会運営規則 p351
- 【5-4-7】 奥羽大学放射性同位元素共同研究施設使用規程 p1321
- 【5-4-8】 奥羽大学遺伝子組換え実験安全管理規程 p371
- 【5-4-9】 奥羽大学電子顕微鏡研究施設及びX線微小部分析研究施設施行規則 p1291
- 【5-4-10】 奥羽大学倫理審査委員会規程 p301

5-4-②研究倫理の確立と厳正な運用

- ・平成 26(2014)年8月26日付、文部科学大臣決定「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に全学的に対応している。学内規程の整備と研究倫理・研究不正防止に関するセミナーの実施、歯学部・薬学部の全教員を対象としたe-ラーニングによる研究倫理教育の受講を義務付けている。【5-4-11】【5-4-12】【5-4-13】
- ・研究活動及び公的研究費の取り扱いに関する規定としては、「奥羽大学の研究活動における特定不正行為への対応に関する規程」「奥羽大学公的研究費取扱規程」「奥羽大学不正

防止計画推進委員会規程」及び「奥羽大学公的研究費不正使用調査委員会規程」を整備 して適切な対応ができるようにしている。【5-4-14】【5-4-15】【5-4-16】【5-4-17】

- ・規程とは別に、「奥羽大学における研究者の行動規範」を制定し、本学で研究活動を行う すべての研究者が守るべき行動規範とし、研究不正行為はもちろんのこと不適切な行為 も防止している。【5-4-18】
- ・研究倫理・研究不正防止のセミナーは、大学院特別研修セミナーとして歯学部及び薬学部の全教員と大学院生に出席を義務付けて実施している。また、日本学術振興会が提供する研究倫理 e ラーニングコースを受講して、修了証書を得ることを歯学部及び薬学部の全教員に義務付けている。これらの研究倫理セミナー及び研究倫理 e ラーニングコースを未受講の場合には、外部の競争的研究資金に応募できないこと、大学院生の学位論文指導と学位審査に携われないこととしている。【5-4-12】【5-4-13】
- ・博士(歯学)の学位に関する審査を大学院研究科委員会に申請する者は、研究不正及び不適切な行為をしていない旨の誓約書を研究指導責任者と共に署名捺印して提出することを義務付けている。【5-4-19】
- ・人を対象とした臨床研究の計画を審議する倫理審査委員会は、学内の審査委員による審査と学外の委員も加わって行う審査の二段階の審査を行っている。慎重な審議を行うことで、研究倫理に反せずに被験者の人権に十分に配慮した臨床研究を行う体制としている。【5-4-10】【5-4-20】

【エビデンス集・資料編】

- 【5-4-10】 奥羽大学倫理審査委員会規程 p301
- 【5-4-11】 文部科学省 研究活動の不正行為への対応のガイドライン について (平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定)
- 【5-4-12】 第 464 回大学院研究科委員会議事録
- 【5-4-13】 第 354 回大学院研究科委員会議事録
- 【5-4-14】 奥羽大学の研究活動における特定不正行為への対応に関する規程 p406の 12
- 【5-4-15】 奥羽大学公的研究費取扱規程 p406の2
- 【5-4-16】 奥羽大学不正防止計画推進委員会規程 p406の6
- 【5-4-17】 奥羽大学公的研究費不正使用調査委員会規程 p406の8
- 【5-4-18】 奥羽大学における研究者の行動規範 奥羽大学ホームページ 大学概要 学内規定
- 【5-4-19】 2024(令和 6)年度授業概要奥羽大学大学院歯学研究科 p118
- 【5-4-20】 2024 年度第 76~79 回倫理審査委員会議事録

5-4-③研究活動への資源の配分

・研究活動がさらに高度化し、活発になることを目的に令和 6(2024)年 12 月に 2025 年 4 月に支給する学長裁量経費を「若手研究」、「基盤研究」、「大学院特別推進研究」の 3 つのカテゴリーで公募した。その結果、30 件の応募があり、27 件に総額 1,600 万円支給することとした。【5-4-21】

歯学部

・研究費は、教員の研究・教育に資するために毎年各教員に対して「個人研究費」として 10万円及び講座・分野の運営や研究基盤を整備するために1分野あたり40万円を基本 として配分している。【5-4-22】

薬学部

・研究費は、卒業研究指導を円滑に実施するため、卒業研究生1名につき5万円の「特別 実習費」を指導教員に配分している。また、教育研究活動の推進を目的として、講師以 上の専任教員には年間20万円の「個人研究費」を配分している。【5-4-22】

大学院研究科委員会

- ・大学院教員は歯学部教員を兼務しているため、分野別研究費と個人研究費を使用して研究活動を行っている。【5-4-22】
- ・大学院生の研究指導責任者には、大学院生 1 人に付き授業料の 35%(21 万円)を支給している。

【エビデンス集・資料編】

【5-4-21】 2025 年度学長裁量経費の公募

【5-4-22】 歯学部・薬学部教員研究費

(3) 5-4 の改善・向上方策 (将来計画)

- ・研究の高度化に伴い動物実験研究施設、放射性同位元素共同研究施設、遺伝子組換え実験室などを複合的に利用する研究課題にも柔軟に対応できるルールを作成する。平成28(2016)年度に「動物実験に関する外部検証事業」による自己点検・評価を行った際は、動物実験委員会と遺伝子組換え実験安全委員会との連携強化の指摘を受けて、それを行える委員会の構成とし、規程の改正も行っている。
- ・研究倫理に関する規程は、毎年度行われている文部科学省の「研究活動における不正行 為への対応等に関するガイドライン」に基づく「履行状況調査(書面調査)」に対応し て、「奥羽大学の研究活動における特定不正行為への対応に関する規程」の改正・追加 及び「奥羽大学における研究者の行動規範」の見直しを行っていく。
- ・研究倫理・研究不正防止教育に関して、令和 7(2025)年度は対面でもセミナーを実施する予定である。
- ・競争的研究資金の獲得を支援するため、科研費採択推進委員会のブラッシュアップをより効果的に行う仕組みと体制を構築していく。
- ・学長裁量経費をさらに拡充するが、その際には令和 6(2024)年度の研究実績を踏まえて 対応する。

[基準5の自己評価]

- (1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み
- ・本学では、教育研究活動を支える体制として、学長のリーダーシップを中核に、権限の

適切な分散と責任の明確化、そして教職員の役割の明確化と能力向上を着実に進めている。

- ・令和 6 (2024) 年度には、学長のリーダーシップを強化すべく大学規程を改正し、教授会の役割を諮問機関として明確化することで、学長の統率力とガバナンス機能の発揮が一層容易となった。
- ・毎月開催される学部長会を通じ、教育・研究に関する全学的な合意形成と円滑な運営が 実現されている。
- ・職員配置については、各部・課において明確な指揮命令系統が整備され、教育研究組織との密接な連携により、高度な事務支援体制が確立している。さらに、教職員の資質向上に向けた FD・SD 活動も積極的に展開されており、歯学部・薬学部・大学院での特別研修やセミナー、オンライン研修などを通じて実務能力の向上と組織の活性化が図られている。
- ・研究活動支援としては、学長裁量経費を「若手研究」「基盤研究」「大学院特別推進研究」 に分けて公募し、27 件に総額 1,600 万円を支給するなど、研究推進への明確な資源配分 がなされており、成果の学会発表や論文投稿が期待されている。これらの取組みは教 育・研究の質を高めるとともに、大学全体の機能性と信頼性を着実に向上させている。
- ・学長裁量経費を「若手研究」、「基盤研究」、「大学院特別推進研究」の3つのカテゴリーで公募し、27件に総額1,600万円支給、学会発表のみならず多くの研究が遂行され学術雑誌への投稿が期待される。
- ・薬学部では、薬剤師国家試験問題の分析や学生への対応における注意点についての FD 研修会を開催し、教員の資質・能力向上を図っている。
- ・令和 6(2024)年度は 4 回の大学院特別研修セミナーを開催し、多くの大学院生と大学院教員が参加した。うち 1 回は対面にて実施し、活発な質疑応答が行われた。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

- ・研究支援や研究倫理に関する課題:複数の研究施設を横断する複合的な研究課題(複数の実験施設にまたがる研究等)に柔軟に対応できるルール整備の必要性や、研究倫理に関する規程の改正・見直しの必要性が課題となっている。
- ・大学院の教員体制では教員の欠員が生じており、必要な教員数の確保が課題となっている。さらに、教員と職員が協働して大学を運営する体制(教職協働)の一層の強化が必要であることが顕在化した。
- ・歯学部教員評価は、教育・研究・運営・社会活動・診療の5項目についての「教員評価」を基に行っており、歯学部長は自己評価点と委員会評価点を基に総合評価点とコメントを各教員にフィードバックしている。一部の教員に改善に時間を要する者が見受けられる。
- ・薬学部の令和6(2024)年度教員評価は、評価項目の再設定により実施できていない。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

- ・教員評価については、歯学部では自己評価と委員会評価を基にフィードバックを実施し、 改善が見られない場合には配置転換を検討する制度的対応を進めている。薬学部では評 価項目を再設定し、今後は規程に則って年1回の実施を確実に行う予定である。
- ・職員研修においては、SD 研修の機会を増やすとともに、外部研修参加の促進、ならび

に職階に応じた研修体系の整備を通じて、教職協働の実効性を高めていく。

- ・研究支援体制では、複数施設を横断する研究課題に対応するため、動物実験委員会や遺伝子組換え実験安全委員会等の連携強化を図り、施設利用ルールの見直しと規程の整備を進行中である。
- ・研究倫理の面では、ガイドラインに即した諸規程の改正を行うとともに研究倫理・研究 不正防止に関するセミナーを今後も継続する。
- ・大学院教員の欠員に対しては、新任・昇任教員に対する資格審査を迅速に実施し、指導 体制の安定化を図っている。
- ・全体として、教育研究組織と事務組織の有機的連携をさらに強化しつつ、制度・人材の 両面から組織の機能性を一層高めていく計画である。

以上より、本学は「基準5」全般について十分満たしているものと判断する。

基準6.経営・管理と財務

- 6-1. 経営の規律と誠実性
- 6-1-①経営の規律と誠実性の維持
- 6-1-②環境保全、人権、安全への配慮
 - (1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

6-1-①経営の規律と誠実性の維持

- ・学校法人晴川学舎は、寄附行為第3条において「教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、高度な専門知識と技術を備えた人間性豊かな人材を育成することを目的とする」旨を明確に示している。【6-1-1】
- ・本法人は、教育基本法、学校教育法、私立学校法、大学設置基準、大学院設置基準の法 令を遵守するとともに、「学校法人晴川学舎事務組織規程」、「学校法人晴川学舎事務分掌 規程」、「学校法人晴川学舎職務権限規程」、「学校法人晴川学舎事務専決規程」、「学校法 人晴川学舎文書取扱規程」「学校法人晴川学舎経理規程」「学校法人晴川学舎固定資産及 び物品管理規程」などの諸規程を制定し、これを遵守して規律性を維持している。

[6-1-2] [6-1-3] [6-1-4] [6-1-5] [6-1-6] [6-1-7] [6-1-8]

【エビデンス集・資料編】

- 【6-1-1】 学校法人晴川学舎寄附行為 p21
- 【6-1-2】 学校法人晴川学舎事務組織規程 p501
- 【6-1-3】 学校法人晴川学舎事務分掌規程 p511
- 【6-1-4】 学校法人晴川学舎職務権限規程 p521
- 【6-1-5】 学校法人晴川学舎事務専決規程 p525

- 【6-1-6】 学校法人晴川学舎文書取扱規程 p973
- 【6-1-7】 学校法人晴川学舎経理規程 p1051
- 【6-1-8】 学校法人晴川学舎固定資産及び物品管理規程 p1201

6-1-②環境保全、人権、安全への配慮

- ・本学の校地・校舎面積は大学設置基準を上回り、必要な施設、設備は整備しており、学修に適した環境を提供している。これらの施設・設備に対しては定期的に保守、点検、整備を実施し、良好な環境を常に保全している。授業環境は、講義室に階段教室を採用し、視聴覚装置や音響装置などの設備を配備している。エレベータ、スロープ、自動ドア、多目的トイレなどを設置し、学内のほぼ全体をバリアフリー化し、学生だけでなく授業担当者にも満足してもらえる教育環境を提供している。また、令和 5(2023)年度から計画的に校舎の耐震化を進めている。
- ・施設・設備の保守点検・整備及び安全点検などのメインテナンスは、営繕課技術職員が 日常的に実施している。法定点検として、「建築物における衛生的環境の確保に関する法 律」「水道法」「労働安全衛生法」「建築基準法」に基づいた保守点検を実施している。
- ・人権への配慮に関しては、学生と教職員及び患者の個人情報を「奥羽大学個人情報保護に関する規程」に則り適正に管理・保護し、情報の漏えい防止に努めている。また、個人情報の保護に関しては病院掲示板と奥羽大学ホームページ内のプライバシーポリシーなどで周知を図っている。【6-1-9】
- ・校内の安全に関しては、昼間は本学の守衛、夜間は契約警備会社の警備員によるキャンパス内パトロールのほか、防犯カメラを設置して、24時間体制で校舎、附属病院、キャンパス内の安全を確保している。
- ・防火・防災に関しては、「消防法」第8条、「消防法施行令」「消防法施行規則」の関連条文に基づいた「奥羽大学防火・防災管理規程」「奥羽大学歯学部附属病院防災対策準則」及び「奥羽大学防災・業務継続計画(BCP)第1版」により、「奥羽大学消防計画」を作成している。自衛消防組織を大学本部隊下に3地区隊及び病院支援隊を配置編成し、各棟に防火業務を担う防火管理者、防火担当責任者、火元責任者を配置して防火体制を整備している。また、教職員の防災に対する意識向上のため、消防計画に則り防災教育と訓練を年2回行っており、その結果は郡山消防署長に報告している。【6-1-10】【6-1-11】【6-1-12】
- ・新型インフルエンザ等や大学における感染を防ぐ措置として、「学校保健安全法」「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、感染した学生、教職員の出席・出勤停止や大学の全部または一部の臨時休業などの措置を講じている。

[6-1-13]

- ・セクシャル・ハラスメントの防止に関しては、「奥羽大学セクシャル・ハラスメント防止等に関する規程」を定め、全学生、全教職員に周知しており、また常勤カウンセラーの相談室を設けて適切に対処している。【6-1-14】【6-1-15】【6-1-16】
- ・アカデミック・ハラスメントとパワー・ハラスメントの防止に関しては「奥羽大学ハラスメント防止等に関する規程」を定め、学内に周知して防止に努めている。【6-1-17】

[6-1-18] [6-1-19]

- ・法令違反行為に関する通報及び相談に応じるため総務部総務課に窓口を設置し、公益通報に対して必要な調査及び適切な措置をとる体制を整備し、通報者の権利又は正当な利益を侵害しないようにしている。【6-1-20】
- ・以上のように、環境保全、個人情報保護、ハラスメント防止及び公益通報者の保護に関 しては大学の規程、マニュアルの整備と委員会を設置して適切に対応している。
- ・教育情報と財務情報は、本学ホームページで下記の内容を公表している。【6-1-21】
 - (1) 大学の教育研究上の目的に関すること。
 - (2) 教育研究上の基本組織に関すること。
 - (3) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。
 - (4) 入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職などの状況に関すること。
 - (5) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること。
 - (6) 学修の成果に関わる評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること。
 - (7) 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること。
 - (8) 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること。
 - (9) 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に関わる支援に関すること。 以上の9項目を掲載し、さらに、財務・経営情報についても項目ごとに表を作成して 奥羽大学報で公表しているほか、本学ホームページでも検索できるようにしている。ま た、財務書類等の閲覧は「学校法人晴川学舎財務情報公開規程」に則って行っている。

[6-1-21] [6-1-22]

【エビデンス集・資料編】

- 【6-1-9】 奥羽大学個人情報保護に関する規程 p755
- 【6-1-10】 奥羽大学防火·防災管理規程 p1241
- 【6-1-11】 奥羽大学歯学部附属病院防災対策準則 p1247~1248、1251~1252
- 【6-1-12】 奥羽大学防災・業務継続計画(BCP)
- 【6-1-13】 新型コロナウイルス感染防止に関する奥羽大学の指針
- 【6-1-14】 奥羽大学セクシュアル・ハラスメント防止等に関する規程 p781
- 【6-1-15】 奥羽大学セクシュアル・ハラスメント防止委員会規程 p791
- 【6-1-16】 奥羽大学セクシュアル・ハラスメント調査委員会規程 p795
- 【6-1-17】 奥羽大学ハラスメント防止等に関する規程 p797
- 【6-1-18】 奥羽大学ハラスメント防止委員会規程 p799
- 【6-1-19】 奥羽大学ハラスメント調査委員会規程 p800 の 6
- 【6-1-20】 学校法人晴川学舎公益通報に関する規程 p777
- 【6-1-21】 奥羽大学ホームページ 情報公開 財務の概要
- 【6-1-22】 学校法人晴川学舎財務情報公開規程 p1118の2

(3) 6-1 の改善・向上方策 (将来計画)

- ・法人及び大学の運営は、学校法人晴川学舎寄附行為及び大学の諸規程・規則を遵守して 適切に行っており、経営の規律と誠実性を維持していく。今後も法令や規程・規則を遵 守して、年度ごとに自己点検・評価を行い、必要な改善を図っていく。
- ・学生が安心かつ安全に学修できるよう教育環境を定期的に点検・管理し、防犯、防火、 防災対策に努めるほか、人権の保護、個人情報保護などにもさらに配慮していく。今後、 ホームページの掲載内容及び方法等を随時検討して特色あるホームページを作成し、本 学の魅力を強調していく。

6-2. 理事会の機能

- 6-2-①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性
- 6-2-②使命・目的の達成への継続的努力
 - (1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

6-2-①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

- ・本学の目的の達成に向けた戦略的意思決定のため、学校法人晴川学舎寄附行為及び「奥羽大学ガバナンス・コード<第1版>」にて行っている。学校法人晴川学舎寄附行為に基づく法人の管理運営組織として、理事7人以上11人以内による理事会と評議員23人以上26人以内による評議員会を組織するとともに、監事2人が監査する体制を整備している。【6-2-1】【6-2-2】
- ・常勤の理事の中から、必要に応じ財務、総務及び校友に関する業務を分掌する常任理事 を委嘱している。【6-2-3】
- ・理事会、評議員会における決定事項は、教授会、大学院研究科委員会及び事務局部課長 会など各部署において法人との調整の上で機能的に運用している。

【エビデンス集・資料編】

- 【6·2·1】 学校法人晴川学舎寄附行為 第 5 条、6 条、22 条 p21~22、p26
- 【6-2-2】 奥羽大学ガバナンス・コード<第1版>
- 【6-2-3】 学校法人晴川学舎寄附行為施行細則 第5条 p51~52

6-2-②使命・目的の達成への継続的努力

・本学は、「高度な専門知識と技術を備えた人間性豊かな人材の育成」という建学の精神と教育目的の実現に向け、組織的かつ継続的な努力を重ねている。その体制の中核には、学校法人晴川学舎寄附行為および「奥羽大学ガバナンス・コード<第1版>」があり、理事会・評議員会を基盤とした統治体制を整備している。【6-2-2】

- ・教授会や大学院研究科委員会においては、教育・研究活動の質の向上を目的とした課題 の抽出と改善策の審議が継続的に行われており、現場の声が経営に反映されるボトムア ップ型の運営が実現されている。
- ・学長主導のもとで定期的に開催される学部長会では、部局間の連携や大学全体の戦略的 方向性に関する議論が行われ、教育・研究環境の最適化が図られている。【6-2-4】
- ・財務面においても中長期的な視点に立った計画的運営を実施しており、財政の健全性を維持しながら、教育研究の質的向上に必要な投資を着実に進めている。これら一連の取り組みは、大学の使命と目的を着実に具現化しようとする継続的な努力の表れであり、将来にわたる持続可能な大学運営の礎を形成している。【6-2-5】

【エビデンス集・資料編】

- 【6-2-2】 奥羽大学ガバナンス・コード<第1版>
- 【6-2-4】 奥羽大学学部長会規程 p413
- 【6-2-5】 中期目標・中期計画一覧表 (2019.4.1~2025.3.31)
- (3) 6-2 の改善・向上方策 (将来計画)
- ・法人理事会は本学の目的を達成するための最高意思決定機関として体制が整っており、教学との連携においてもよく機能していることから、今後もこの体制を維持していく。
- 6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能
- 6-3-①法人の意思決定の円滑化
- 6-3-②評議員会と監事のチェック機能
 - (1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

6-3-①法人の意思決定の円滑化

- ・大学の教育研究組織は、主として教授会、大学院研究科委員会における審議と学長のリーダーシップのもとで運営している。教育研究組織の最高責任者である学長は、法人理事であり、他に教員から 3 人が理事として法人理事会の審議に参加していることから、法人と教育研究組織は常に密接な関係を保っている。
- ・総務部、財務部等の管理運営機関は、法人と大学の両者の業務を担っており、ともに密 接な関係を保っている。
- ・法人理事会は、教授会、大学院研究科委員会等の教育研究組織の審議や学長の意思決定 を尊重しており、法人理事会と大学の間では良いコミュニケーションのもと、円滑な意

思決定を行っている。

- ・理事長は学校法人晴川学舎を代表してその業務を総理し、法人経営にリーダーシップを 発揮している。
- ・学長は毎月定期的に開催している学部長会の議長となり、ガバナンス強化や効率的な大 学運営、学部間調整などを図るため、課題を選定して情報の共有化を図りながらリーダ ーシップを発揮している。また、教授会等から意見を聞きながら意思決定しており、教 職員も学長に対して意見を述べていることから、ボトムアップの均衡は図れている。

[6-3-1]

【エビデンス集・資料編】

【6-3-1】 奥羽大学ガバナンス・コード<第1版>

6-3-②評議員会と監事のチェック機能

- ・法人のガバナンスについては、学校法人晴川学舎寄附行為第7条及び「奥羽大学ガバナンス・コード<第1版>」に基づいて監事を選任し、その監事が第14条に基づいて法人の業務や財産の状況等を監査している。
- ・監事は、法人の業務、財産の状況について理事会にて意見を述べ、理事会に対しての監 視機能を果たしている。
- ・評議員会は、予算や事業計画など、法人の業務に関する重要事項で理事会において意見 具申を行っている。また、寄付行為第22条に基づいて法人職員(法人が設置している大 学教員を含む)8~9人、本学同窓生6~7人、学識経験者9~10人で構成し、理事会で 審議する重要事項を点検している。さらに、法人及び大学の各管理運営機関からも選任 されているため、法人と大学が相互に点検する場としても機能している。

[6-3-1] [6-3-2]

【エビデンス集・資料編】

【6-3-1】 奥羽大学ガバナンス・コード<第1版>

【6-3-2】 学校法人晴川学舎寄附行為 第 7 条、第 14 条、第 18 条、第 20 条、第 22 条 $p22\sim23$ 、 $25\sim26$

(3) 6-3 の改善・向上方策 (将来計画)

・法人理事会と教育研究組織(教授会、大学院研究科委員会)は、相互に密に連携し運営しており、連携・協力関係は適切に機能していく。相互のチェックによるガバナンス機能はより発揮され、相互のコミュニケーションをさらに円滑に進め、今後も現状の体制を維持・継続していく。

6-4. 財務基盤と収支

- 6-4-①財務基盤の確立
- 6-4-②収支バランスの確保

6-4-③中期的な計画に基づく適切な財務運営

(1) 6-4 の自己判定

「基準項目 6-4 を満たしている。」

(2) 6-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

6-4-①財務基盤の確立

- ・資産運用は、従来から資産運用規程に基づき安全確実を基本とし、財務部において執行 管理に努めるとともに、金融機関から情報を所得し、利回りが高い債券(国債等)にて運 用する方針としている。
- ・教育研究をより一層充実させるための外部資金の導入についても取り組みを行っている。 科学研究費補助金の新規採択件数は令和 6(2024)年度は 9 件であった。科学研究費補助 金の申請に関しては、教員全員を対象に採択される要領についての講演会を行うことに よって申請の意識向上を図り、さらに申請書をブラッシュアップして採択率の向上に努 めている。【6-4-1】

【エビデンス集・資料編】

【6-4-1】 令和6年度科学研究費補助金交付内定一覧

6-4-②収支バランスの確保

- ・令和6 (2024)年度は事業活動収入29 億1,583 万円、事業活動支出40 億493 万円で、支 出超過額が10 億8,910 万円となった。前年度繰越収支差額29 億5,443 万円を加えた翌 年度繰越収入差額は30 億1,415 万円の支出超過となった。資産合計は280億701 万円 で、純資産構成比率が94.4%であり、借入金はない。【6-4-2】【6-4-3】
- ・予算の執行に際しては、学生数と過去の実績等を勘案して収支バランスを改善するよう 常に心がけている。【6-4-4】

【エビデンス集・資料編】

【6-4-2】 令和 6 年度決算報告書 p1~20

【6-4-3】 財産目録(令和7年3月31日現在) 学校法人晴川学舎

【6-4-4】 学校法人晴川学舎資産運用規程 p1120の2

6-4-③中期的な計画に基づく適切な財務運営

- ・予算編成時に「中期目標・中期計画一覧(2022.4.1~2029.3.31)」、「予算の編成方針」、「今日の私学財政の指標と比較した経年比率分析表」に基づき、教育及び管理経費の削減、事務調整を行い、予算案を編成している。【6-4-5】【6-4-6】【6-4-7】
- ・中・長期的財政計画と将来計画については、「財務の健全性」を分析して評価している。

[6-4-8]

- ・令和 4(2022)年度から令和 10(2028)年度の間に実施予定としている中央棟、薬学実習棟、 記念講堂耐震改修及び附属病院棟改修又は建替工事計画として、第 2 号基本金に 80 億 円を組み入れしていたが【6-4-9】、薬学実習棟の耐震改修工事の終了等により、76 億 1,500 万円を第 2 号基本金に組み入れ変更することとした。
- ・中・長期的財政計画と将来計画については、年度決算時に「財務の健全性」を分析して 評価している。また、「今日の私学財政」の指標と比較した経年比率分析表を作成し、そ の比率分析表を基に「自己資金の蓄積力」、「財政の耐久性」および「資金調達と運用の バランス」等を検証した上で、以後6年間の中期財務運営計画をシミュレーションして いる。【6-4-8】【6-4-10】

【エビデンス集・資料編】

【6-4-5】 奥羽大学 中期目標・中期計画一覧

奥羽大学ホームページ 情報公開 事業の概要

- 【6-4-6】 2024 年度予算の編成方針
- 【6-4-7】 2024 年度予算編成の基本方針
- 【6-4-8】 2024 年度財務比率比較表
- 【6-4-9】 第2号基本金の組入れに係る計画表
- 【6-4-10】 中期財務運営計画

(3) 6-4 の改善・向上方策 (将来計画)

・教育の質に係る客観的指標調査など教育の質の向上に積極的に取り組み、私立大学等経 常費補助金の増加を図っていく。

入学者確保の対策

- ・法人はその一施策として特待生制度を創設した。この特待生制度は、放射能の風評被害による若者の県外流出を止めることと、これまで本学を支援してきた地域への恩返しの意味を込め、かつ優秀な生徒を本学に迎え入れることを目的とし、在学 6 年間の授業料相当額を奨学金として給付するものである。令和 6(2024)年度において、歯学部は全額免除 12 名・半額免除 3 名が、薬学部は全額免除 2 名・半額免除 2 名が入学した。
- ・編入学制度に関して、令和 6(2024)年度は歯学部 13 人、薬学部 7 人の編入生を迎えることができた。今後もこの編入制度を継続する。
- ・最も重要な1年次からの特待生以外の入学者を確保するためには、学部教育を強化して 国家試験合格率の向上を図らなくてはならない。そのための予算は、重点的に配分する。

その他の方策

・歯学部附属病院は、東日本大震災の避難者への歯科医療支援を含め、社会的弱者である 障がい児・者の歯科治療、介護施設や在宅の要介護者への歯科医療に重点をおいている。 障がい児・者の日帰り全身麻酔による歯科治療は令和 6(2024)年度実績として 220 件実 施しており、これを継続するとともに、外来患者数の増加と患者一人当たりの単価増に 向けて取り組んでいく。

6-5. 会計

- 6-5-①会計処理の適正な実施
- 6-5-②会計監査の体制整備と厳正な実施
 - (1) 6-5 の自己判定

「基準項目 6-5 を満たしている。」

(2) 6-5 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

6-5-①会計処理の適正な実施

- ・本学の会計処理は、「学校法人晴川学舎経理規程」「学校法人晴川学舎の予算に関する基準規程」、その他の学内規程に則り、学校法人会計基準を遵守し適切に行われている。
 - [6-5-1][6-5-2]
- ・理事会で決定した予算額と配当額を予算部署の責任者に配当し、管理している。 【6-5-3】
- ・会計処理上、判断の難しい処理が発生した際は、監事である税理士及び公認会計士に相 談し、対応方法、指導を受け、適正に処理している。

【エビデンス集・資料編】

- 【6-5-1】学校法人晴川学舎経理規程 p1051
- 【6-5-2】学校法人晴川学舎の予算に関する基準規程 p1111
- 【6-5-3】2024年度予算配当表

6-5-②会計監査の体制整備と厳正な実施

- ・監事及び公認会計士による監査は、「学校法人晴川学舎経理規程」第 10 章の第 51 条から第 53 条に則り、財産の管理状況及び予算執行状況及び理事の業務執行状況について複数回実施している。【6-5-4】
- ・監事の選任は、理事会が推薦した税理事務所経営者と医療系法人歯科医院院長の2人を 評議員会の同意を得て理事長が任命している。
- ・監事による監査は、月1回及び決算時に実施しており、学校法人の会計業務状況等を報告し、監事から要請された帳簿と証拠書類の突合を経て、誤謬や脱漏などを検証している。また、助言等を受けた際は、速やかに改善するよう努めている。【6-5-5】
- ・公認会計士による外部監査は、外部の監査法人に委嘱し、毎年 5 回、延べ 15 日程度の日数で、元帳、証憑書類、現預金等の計算書類、業務手順の照合及び大学の運営全般について行っている。【6-5-6】
- ・監査結果を含めて関連する決算書類は、本学ホームページや奥羽大学報にて公表している。【6-5-7】

【エビデンス集・資料編】

- 【6-5-4】学校法人晴川学舎経理規程 第 51 条~第 53 条 p1058
- 【6-5-5】監査報告書(令和6年度)
- 【6-5-6】公認会計士(監査法人)監査状況
- 【6-5-7】奥羽大学ホームページ 情報公開 財務の概要

(3) 6-5 の改善・向上方策 (将来計画)

・会計処理・管理については、伝票や予算差引簿を一部システム管理し、将来的には学内 LAN を活用して各所属と財務部での経理処理が一体的に処理できるシステムを構築していく。それにより予算管理と執行状況をリアルタイムで管理できる体制を整備していく。複雑・多様に拡大する法人業務の監事監査の効率性や有効性をより高め、経営の効率性を維持するため、監事との更なる協力・連携が必要不可欠である。今後は、監査規程を整備し、理事長直轄組織として位置付け、監事との監査内容の協議や連携のもと、監査内容を企画・立案し、理事長の承認を得て実施する内部監査室を設置し、業務効率の改善・向上を図っていく。

[基準6の自己評価]

- (1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み
- ・本学では、経営と財務の分野において、着実な成果と他大学にはない特色ある取組みを 展開している。まず、成果として顕著なのは、財務基盤の安定性である。借入金のない 健全な財務体質を維持しつつ、長期的な視点に立った「中期財務運営計画」を策定し、 中央棟や附属病院棟の耐震改修計画に対応するため 76 億 1,500 万円を第 2 号基本金に 組み入れるなど、将来を見据えた計画的な資金運用を実行している。
- ・特定資産構成比率が高い水準を維持しており、運用資産余裕比率も平均を越えている。
- ・科学研究費補助金に関しては、教員全体を対象とした申請支援の講演会や申請書のブラッシュアップ支援を通じて、研究活動の活性化と外部資金の獲得に成果を上げている。
- ・特色ある取組みとしては、環境保全と安全対策、人権尊重に関する包括的な制度設計と 実践が挙げられる。施設・設備はバリアフリー対応を徹底し、学生・教職員双方にとっ て快適かつ安全な教育環境を整備。防災面では、BCP(業務継続計画)を含む実践的な 防火・防災体制を構築し、定期的な訓練を実施して郡山消防署にも報告する体制を整え ている。
- ・セクハラ・パワハラ・アカハラへの対応も明確に規定化され、常勤カウンセラーの配置 を含む相談体制の整備により、実効性の高い支援が可能となっている
- ・これらの取組みは、教育・研究活動を支える基盤として高く評価されるべきものであり、 他大学に先んじた先進的な取り組みであるといえる。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

・自己点検・評価および外部による評価を通じて、いくつかの重要な課題が明らかとなった。まず、経営の透明性や説明責任のさらなる向上が求められており、ガバナンス・コ

- ードの継続的見直しと、理事会や評議員会の議論内容の学内共有体制の強化が課題とされている。また、教学と法人の意思疎通については概ね円滑に運営されているものの、ボトムアップ型の意見集約と教職員への情報フィードバックの更なる充実が必要とされている。
- ・財務面では、現時点で借入金のない安定した財務基盤が保たれているものの、少子化の 進行に伴う入学者数の変動に備え、中長期的な収支バランスの確保と財源の多様化が一 層求められている。また、科学研究費補助金の採択件数を増加させるためには、研究支 援体制や申請書の質向上に向けたサポート体制の強化が必要である。
- ・学納金収入が前年度から大幅に落ち込んだことから、人件費比率及び人件費依存率が非常に高い値を示している。
- ・法令遵守や各種規程の整備は着実に進んでいるものの、各規程の実効性の検証と現場への周知徹底には継続的な取組が求められる。ハラスメント防止や個人情報保護に関する施策も進展しているが、対応体制の客観的検証と相談体制の利用状況の把握・分析により、実効性の評価と改善が求められている。これらの課題に対し、引き続き PDCA サイクルを基盤とした改善活動を進め、経営・管理の質的向上を図ることが必要である。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

- ・これまでに明らかとなった課題に対し、本学では段階的かつ着実な改善を進めている。 まず、経営の透明性向上に向けては、「奥羽大学ガバナンス・コード」の見直しと運用状 況の点検を定期的に行っている。
- ・財務面では、中長期的な収支バランスの安定を目指し、「中期財務運営計画」に基づく予算管理を徹底するとともに、外部資金の獲得に向けて研究支援体制を整備している。具体的には、科学研究費補助金の申請に対する個別指導体制の強化や、申請書作成に関する講習会の継続的実施を通じて、教員の申請意欲と採択率の向上を図っている。
- ・学生募集に関する広報活動を促進し、学納金収入の増加に繋げるととともに、人件費、 委託費、光熱費等の支出抑制策を即急に示す必要がある。
- ・ハラスメント防止や個人情報保護に関しては、相談窓口の周知と利用促進を図るととも に、相談記録の分析や対策のフィードバックを通じて、実効性の高い対応体制の構築を 進める。
- ・各種規程の見直しや法令遵守状況の内部点検を継続的に行い、全教職員への研修機会の 充実を通じて、制度の理解と実践の徹底を図っている。今後も組織全体で改善意識を共 有しながら、持続可能で信頼性の高い大学運営を目指す。

以上より、本学は「基準6」全般について十分満たしているものと判断する。

Ⅳ. 特記事項

V. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	0	目的は、「学則」第1条に定めている。	1-1
第 83 条の 2	_	該当なし	1-1
第 85 条	0	学部及び学科は、「学則」第2条に定めている。	1-1
第 87 条	0	修業年限は、「学則」第3条に定めている。	4-1
第 88 条	0	編入学は、「学則」第21条に定めている。	4-1
第 88 条の 2	_	該当なし	4-1
第 89 条	_	該当なし	4-1
第 90 条	0	入学資格は、「学則」第20条に定めている。	3-1
第 92 条	0	職員構成は、「学則」第13条に、職員の職務が「学則」第14条に定めている。	4-2 5-1 5-2
第 93 条	0	教授会は、「学則」第 15 条~第 18 条に、教授会の規程が、「歯学 部教授会規程」及び「薬学部教授会規程」に定めている。	5-1
第 104 条	0	学士の学位は「学則」第 40 条に、博士の学位が「大学院学則」第 10 条に定めている。また、「学位規程」で定めている。	4-1
第 105 条	_	該当なし	4-1
第 108 条		該当なし	3-1
第 109 条	0	自己点検は「学則」第 1 条に定められている。自己点検・自己評価は、「大学自己点検・自己評価委規程」により「大学自己点検・自己評価委員会規程」で組織され、管理下に「大学院研究科自己点検・自己評価委員会規程」「薬学部自己点検・自己評価委員会規程」「薬学部自己点検・自己評価委員会規程」「事務局自己点検・自己評価委員会規程」「基学部所属病院自己点検・自己評価委員会規程」及び「図書館自己点検・自己評価規程」で運用されている。大学自己点検・自己評価報告書はホームページで公表している。大学評価基準は、平成 28 年度に公益財団法人日本高等教育評価機構の認証を受け、報告書をホームページで公表している。	2-2
第 113 条	0	教育研究の研究成果や活動は、ホームページ及び本学学術雑誌を 刊行して公表している。	4-2
第 114 条	0	事務職員及び技術職員は「学則」第 14 条に定めている。	5-1 5-3
第 122 条	0	高等専門学校卒業者の編入学は、「学則」第21条に定めている。	3-1
第 132 条	0	専修学校の専門課程を修了した者の編入学は、「学則」第 21 条に 定めており、編入学試験要項に医療系専修学校専門課程要件を明 示している。	3-1

学校教育法施行規則

	遵守	M 10	該当
	状況	遵守状況の説明	基準項目
		「学則」第3条に修行年限、第4条に収容定員、第5条に学年、	
		第6条に学期、第7条に休業日、第2条に部科及び課程の組織、	
		第8条教育課程及び授業日時数、第37条及び第38条に学習の評	4-1
第4条	\circ	価及び課程修了の認定、第13条に職員組織、第19条~第21条に	4-1 4-2
		入学、第29条に退学、第22条に転学、第27条に休学及び第29条	4-2
		に卒業、第33条に授業料、第32条に入学料その他の費用徴収、	
		第41条及び第42条に賞罰について定めている。	
第 24 条	\bigcirc	学生の基本的な情報、学籍簿及び成績記録、健康情報は学事部が適	4-2
3,217)	切に管理している。	1 2
第 26 条		退学、停学及び訓告の処分は、「学則」第42条、「歯学部教授会規	
第5項	\circ	程」及び「薬学部教授会規程」第6条、「臨床実習に関する不正行	5-1
7, 0 X		為に対する処罰内規」第6条に定めている。	
		大学に備えておかなければならない表簿は、法令関係、規程集、教	
		職員名簿等に関する事項は総務部、入学者選抜、学籍管理、成績管	
第 28 条	\circ	理、健康管理等の学生に関する事項は学事部、資産原簿、予算決算	4-2
		に関する事項は財務部、図書に関する事項は図書館事務部で保存	
		している。保管期間は、晴川学舎文書保管規程で定めている。	
		専門委員会等は、「歯学部教授会」第2条に「薬学部教授会内規」	
第 143 条	\circ	により「学生部委員会規程」が定められ、委員が教授会の幹事とな	5-1
		り、教授会の審議に付す議題を提案することが定められている。	
第 146 条	_	該当なし	4-1
第 147 条	_	該当なし	4-1
第 148 条	_	該当なし	4-1
第 149 条	_	該当なし	4-1
第 150 条	0	入学資格は、「学則」第20条に定めている。	3-1
第 151 条	_	該当なし	3-1
第 152 条	_	該当なし	3-1
第 153 条	_	該当なし	3-1
第 154 条	_	該当なし	3-1
第 161 条	0	編入学は「学則」第21条に定めている。	3-1
第 162 条	0	「学則」第20条及び「大学院学則」第12条に定めている。	3-1
第 163 条	0	学年の始期及び終期は「学則」第5条に、学期の区分は「学則」第	4-2
2,7 = 2 2 15		6条に定めている。	- -
第 163 条の 2	_	該当なし	4-1
第 164 条	_	該当なし	4-1
第 165 条の 2	\circ	歯学部歯学科及び薬学部薬学科に各科の特色が分かるディプロ	1-1

		マ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシ	2-3
		一を定めている。	3-1
			4-1
			4-2
		自己点検・評価は「学則」第1条の2及び「大学自己点検・自己	
第 166 条	\circ	評価規程」に定め、各部署に委員会規程が設けられ、自己点検・自	2-2
		己評価を行っている。	
		大学の教育研究の目的、三つのポリシー、教育研究上の組織、教員	1-1
		組織、教員数、教員が有する学位及び業績、収容定員数及び在学生	3-1
第 172 条の 2	\circ	数、卒業生数、進学者数、就職者数、授業科目、授業方法、年間授	4-1
		業計画、学修の成果に係る評価、卒業認定基準、入学料、授業料、	4-2
		学生支援などの情報は、ホームページで公開している。	6-1
55 150 B		卒業認定及び課程修了の認定は「学則」第39条に、学位の授与は	4.1
第 173 条		「学位規程」第2条に定めている。	4-1
第 178 条	0	高等専門学校を卒業した者は「学則」第21条に定めている。	3-1
55 100 B		修業年限2年以上あるいは専修学校専門課程修了者は「学則」第	
第 186 条		21条で定めている。	3-1

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
竺 1 夂	\bigcirc	本学は、学校教育法、その他の法令の規定に基づいて設置されてい	2-2
第1条	O	る。最低の基準を上回っている。	2-3
竺 0 久		人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は「学則」第1	1-1
第2条	O	条に定めている。	1-1
		入学者の選抜は、「学則」第 20 条で受験資格者を定め、アドミッ	
第2条の2	\bigcirc	ションポリシーを策定して入試区分に従って適切な体制を整えて	3-1
		いる。	
第3条	\bigcirc	「学則」第2条で学部及び学科を定め、「歯学部教授会規程」及び	1_1
男 3 采	0	「薬学部教授会規程」で教育研究に関する組織運営を行っている。	1-1
		「学則」第2条で学部及び学科を定め、歯学部歯学科、薬学部薬	
第 4 条	\bigcirc	学科を設け、「歯学部教授会規程」及び「薬学部教授会規程」で組	1-1
		織を運営している。	
第5条	_	該当なし	1-1
			1-1
第6条	_	該当なし	4-2
			5-2
第7条	\cap	教員及び事務組織は、職員区分が「学則」第 13 条、職務が第 14	3-2
カー木		条で定め、「晴川学舎事務組織規程」の組織図で示すように、学生	3-3

		の相談や健康上の指導を事務組織との相互分担で行っている。	3-4
		教員の構成は、「教員の任期及び昇任並びに任期に関する選考規	4-2
		程」「教員資格審査委員会規程」で年齢の著しい偏りや適正配置に	5-1
		配慮している。	5-2
			5-3
		「学則」第8条及び第9条に基づき、別表第1及び第2に示す授	
		業科目の必修科目は、授業概要に授業科目名、担当教員名を明記し	
第8条		ている。	4-2
分の木		授業科目の担当は、原則として基幹教員である専任教授又は准教	5-2
		授が担当し、主要授業科目以外の授業科目については原則として	
		専任教授、准教授、講師又は助教が担当している。	
# 0 B		******	4-2
第9条		該当者なし	5-2
第 10 条		基幹教員の数は、大学設置基準の別表第一イ(1)及び別表第一口、	4-2
(旧第 13 条)	0	別表第二に基づき算出している。	5-2
		組織的な研修等は、「大学 FD・SD 委員会規程」を定め、教育研究	4.9
htt 11 h		活動及び事務の向上を図っている。	4-2
第 11 条		教員は、専門学会や各種教育研修会等で研鑽させ、事務職員も事務	4-3
		研修会等に参加させている。	5-3
felic a a be		学長の選考及び資格は、「晴川学舎寄付行為施行細則」で定め、選	
第 12 条		考委員会で、人格、学識、大学運営見識を審議して決定している。	5-1
		教授の資格は、「教員の任用及び昇任並びに任期に関する選考規	
第 13 条	0	程」第5条で定め、「教員資格審査委員会規程」に則り選考してい	4-2
		ప .	5-2
		准教授の資格は、「教員の任用及び昇任並びに任期に関する選考規	
第 14 条	0	程」第5条で定め、「教員資格審査委員会規程」に則り選考してい	4-2
		పె	5-2
		講師の資格は、「教員の任用及び昇任並びに任期に関する選考規	
第 15 条		 程」第6条で定め、「教員資格審査委員会規程」に則り選考してい	4-2
			5-2
		助教の資格は、「教員の任用及び昇任並びに任期に関する選考規	
第 16 条	0	程」第6条の2で定め、「教員資格審査委員会規程」に則り選考し	4-2
1 NA TO N		ている。	5-2
		 助手の資格は、「教員の任用及び昇任並びに任期に関する選考規	
第 17 条	0	程」第7条で定め、「教員資格審査委員会規程」に則り選考してい	4-2
		3.	5-2
		□ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
第 18 条	\cap	21条で定めている。	3-1
>14 ±0 >14		校地及び校舎の面積は、大学設置基準第三イ(2)、第三ロ、第三ハ	-
	<u> </u>		

施設・設備は、大学設置基準第 36 条に則り、総合的に考慮している。 教育課程の編成方針は、「学則」第 8 条に定める学部に開設授業科目を区分し、ディブロマポリシー及びカリキュラムポリシーに基づき、別表第 1 及び第 2 に区分及び科目を適切に配置している。 第 19 条の 2
19条
 第19条 目を区分し、ディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーに基づき、別表第1及び第2に区分及び科目を適切に配置している。 第19条の2 該当なし 4・2 第20条 お音課程の編成方法は、「学則」第8条に定め、別表第1及び第2に区分及び科目名を定めている。 第21条 各授業科目の単位数は、「学則」第 11条で算出方法を定め、別表第1、別表第2に定めている。 第21条 1年間の授業期間は、「学則」第 5条及び第6条に定め、授業概要に授業時間割を定めている。 各授業科目の授業期間は、「学則」第 6条に学年を2期に分け、定期試験期間を除き、講義授業科目は「学則」第 11条により前期 15 4・2 第23条 期試験期間を除き、講義授業科目は「学則」第 11条により前期 15 4・2 第 15回)と後期 15週(15回)を原則としている。 授業科目について同時に授業を行う学生数は、学生部委員会で時間割編成を調整している。歯学部、薬学部共に学年単位で行う他、ハグループ単位の演習等、授業形態によって十分な教育効果があげられる適切な学生数で授業が行われている。 第 24条 「受業は、「学則」第 11条の定めにより、講義、演習、実験、実習者しくは実技のいずれか又はこれらを併用して行われている。 第 25条の2 「検業方法、内容及び1年間の授業の計画は、授業概要に明記している。成績評価基準及び卒業認定は、「学則」第 37条、第 39条及び第 39条に定め、授業概要にも掲載している。
19 条の 2
 第19条の2
第 20 条 ② 教育課程の編成方法は、「学則」第 8 条に定め、別表第 1 及び第 2 に区分及び科目名を定めている。
 第 20条 ○ に区分及び科目名を定めている。 名授業科目の単位数は、「学則」第 11 条で算出方法を定め、別表第 1、別表第 2 に定めている。 第 21条 ○ 1年間の授業期間は、「学則」第 5条及び第 6条に定め、授業概要に授業時間割を定めている。 各授業科目の授業期間は、「学則」第 6条に学年を 2 期に分け、定期試験期間を除き、講義授業科目は「学則」第 11条により前期 15週 (15回)と後期 15週 (15回)を原則としている。 ※ 23条 ○ 期試験期間を除き、講義授業科目は「学則」第 11条により前期 15週 (15回)と後期 15週 (15回)を原則としている。 ※ 24条 ○ 授業科目について同時に授業を行う学生数は、学生部委員会で時間割編成を調整している。歯学部、薬学部共に学年単位で行う他、小グループ単位の演習等、授業形態によって十分な教育効果があげられる適切な学生数で授業が行われている。 第 25条 ○ 授業は、「学則」第 11条の定めにより、講義、演習、実験、実習者しくは実技のいずれか又はこれらを併用して行われている。 第 25条の2 ※ 25条の2 第 25条の2 (対験 25条のでのより、対験 25条の計画は、授業概要に明記している。成績評価基準及び卒業認定は、「学則」第 37条、第 39条及び第 39条に定め、授業概要にも掲載している。
第 21 条
 第 21条 第 1、別表第 2 に定めている。 1 年間の授業期間は、「学則」第 5 条及び第 6 条に定め、授業概要 に授業時間割を定めている。 各授業科目の授業期間は、「学則」第 6 条に学年を 2 期に分け、定 期試験期間を除き、講義授業科目は「学則」第 11 条により前期 15 4・2 週 (15 回)と後期 15 週 (15 回)を原則としている。 授業科目について同時に授業を行う学生数は、学生部委員会で時間割編成を調整している。歯学部、薬学部共に学年単位で行う他、 小グループ単位の演習等、授業形態によって十分な教育効果があげられる適切な学生数で授業が行われている。 第 25 条 「授業は、「学則」第 11 条の定めにより、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれか又はこれらを併用して行われている。 4・2 第 25 条の2 第 25 条の2 (成績評価基準及び卒業認定は、「学則」第 37 条、第 39 条及び第 39条に定め、授業概要にも掲載している。
 第 21条 第 1、別表第 2 に定めている。 1 年間の授業期間は、「学則」第 5 条及び第 6 条に定め、授業概要 に授業時間割を定めている。 各授業科目の授業期間は、「学則」第 6 条に学年を 2 期に分け、定 期試験期間を除き、講義授業科目は「学則」第 11 条により前期 15 4・2 週 (15 回)と後期 15 週 (15 回)を原則としている。 授業科目について同時に授業を行う学生数は、学生部委員会で時間割編成を調整している。歯学部、薬学部共に学年単位で行う他、 小グループ単位の演習等、授業形態によって十分な教育効果があげられる適切な学生数で授業が行われている。 第 25 条 「授業は、「学則」第 11 条の定めにより、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれか又はこれらを併用して行われている。 4・2 第 25 条の2 第 25 条の2 (成績評価基準及び卒業認定は、「学則」第 37 条、第 39 条及び第 39条に定め、授業概要にも掲載している。
 第 22 条 □ 1年間の授業期間は、「学則」第 5条及び第 6条に定め、授業概要に授業時間割を定めている。 ○ 各授業科目の授業期間は、「学則」第 6条に学年を 2 期に分け、定期試験期間を除き、講義授業科目は「学則」第 11 条により前期 15 週 (15 回)と後期 15 週 (15 回)を原則としている。 授業科目について同時に授業を行う学生数は、学生部委員会で時間割編成を調整している。歯学部、薬学部共に学年単位で行う他、小グループ単位の演習等、授業形態によって十分な教育効果があげられる適切な学生数で授業が行われている。 第 25条 □ 授業は、「学則」第 11条の定めにより、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれか又はこれらを併用して行われている。 第 25条の2 原業方法、内容及び 1年間の授業の計画は、授業概要に明記している。成績評価基準及び卒業認定は、「学則」第 37条、第 39条及び第 39条に定め、授業概要にも掲載している。
(に授業時間割を定めている。 各授業科目の授業期間は、「学則」第 6 条に学年を 2 期に分け、定期試験期間を除き、講義授業科目は「学則」第 11 条により前期 15 週 (15 回) と後期 15 週 (15 回) を原則としている。 授業科目について同時に授業を行う学生数は、学生部委員会で時間割編成を調整している。歯学部、薬学部共に学年単位で行う他、小グループ単位の演習等、授業形態によって十分な教育効果があげられる適切な学生数で授業が行われている。 授業は、「学則」第 11 条の定めにより、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれか又はこれらを併用して行われている。
 第 23 条 期試験期間を除き、講義授業科目は「学則」第 11 条により前期 15 週 (15 回)と後期 15 週 (15 回)を原則としている。 授業科目について同時に授業を行う学生数は、学生部委員会で時間割編成を調整している。歯学部、薬学部共に学年単位で行う他、小グループ単位の演習等、授業形態によって十分な教育効果があげられる適切な学生数で授業が行われている。 第 25 条 ● 授業は、「学則」第 11 条の定めにより、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれか又はこれらを併用して行われている。 授業方法、内容及び 1 年間の授業の計画は、授業概要に明記している。成績評価基準及び卒業認定は、「学則」第 37 条、第 39 条及び第 39条に定め、授業概要にも掲載している。
 週 (15回) と後期 15 週 (15回) を原則としている。 授業科目について同時に授業を行う学生数は、学生部委員会で時間割編成を調整している。歯学部、薬学部共に学年単位で行う他、小グループ単位の演習等、授業形態によって十分な教育効果があげられる適切な学生数で授業が行われている。 第 25 条 受業は、「学則」第 11 条の定めにより、講義、演習、実験、実習者しくは実技のいずれか又はこれらを併用して行われている。 接業方法、内容及び 1 年間の授業の計画は、授業概要に明記している。成績評価基準及び卒業認定は、「学則」第 37 条、第 39 条及び第 39条に定め、授業概要にも掲載している。
第 24 条
 第 24 条 □ 間割編成を調整している。歯学部、薬学部共に学年単位で行う他、
 第 24 条 小グループ単位の演習等、授業形態によって十分な教育効果があげられる適切な学生数で授業が行われている。 第 25 条 ○ 授業は、「学則」第 11 条の定めにより、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれか又はこれらを併用して行われている。 4・2 授業方法、内容及び 1 年間の授業の計画は、授業概要に明記している。 成績評価基準及び卒業認定は、「学則」第 37 条、第 39 条及び第 39条に定め、授業概要にも掲載している。
小グループ単位の演習等、授業形態によって十分な教育効果があげられる適切な学生数で授業が行われている。
第 25 条
第 25 条 ○ しくは実技のいずれか又はこれらを併用して行われている。 4-2 授業方法、内容及び 1 年間の授業の計画は、授業概要に明記して いる。 成績評価基準及び卒業認定は、「学則」第 37 条、第 39 条及び第 39 条に定め、授業概要にも掲載している。
しくは実技のいずれか又はこれらを併用して行われている。 4-2 授業方法、内容及び 1 年間の授業の計画は、授業概要に明記している。
第 25 条の 2
第 25 条の 2
成績評価基準及び卒業認定は、「学則」第 37 条、第 39 条及び第 39 条に定め、授業概要にも掲載している。
第26条 - 該当なし 4-2
ZP = 2 2 P
単位の授与は、受験資格が試験規程で定め、「学則」第37条、第
第 27 条 38 条及び第 39 条と別表第 1 及び別表第 2 により単位取得が定め 4-1
られている。
本学は履修科目の登録の上限は、歯学部が各学年必須科目であり、
第 27 条の 2 薬学部で設けており、学則別表第 1 に定めている。
第 27 条の 3 - 該当なし 4-1
第28条 - 該当なし 4-1
第29条 - 該当なし 4-1
入学前の既習得単位の認定は、「学則」第 21 条で定め、相当学年
第30条 の編入を許可した場合は、それ以前の単位を本学の基準にて履修 4-1
したこととみなしている。
第 30 条の 2 - 該当なし 4-2

第91 タ		オル ム1	4-1
第 31 条	_	該当なし	4-2
第 32 条	0	卒業の要件は、修業年限が「学則」第3条、卒業認定が第39条及 び別表1に定め、歯学部192.0単位、薬学部が194.5単位以上と している。歯学部は、「歯学部卒業試験規程」により合格を判定す る。	4-1
第 33 条	_	該当なし	4-1
第 34 条	0	学生が休息その他に利用するスペースとして、各階に休憩スペースを設け、学生食堂、学生ホール、緑地帯、野外ベンチなど学生が 適宜休息をとれる環境を整えている。	3-5
第 35 条	0	運動場等は、大学敷地内に体育館、テニススコート 6 面、ランニングコースを併設している。	3-5
第 36 条	0	校舎等施設として、長室、会議室、事務室、研究室、各種教室、図 書館、保健室、学生自習室、体育館、クラブ棟などを有している。	3-5
第 37 条	\circ	校地面積は、7万3,654㎡であり、十分に満たしている。	3-5
第 37 条の 2	0	校舎面積は、3万3,010㎡であり、十分に満たしている。	3-5
第 38 条	0	図書館は、約24万冊以上で、内訳は歯学関係が約6万冊、薬学関係が約4万冊、一般約13万冊、閲覧場所として231座席と11の個室を備えている。	3-5
第 39 条	0	附属施設は、「学則」第 46 条で歯学部を設ける大学に必要な施設として附属病院を有している。また、「学則」第 46 条の 2 で薬学部を設ける大学に必要な施設として附属薬用植物園を有している。	3-5
第 39 条の 2	0	薬学部薬学科は、薬学に関する学科で臨床に係る実践的な能力を 養うことを目的として、薬学実務実習に必要な施設を確保し、令和 5年度は病院 53 施設、薬局 71 施設を確保している。	3-5
第 40 条	0	歯学び薬学教育研究に必要な機械、器具及び標本を備えている。	3-5
第 40 条の 2	_	該当なし	3-5
第 40 条の 3	0	必要な経費の確保は、教育研究にふさわしい環境整備に必要な予 算を毎年度確保し、施設や設備の拡充に努めている。	3-5 5-4
第 40 条の 4	0	大学の名称は、明治以前から陸奥国(奥州)と出羽国(羽州)を合わせた奥羽地方と言われており、現在の東北地方と一致する。本学は奥州と羽州の南の合流地点にあり、奥羽という名称はこの地に存在するふさわしい名称である。学部においても歯科医師を養成するための歯学部歯学科、薬剤師を養成するための薬学部薬学科とそれぞれの教育研究目的に合致した名称でふさわしいものである。	1-1
第 41 条	_	該当なし	4-2
第 42 条	_	該当なし	1-1

			1
第 42 条の 2	_	該当なし	3-1
第 42 条の 3	1	該当なし	5-2
第 42 条の 4	1	該当なし	4-2
第 42 条の 5		該当なし	4-2
男 42 米の 3		該ヨなし 	5-1
第 42 条の 6	_	該当なし	4-2
第 42 条の 7	_	該当なし	4-2
第 42 条の 8	_	該当なし	4-1
第 42 条の 9	_	該当なし	4-1
第 42 条の 10	_	該当なし	3-5
第 43 条	_	該当なし	4-2
第 44 条	_	該当なし	4-1
第 45 条	_	該当なし	4-1
第 40 		また V よく 1	4-2
第 46 条		該当なし	5-2
第 47 条	_	該当なし	3-5
第 48 条	_	該当なし	3-5
第 49 条	_	該当なし	3-5
第 49 条の 2	_	該当なし	4-2
第 49 条の 3	_	該当なし	5-2
第 49 条の 4	_	該当なし	5-2
第 58 条	_	該当なし	1-1
第 59 条		該当なし	3-5
			3-5
第 61 条	_	該当なし	4-2
			5-2

専門職大学設置基準 「該当なし」

	遵守	遵守状況の説明	該当
	状況	度寸仏がの説明	基準項目
第1条			2-2
分 1未			2-3
第2条			1-1
第3条			3-1
第4条			1-1
第5条			1-1
第6条			1-1
第7条			1-1
ガ ・木			4-2

		5-2
第8条		3-1
第9条		4-2
		4-2
第 10 条		5-1
第 11 条		4-2
第 12 条		4-2
第 13 条		4-2
第 14 条		4-1
第 15 条		4-2
第 16 条		4-2
第 17 条		4-2
第 18 条		3-2
第10 米		4-2
第 19 条		4-1
第 20 条		4-2
第 21 条		4-1
第 22 条		4-2
第 23 条		4-1
第 24 条		4-1
第 25 条		4-1
第 26 条		4-1
第 27 条		4-2
第 28 条		4-1
		4-2
第 29 条		4-1
第 30 条		4-1
		3-2
		3-3
		3-4
第 31 条		4-2
		5-1
		5-2
		5-3
第 32 条		4-2
		5-2
第 33 条		4-2
笠 91 冬		5-2
第 34 条		4-2

Mar on the	5-2
第 35 条	5-2
	4-2
第 36 条	4-3
	5-3
第 37 条	5-1
第 38 条	4-2
	5-2
第 39 条	4-2
77	5-2
第 40 条	4-2
20 20	5-2
第 41 条	4-2
7,7 11 7,8	5-2
第 42 条	4-2
71 Ta A	5-2
第 43 条	3-5
第 44 条	3-5
第 45 条	3-5
第 46 条	3-5
第 47 条	3-5
第 48 条	3-5
第 49 条	3-5
第 50 条	3-5
第 51 条	3-5
第 52 条	3-5
Mr. To M	3-5
第 53 条	5-4
第 54 条	1-1
第 55 条	4-2
第 56 条	4-1
第 57 条	4-1
	4-2
第 58 条	5-2
第 59 条	3-5
第 60 条	3-5
第 61 条	3-5
第 77 条	1-1
1 1	

	4-2
	5-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第2条	0	学士の学位授与の要件は、「学則」第40条、「学位規程」第3条に 定めている。	4-1
第2条の3	_	該当なし	4-1
第 10 条	0	専攻分野の名称は、「学則」第40条、「学位規程」第3条に定めている。	4-1
第 10 条の 2	_	該当なし	4-1
第 13 条	0	「学位規程」で学位に関する申請及び受理、審査及び試験等について定めており、第 16 条で文部科学大臣に報告し、学位簿に登録する定めとなっている。	4-1

私立学校法

	遵守	遵守状況の説明	該当
	状況	度り仏がの説明	基準項目
		特別の利益供与の禁止は、「晴川学舎寄付行為」で定めており、理	
第 20 条	\circ	事は第19条第1項、監事の選任が第22条第2項及び職務が第28	6-1
		条第1号、評議員は第46条第1項で明記している。	
第 27 条		寄附行為の備置き及び閲覧は、「晴川学舎寄附行為」第69条に定め	6-1
第27条)	ている。	0-1
第 29 条	\circ	理事選任機関は、「晴川学舎寄附行為」第6条に定めている。	6-2
第 30 条	\circ	理事の選任等は、「晴川学舎寄附行為」第7条に定めている。	6-2
第 31 条	\circ	理事の資格及び構成は、「晴川学舎寄附行為」第8条で定めている。	6-2
			2-1
第 36 条	0	理事会の職務等は、「晴川学舎寄附行為」第 12 条、第 13 条、第 14	2-3
第 30 朱		条、第19条、第20条で定めている。	6-1
			6-2
第 37 条		理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事は、「晴川学舎寄附行	6-1
分 37 未)	為」第14条、第15条に定めている。	6-2
		理事の報告義務等は、「晴川学舎寄附行為」第 16 条、第 48 条に定	6-1
第 39 条	\circ	世事の取口教務等は、「明川子音前門刊為」第10末、第40末に足 めている。	6-2
			6-3
第 43 条	\circ	理事会の議事録は、「晴川学舎寄附行為」第21条に定めている。	6-2
第 45 条	\circ	監事の選任等は、「晴川学舎寄附行為」第22条に定めている。	6-3
第 46 条	\circ	監事の資格は、「晴川学舎寄附行為」第23条に定めている。	6-3

第 52 条	\circ	監事の職務は、「晴川学舎寄附行為」第28条に定めている。	6-3
第 54 条	0	評議員会に提出する議案等の調査義務は、「晴川学舎寄附行為」第 30条に定めている。	6-3
第 55 条	0	理事会及び評議員会への出席事務等は、「晴川学舎寄附行為」第28 条第3号に定めている。	6-3
第 56 条	0	理事会等への報告は、「晴川学舎寄附行為」第 28 条第 2 号、第 4 号、第 5 号に定めている。	6-3
第 61 条	0	評議員の選任等は、「晴川学舎寄附行為」第32条に定めている。	6-3
第 62 条	0	評議員の資格及び構成は、「晴川学舎寄附行為」第33条に定めている。	6-3
第 66 条	\circ	評議員会の職務等は、「晴川学舎寄附行為」第37条に定めている。	6-3
第 78 条	0	評議員会の議事録は、「晴川学舎寄附行為」第47条に定めている。	6-3
第 80 条	0	会計監査人の選任等は、「晴川学舎寄附行為」第 50 条に定めている。	6-3 6-5
第 86 条	0	会計監査人の職務等は、「晴川学舎寄附行為」第 55 条に定めている。	6-5
第 99 条	0	予算及び事業計画は、「晴川学舎寄附行為」第57条に定めている。	1-1 2-3 6-4
第 100 条	0	役員及び評議員に対する報酬等は、「晴川学舎寄附行為」第58条に 定めている。	6-2 6-3
第 103 条	0	計算書類等の作成及び保存は、「晴川学舎寄附行為」第68条に定めている。	6-1 6-2 6-3 6-4 6-5
第 104 条	0	計算書類等の監査等は、「晴川学舎寄附行為」第 68 条に定めている。	6-2 6-5
第 105 条	0	計算書類及び事業報告並びに監査報告の評議員への提供等は、「晴川学舎寄附行為」第68条に定めている。	6-3
第 106 条	0	計算書類等及び監査報告の備置き及び閲覧等は、「晴川学舎寄附行 為」第69条に定めている。	6-1
第 107 条	0	財産目録等の作成、備置き及び閲覧等は、「晴川学舎寄附行為」第69条に定めている。	6-1
第 108 条	0	寄附行為の変更は、「晴川学舎寄附行為」第71条に定めている。	6-1
第 144 条	0	会計監査人の設置の特例は、「晴川学舎寄附行為」第5条第3項に 定めている。	6-5
第 145 条	0	常勤の監事の選定の特例は、「晴川学舎寄附行為」第29条に定めている。	6-3

第 146 条		理事の構成及び報告義務の特例は、「晴川学舎寄附行為」第8条、	6-2
分 140 未		第16条に定めている。	0.2
			1-1
	0	体制の整備及び中期事業計画の作成等は、「晴川学舎寄附行為」第 57条に定めている。	2-1
第 148 条			2-3
		97 朱に足めている。	6-1
			6-4
第 151 条	0	情報の公表の特例は、「晴川学舎寄附行為」第75条に定めている。	6-1

学校教育法 (大学院関係)

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	\bigcirc	大学院の目的は、「大学院学則」第1条に定めている。	1-1
第 100 条	0	大学院を置く大学には、研究科を置くことを常例とすることは、 「学則」第45条及び「大学院学則」第2条に定めている。	1-1
第 102 条	0	大学院に入学することのできる者は、「大学院学則」第 12 条に定めている。	3-1

学校教育法施行規則 (大学院関係)

	遵守	遵守状況の説明	該当
	状況	受り (人)がの武功	基準項目
第 155 条	\bigcirc	大学院に入学することのできる者は、「大学院学則」第 12 条に定	3-1
第 100 米	O	めている。	9-1
第 156 条	_	該当なし	3-1
第 157 条		大学院入学条件は、「大学院学則」第6条及び第12条に定め、単	
	\bigcirc	位その他必要な事項は、学生募集要項及び授業概要をホームペー	0.1
	O	ジで公表し、入学に関する制度が適切に運用されるようにしてい	3-1
		る。	
第 158 条		入学に関する制度の運用の状況については、「大学院研究科自己点	
	\bigcirc	検・自己評価委員会規程」において点検及び評価を行っており、公	3-1
		表は「大学院学則」第1条で定めている。	
第 159 条	0	歯学を履修する博士課程の修業年限は、「大学院学則」第3条に定	3-1
		めている。	9-1
第 160 条	\bigcirc	外国における学校散育の定める年齢以上在学した者は、「大学院学	0-1
		則」第12条に定めている。	3-1

大学院設置基準

	遵守	遵守状況の説明	該当
	状況	E 1 0(2000)	基準項目
第1条	\circ	学校教育法やその他の法令の規定に基づき設置され、「大学院学	2-2
37.1.7.	0	則」に則って運営され、設置基準を上回るように努めている。	2-3
第1条の2	\circ	教育研究上の目的は、「大学院学則」第1条で定めている。	1-1
		入学者選抜は、「大学院学則」第13条で定め、「大学院学則」第42	
第1条の3	\circ	条から 46 条の大学院運営委員会にて大学院学生募集要項を作成	3-1
カ1木の5		し、運営委員により公正かつ妥当な方法で、適切な体制を整えて、	0 1
		厳格に実施している。	
第2条	\circ	大学院における課程は博士課程で、「大学院学則」第2条で定めて	1-1
分 2 未)	いる。	1 1
第2条の2	-	該当なし	1-1
第3条		該当なし	1-1
第4条	\circ	博士課程の目的は、「大学院学則」第1条に、修業年限は、「大学院	1-1
知当本		学則」第3条に定めている。	1 1
		歯学研究科は、専門分野に応じて教育研究上の目的から組織され、	
第5条	\circ	専攻の種類及び数は、「大学院学則」第5条に定め、大学院設置基	1-1
売り未 		準の教員数を満たし、教育研究上適当な規模の教員組織及び内容	1-1
		で運営している。	
第6条	\bigcirc	歯学研究科の専攻分野は、「大学院学則」第5条に定めている。	1-1
		歯学研究科、本学歯学部・薬学部、附属病院と連携し、放射線同位	1-1
第7条	\bigcirc	元素共同研究施設、遺伝子組換え実験室、機能検査室、動物実験研	
分 / 木		究施設、電子顕微鏡研究施設等の大学附属施設と適切に連携体制	
		を整えている。	
			1-1
第7条の2	_	該当なし	4-2
			5-2
			1-1
第7条の3	_	該当なし	4-2
			5-2
			3-2
		 歯学研究科には、その教育研究上の目的を達成するため、教員組織	3-3
		が「大学院学則」第36条で定め、事務組織が「晴川学舎事務組織	3-4
第8条	0		4-2
			5-1
			5-2
			5-3
第9条	0	大学院教員は、「大学院規程」第38条に定め、申し合わせで大学	4-2

	ı	T	
		院教員及びこれに準ずる者の選考基準に則り行われ、全員が博士	5-2
		号を有する教員である。	
		「奥羽大学 FD・SD 委員会規程」を定め、教育研究活動及び事務	4-2
第9条の3		の向上を図っている。	4-3
7,70 7,600		教員は、専門学会や各種教育研修会等で研鑽させ、事務職員も事務	5-3
		研修会に参加させている。	0.0
第 10 条	0	歯学研究科の収容定員は、「大学院学則」第4条に定めている。	3-1
		教育課程の編成は、教育上の目的を達成するために、授業概要を作	
第 11 条	\cap	成し、必要な授業科目を開設、学位論文の作成等に対する指導の計	4-2
为 11 未		画の策定などカリキュラムマップを明示し、体系的に教育課程を	4 2
		編成している。	
笠 19 冬		授業及び研究指導は、「大学院学則」第 36 条に定め、授業概要を	3-2
第 12 条	O	作成して行っている。	4-2
		研究指導は、「大学院学則」第 36 条に定め、授業概要に担当教員	2-9
第 13 条	\circ	及び授業内容を明示しており、大学院教員が研究指導を行ってい	3-2
		る。	4-2
		教育方法の特例は、「大学院学則」第36条の2に定め、夜間及び	
第 14 条	\circ	夏季休業の時期に授業及び研究指導内容を授業概要に明示してい	4-2
		る。	
tite 1 1 tz = 0		成績評価基準等の明示は、「大学院学則」第6条及び第8条で定め、	
第 14 条の 2		授業概要で一年間の授業及び研究指導の計画を明示している。	4-1
		夕極樂到日の光片 極楽日料放け 「上光時光日」 佐 F タ 佐 F タ	3-2
第 15 条		各授業科目の単位、授業日数等は、「大学院学則」第5条、第6条、第7条、第0条及び大見に単位及び形字屋修単位な完めている	3-5
弗 10 宋 	0	第7条、第9条及び末尾に単位及び所定履修単位を定めている。	4-1
		また、授業概要で明示して行われている。	4-2
第 16 条	_	該当なし	4-1
公1 7 夕		博士課程の修了の要件は、「大学院学則」第6条及び末尾に単位及	4.1
第 17 条		び所定履修単位の備考で定めている。	4-1
# 10 P		教育研究に必要な専用の講義室等は、歯学研究科の領域及び専攻	
第 19 条		科目に設けている。	3-5
第 20 条	0	教育研究に必要ない機械、器具及び標本を備えている。	3-5
第 21 条		教育研究上必要な資料は、図書館を備え、蔵書検索システム、デー	
		タベース検索運用が行えるようにしている。	3-5
第 22 条		教育研究上支障を生じない施設等の供用は、放射線同位元素共同	
	\circ	研究施設、遺伝子組換え実験室、機能検査室、動物実験研究施設、	3-5
		電子顕微鏡研究施設等の施設である。	
第 22 条の 2	_	該当なし	3-5
第 22 条の 3		必要な経費の確保等は、年間計画で予算化し、教育研究にふさわし	3-5
	0	い環境の整備している。	5-4
	1	I	1

	1		
第 22 条の 4	0	研究科及び専攻の名称は、歯学に関連した領域及び専攻科目であり、「大学院学則」第2条に定め、歯学の教育研究上の目的にふさわしいものである。	1-1
		·	
第 23 条	_	該当なし	1-1
第 24 条	_	該当なし	3-5
第 25 条	_	該当なし	4-2
第 26 条	_	該当なし	4-2
空 97 久		該当なし	4-2
第 27 条	_	成当なし	5-2
			3-2
第 28 条	_	該当なし	4-1
			4-2
第 29 条	_	該当なし	3-5
tota a a tr		ation 2	3-2
第 30 条	_	該当なし	4-2
第 30 条の 2	_	該当なし	4-2
第 31 条	_	該当なし	4-2
第 32 条	_	該当なし	4-1
第 33 条	_	該当なし	4-1
第 34 条	_	該当なし	3-5
第 34 条の 2	_	該当なし	4-2
第 34 条の 3	_	該当なし	5-2
		学識を教授する能力を培うために、専攻科目に関連する学術学会	
第 42 条	0	や学内学会案内などの情報を担当教員からの提供や研究科教務課	3-3
		が掲示等で提供している。	
第 43 条		経済負担軽減等に関する情報がある場合には、ホームページお及	
	0	び専攻科目教員から情報提供するように努めている。	3-4
第 45 条	_	該当なし	1-1
tota e to		ation .	3-5
第 46 条	_	該当なし	5-2
	1		<u> </u>

専門職大学院設置基準 「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条			2-2
717 1 710			2-3
第2条			1-1
第3条			4-1
第4条			4-2

		5-1
		5-2
		4-2
第5条		5-2
		4-2
第5条の2		4-3
		5-3
第6条		4-2
		4-2
第6条の2		5-1
第6条の3		4-2
第7条		4-2
thr o A		3-2
第8条		4-2
学 0 夕		3-2
第9条		4-2
第 10 条		4-1
第 11 条		4-2
第 12 条		4-1
第 13 条		4-1
第 14 条		4-1
第 15 条		4-1
第 16 条		4-1
		1-1
		3-2
第 17 条		3-5
		4-2
		5-2
		1-1
第 18 条		4-1
		4-2
第 19 条		3-1
第 20 条		3-1
第 21 条		4-1
第 22 条		4-1
第 23 条		4-1
第 24 条		4-1
第 25 条		4-1
第 26 条		1-1

		4-1
		4-2
第 27 条		4-1
第 28 条		4-1
第 29 条		4-1
第 30 条		4-1
第 31 条		4-2
第 32 条		4-2
第 33 条		4-1
第 34 条		4-1
第 42 条		2-2
分 44 术		2-3

学位規則 (大学院関係)

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第3条	_	該当なし	4-1
第4条	0	博士の学位授与の要件は、「大学院学則」第10条、「学位規程」第 3条の2に定めている。	4-1
第5条	0	学位の授与に係る審査への協力は、「学位規程」第8条に定めている。	4-1
第5条の3	_	該当なし	4-1
第 12 条	0	学位授与の報告は、「学位規則」第14条、第15条に規定してあり、 授与した日から3か月以内に、学位授与報告を文部科学大臣及び 国立国会図書館に提出している。	4-1

大学通信教育設置基準 「該当なし」

	遵守	遵守状況の説明	該当
	状況		基準項目
第1条			2-2
			2-3
第2条			4-2
第3条			3-2
			4-2
第4条			4-2
第5条			4-1
第6条			4-1
第7条			4-1
第9条			4-2

		5-2
第 10 条		3-5
第 11 条		3-5
第 12 条		3-2
		4-2
第 13 条		2-2
		2-3

^{※「}遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「〇」「×」で記載し、該当しない場合は「一」で記載すること。

^{※「}遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

[※]大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。